

平成 23 年度業務実績報告書

資 料 編

平成 24 年 6 月



独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

目 次

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために とるべき措置

<公害健康被害補償業務>

(資料 1) 公害健康被害補償制度の概要	1
(資料 2-①) 汚染負荷量賦課金の申告件数及び申告額の年度別推移	2
(資料 2-②) 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移	2
(資料 3) 都道府県別汚染負荷量賦課金徴収決定状況(旧第一種地域)	3
(資料 4-①) 東日本大震災による納付義務者への対応、申告状況	4
(資料 4-②) 青森県及び茨城県の事業者の皆様における平成 23 年度汚染負荷量 賦課金の申告・納付期限の決定について(案内文書)	5
(資料 4-③) 公害健康被害の補償等に関する法律及び国税通則法の条文(抜粋)	6
(資料 5) 申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等	7
(資料 6) 徴収業務の一部についての民間競争入札による実施内容	9
(資料 7) オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い	10
(資料 8) 平成 23 年度汚染負荷量賦課金申告・納付説明会等での対応について	12
(資料 9) 平成 24 年度算定様式雛型ファイルのダウンロードの開始について	13
(資料 10) オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い	14
(資料 11) 申告方式別申告事業所数の推移及び申告方式別の申告件数・申告金額	17
(資料 12-①) 旧第一種被認定者数の年度別推移	18
(資料 12-②) 補償給付費納付金の年度別推移	18
(資料 13) 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移	19

<公害健康被害予防事業>

(資料 14) 公害健康被害予防事業の概要	20
(資料 15) 公害健康被害予防基金の運用方針について	21
(資料 16) 公害健康被害予防基金債券運用状況	22
(資料 17) 平成 23 年度ソフト 3 事業等実施状況	23
(資料 18) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」フォローアップ (各府省・各法人における措置状況)	24
(資料 19) 平成 23 年度知識の普及事業実施状況詳細	25
(資料 20) 平成 23 年度研修事業実施状況	31
(資料 21) ニーズを踏まえた事業改善の事例及び今後の事業への要望	32
(資料 22) 意見交換を実施した団体	34
(資料 23-①) ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための本格調査及び 事業の改善に向けた検討状況	35
(資料 23-②) ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告(抜粋)	36

(資料 24-①) 平成 23 年度新規環境保健調査研究課題の公募について	40
(資料 24-②) 平成 24 年度新規環境保健調査研究課題の公募について	41
(資料 24-③) 平成 23 年度新規環境改善調査研究課題の公募について	42
(資料 24-④) 平成 24 年度新規環境改善調査研究課題の公募について	43
(資料 25-①) 平成 23 年度環境保健分野に係る調査研究概要	44
(資料 25-②) 平成 23 年度環境保健分野に係る調査研究概要<新規研究課題>	47
(資料 25-③) 平成 23 年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要	48
(資料 25-④) 平成 22 年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要	49
(資料 26) 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について	50
(資料 27) ぜん息・COPD電話相談室開設時間の延長等及び広報活動	53
(資料 28) 平成 23 年度ホームページアクセス状況	54

<地球環境基金業務>

(資料 29) 地球環境基金助成金の推移	55
(資料 30) 平成 23 年度助成金重点項目別助成件数及び金額	56
(資料 31) 平成 23 年度助成金海外助成件数及び金額	57
(資料 32) 平成 24 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項	58
(資料 33) 平成 22 年度事後評価結果及び平成 23 年度事後評価実施状況	60
(資料 34) 助成事業に関するフォローアップ調査について	62
(資料 35) 平成 23 年度研修・講座実施状況	68
(資料 36) 平成 23 年度研修・講座アンケート結果	69
(資料 37) 広報募金活動の取組状況	70
(資料 38) 地球環境基金の運用方針について	71

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務>

(資料 39) ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理基金業務について	72
(資料 40) ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理基金の運用方針について	74

<維持管理積立金業務>

(資料 41) 維持管理積立金管理業務について	75
(資料 42) 維持管理積立金の運用方針について	76

<石綿健康被害救済業務>

(資料 43) 平成 23 年度広報実施計画 (概要)	77
(資料 44) 平成 23 年度 広報実績一覧	79
(資料 45) 広報の効果測定について (平成 23 年度)	84
(資料 46) 機構ホームページ中「アスベスト (石綿) 健康被害」のページアクセス数の推移	86
(資料 47) 平成 23 年度窓口相談・フリーダイヤル件数集計結果	87

(資料 48) 被認定者及びその遺族、保健所等に対するアンケート調査結果概要	89
(資料 49) 医療関係者に対するアンケート調査結果概要	92
(資料 50) 制度運営の円滑化に係る事業・調査（平成 23 年度）	94
(資料 51) ホームページ公表・報道発表概要	97
(資料 52) 受付機関別内訳	99
(資料 53) 受付・認定等の年度別推移	100
(資料 54) 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（平成 23 年度）	101
(資料 55) 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況 （法施行日から平成 24 年 3 月 31 日までの累計）	102
(資料 56) 認定等に係る処理日数	103
(資料 57) 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（平成 23 年度）	106
(資料 58) 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況 （法施行日から平成 24 年 3 月 31 日までの累計）	107
(資料 59) 審査中の案件に係る状況（平成 23 年度）	108
(資料 60) 救済給付の支給件数・金額（経年変化）	109
(資料 61) 支給までの処理期間	110
(資料 62) 認定更新の状況	111
(資料 63) 認定・給付システム及び情報セキュリティ対策	112

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

2. 業務運営の効率化

(資料 64) 機構内に設置した委員会一覧	113
(資料 65) 年平均給与額の推移	118
(資料 66) 予算・決算の概況、経費削減及び効率化目標との関係	119
(資料 67－①) 平成 23 年度環境再生保全機構の契約の現状他	120
(資料 67－②) 一者応札（応募）の取り組み方針	127
(資料 68) 契約監視委員会審議概要等	130
(資料 69) 「随意契約等見直し計画(平成 22 年 4 月)」	133
(資料 70) 平成 23 年度ホームページのサイト別・月別利用状況	136
(資料 71－①) 簡潔に要約された財務諸表(法人全体)	137
(資料 71－②) 財務情報 財務諸表の概況	139
(資料 71－③) 事業の説明 財源構造	141

3. 業務における環境配慮

(資料 72) 平成 23 年度環境配慮のための実行計画	142
------------------------------	-----

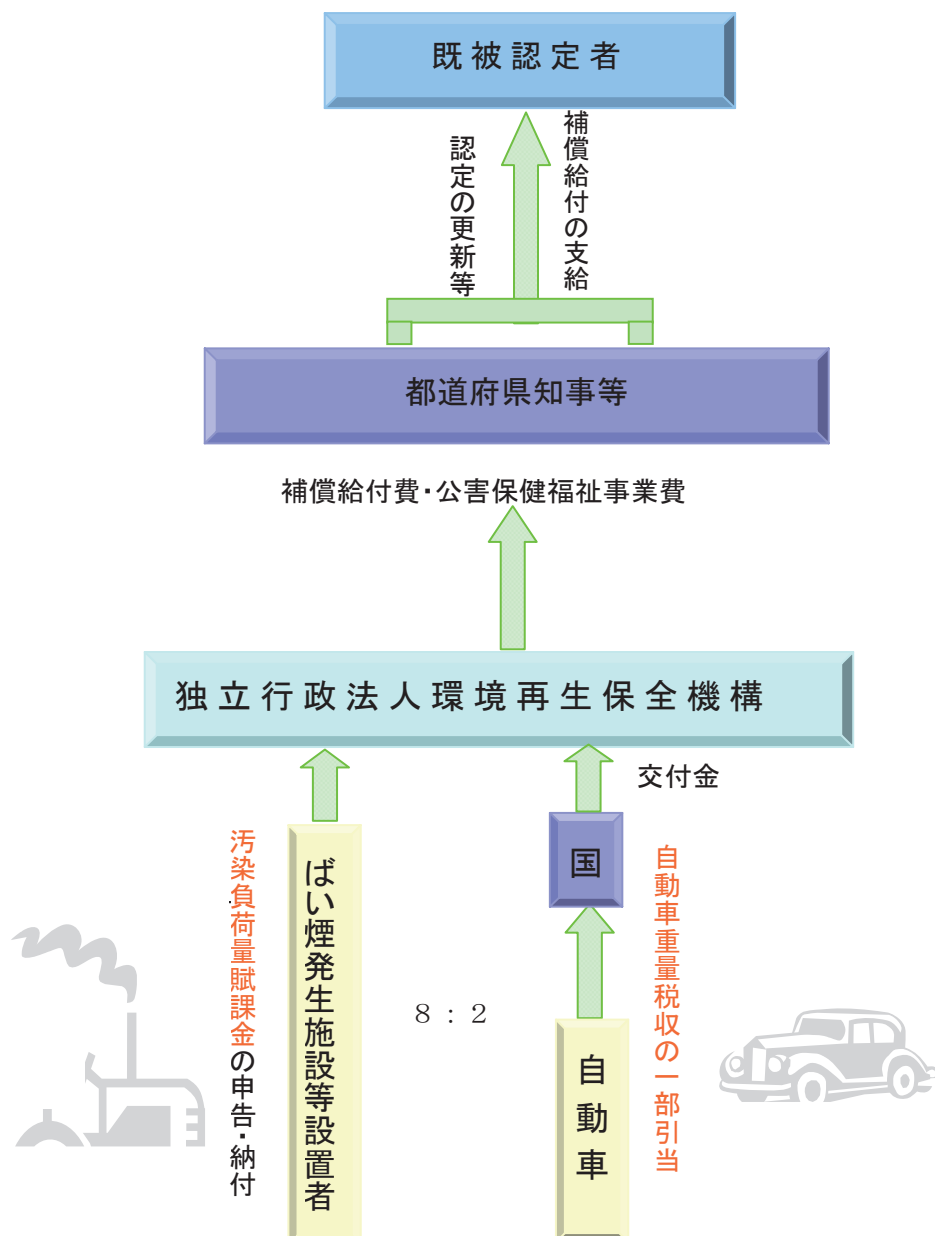
Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

2. 職員の人事に関する計画

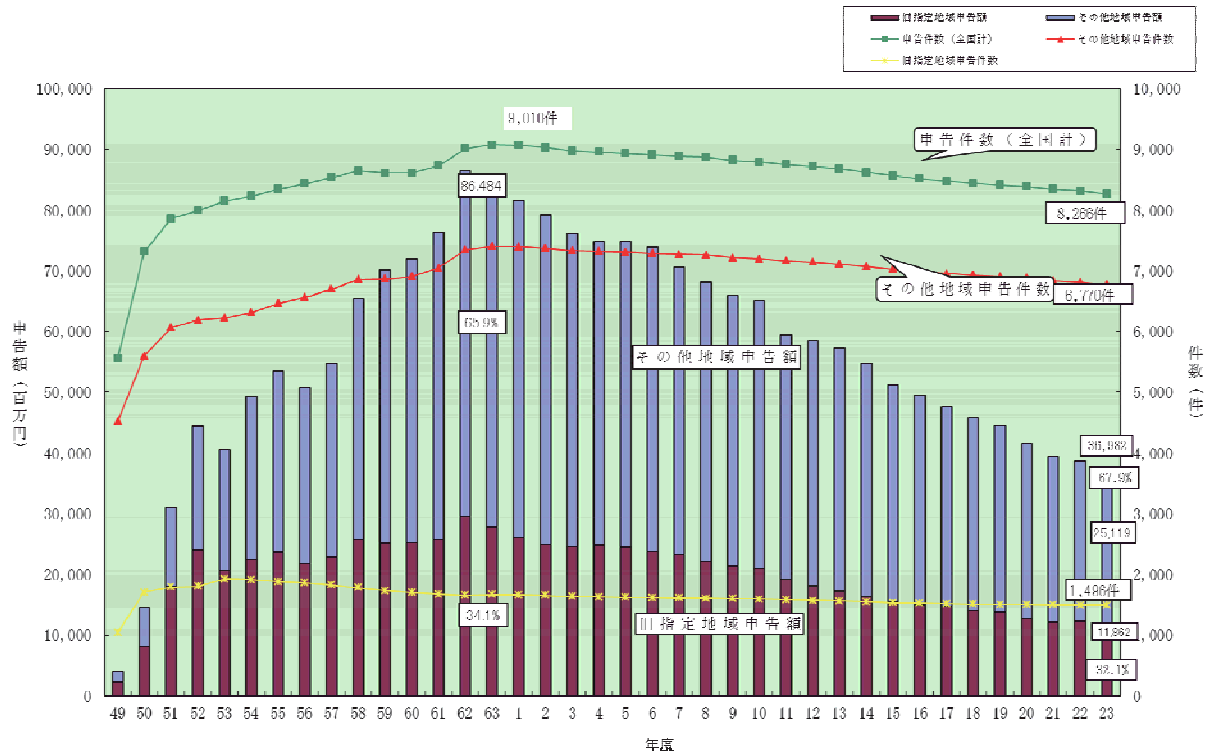
(資料 73) 平成 23 年度職員研修実績	147
------------------------	-----

公害健康被害補償制度の概要

- [制度の発足] 昭和 49 年 9 月（昭和 63 年 3 月改正法施行）
- [制度の趣旨] 本来当事者間で民事上の解決が図られるべき公害健康被害について補償を行い、被害者の迅速・公正な保護を図るものです。
- なお、昭和 63 年 3 月の制度改正により旧第一種地域（41 地域）の指定解除を行うとともに、新たな患者の認定は行われていません。
- [制度の内容] 公害健康被害補償制度は、補償給付及び公害保健福祉事業に必要な費用の相当分（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等（46 県市区）に納付するというものです。
- [本制度の概要]

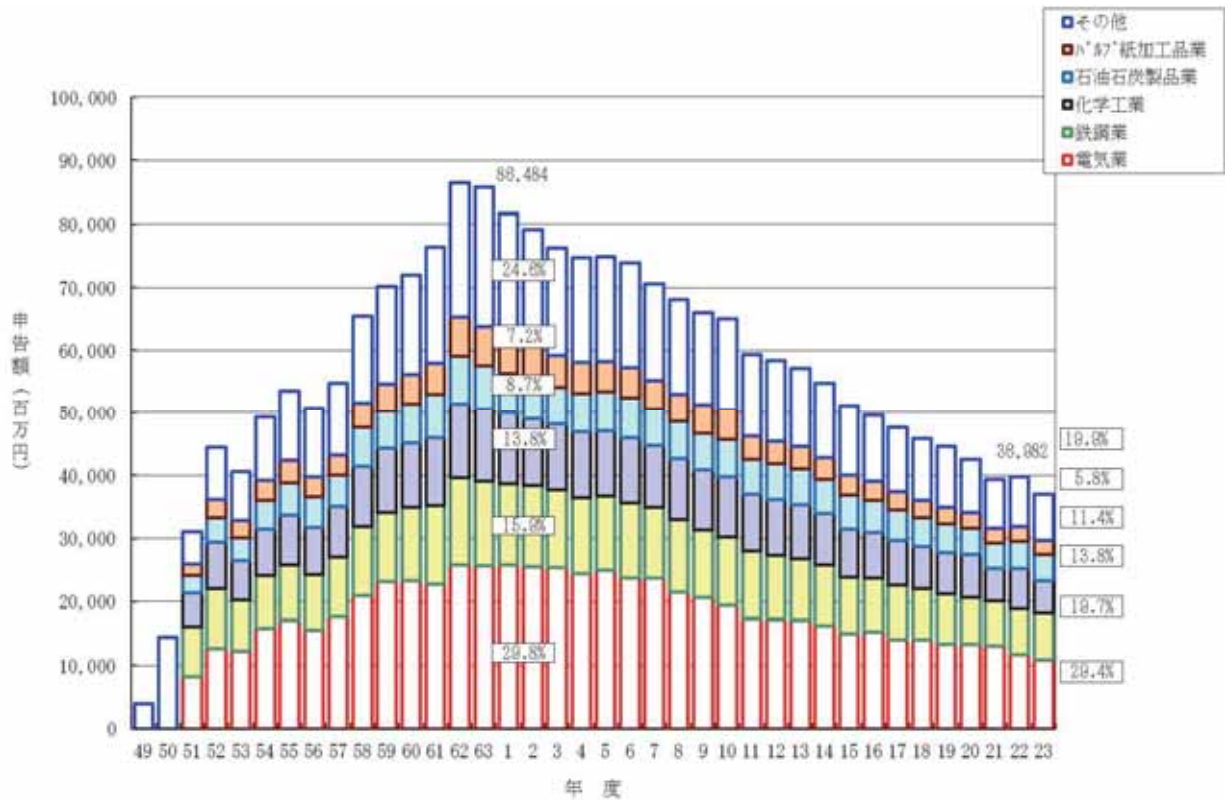


汚染負荷量賦課金の申告件数及び申告額の年度別推移



資料 2-②

汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移



都道府県別汚染負荷量賦課金徴収決定状況（旧第一種地域）

（単位：件、千円）

区 分	平成22事業年度		平成23事業年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
北海道	525	4,053,740	521	3,603,909
青森	99	307,276	96	301,363
岩手	116	336,941	112	311,157
宮城	136	366,445	130	348,564
秋田	108	271,642	108	243,385
山形	78	106,736	78	106,393
福島	144	1,123,638	139	998,792
茨城	213	2,235,460	213	2,179,810
栃木	164	242,097	164	236,632
群馬	133	224,844	132	208,842
埼玉	284	237,569	283	219,160
千葉	280	1,495,465	280	1,455,032
東京	666	1,327,840	667	1,151,438
神奈川	412	1,975,155	411	1,841,299
新潟	178	625,908	179	537,114
富山	126	364,199	124	344,973
石川	66	58,464	66	54,035
福井	68	186,451	67	169,362
山梨	48	22,286	48	21,471
長野	130	115,224	132	112,032
岐阜	153	390,003	152	350,832
静岡	332	727,295	332	699,689
愛知	621	3,004,092	616	2,962,793
三重	166	1,459,153	166	1,404,424
滋賀	113	160,209	111	147,281
京都	131	121,797	131	119,633
大阪	567	1,195,449	565	1,165,382
兵庫	396	1,282,393	395	1,206,572
奈良	65	46,544	65	45,692
和歌山	74	591,554	73	557,466
鳥取	37	123,987	36	108,037
島根	66	125,191	66	118,708
岡山	193	2,898,417	190	2,917,586
広島	188	1,607,067	187	1,498,127
山口	152	1,537,326	152	1,571,098
徳島	59	260,918	59	244,086
香川	69	849,674	69	761,213
愛媛	97	904,537	97	924,750
高知	40	72,312	38	61,480
福岡	270	1,810,641	271	1,770,310
佐賀	58	180,235	58	175,895
長崎	66	513,816	65	506,719
熊本	104	143,327	102	156,918
大分	94	1,383,405	93	1,371,393
宮崎	71	692,724	71	669,881
鹿児島	93	300,046	92	389,728
沖縄	64	664,214	64	631,741
計	8,313	38,723,704	8,266	36,982,193
過年度分	56	60,144	37	40,372
合 計	8,369	38,783,848	8,303	37,022,564

（注） 1. 平成22事業年度の数値は平成23年3月末、平成23事業年度の数値は平成24年3月末の数値である。
 2. 金額の計欄の数値と合計の数値は、四捨五入しているため一致しない場合がある。

東日本大震災による納付義務者への対応、申告状況

1. 被災地の申告状況について

平成 23 年度の被災地域の納付義務者 706 事業所のうち、平成 24 年 3 月 31 日までに 681 事業所より申告があった。なお、10 事業所が申告・納付期限が未到来となっている。

(平成 24 年 3 月末現在、単位：件)

納付義務者	申告件数	未到来事業者数	破産手続き開始、住所不明等
706	681	10	15

2. 平成 23 年度汚染負荷量賦課金申告・納付説明会、個別相談会での対応について

- (1) 6 月 3 日時点で申告・納付期限が定まっていない、特に被害の大きかった岩手県、宮城県、福島県の各納付義務者に対しては、電話による申告・納付の個別相談（平成 23 年 6 月 23 日～7 月 15 日）を実施し、適切な指導を行うとともに被災状況等の情報収集に努めた。
- (2) 申告・納付期限延長期日の決定に伴い、送付管轄の各商工会議所において、6 月～7 月に青森県・茨城県（7 会議所 7 会場）、9 月に岩手県・宮城県・福島県（4 会議所 4 会場）での申告・納付説明会、個別相談会を実施した。
- 申告・納付説明会、個別相談会では、申告・納付について説明を行ったほか、納付義務者からの具体的な個別相談について丁寧に対応した。

- (3) 申告・納付説明会・個別相談会での主な質問等（被災 5 県）
- ・ 津波により、資料（紙・電子データ）がすべて流出してしまった。申告はどのように行えばよいのか。
 - ・ 震災以降 4 か月間操業を停止していたため、規定の回数の排出ガス測定を行えなかったが、どのように対応したらいいか。
 - ・ 震災により工場を閉鎖することになり、申告関係書類の送付先を変更することになった。手続き等について教えてほしい。
 - ・ 今回の震災による汚染負荷量賦課金の減免措置はないのか。

3. 東日本大震災による被災地域の申告・納付期限の延長の情報等を、案内文書（5 回）及びホームページにより納付義務者に随時情報提供した内容について

・ 延長された申告・納付期限の決定状況

情報掲載年月日	地 域	申告・納付期限
平成 23 年 4 月 1 日	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県	未定
平成 23 年 6 月 3 日	青森県及び茨城県全域	平成 23 年 7 月 29 日
平成 23 年 8 月 11 日	岩手県、宮城県及び福島県の一部地域	平成 23 年 9 月 30 日
平成 23 年 10 月 17 日	岩手県及び宮城県の一部地域	平成 23 年 12 月 15 日
平成 24 年 2 月 3 日	宮城県の一部地域	平成 24 年 4 月 2 日
平成 24 年 2 月 3 日	福島県の一部地域	延長措置中

平成23年6月3日

納付義務者各位

獨立行政法人環境再生保全機構

青森県及び茨城県の事業者の皆様における平成２３年度汚染負荷量賦課金の申告・納付
期限の決定について

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災に伴い、被災地域（青森県、岩手県、宮城県、茨城県）の事業者の皆様につきましては申告・納付期限の延長措置を実施したところでございますが、この度、青森県及び茨城県の事業者につきましては、未定であった延長期限を公害健康被害の補償等に関する法律第６０条の規定に基づく国税徴収の例により、以下のとおり決定いたしました。

なお、青森県、茨城県以外の被災地域の事業者の皆様における申告・納付期限は未定です。

1. 申告期限 平成23年 7月29日(金)

2. 納付期限	全期・第1期	平成23年 7月29日(金)
	第2期	平成23年 8月15日(月)
	第3期	平成23年11月15日(火)
	第4期	平成24年 2月15日(水)

(注) 上記納付期限に関するご相談は、機構までご連絡ください。

(本件に対するお問い合わせ先)

独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部 業務課 吉川、田名

TEL 044-520-9552

FAX 044-520-2133

公害健康被害の補償等に関する法律及び国税通則法の条文抜粋

公害健康被害の補償等に関する法律（抄）

（徴収金の徴収手続）

第 6 0 条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

国税通則法（抄）

（災害等による期限の延長）

第 1 1 条 国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該期限を延長することができる。

申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等

1. 申告書等の審査

「汚染負荷量賦課金申告書審査事務取扱達」及び「汚染負荷量賦課金申告書審査の手引」に基づいて、申告書等の審査を行った。

なお、申告書等審査において、審査件数 8,266 件のうち 321 件（3.88%）の端数誤りや転記誤り等があった。残りは適正な申告が行われていた。

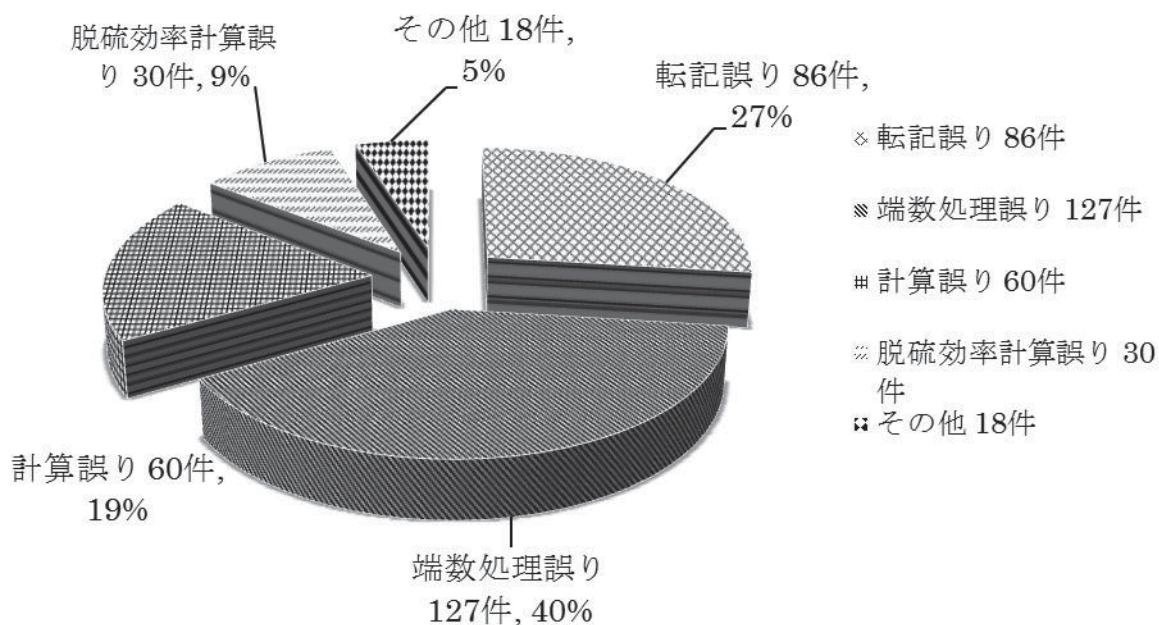
申告書等の審査結果

項目名	審査件数	内 訳		備 考
		本部	支部	
申 告 書	8,266 件	6,337 件	1,929 件	
名称等変更届出書	368 件	295 件	73 件	* 1
申告書送付先変更	198 件	177 件	21 件	* 2
納付義務者判定	166 件	146 件	20 件	合併・譲渡・会社分割等 による納付義務者判定

* 1 事業所の名称や住所の変更、会社の合併や分社化等による名称等変更届出書の処理

* 2 事業所の移転や閉鎖等による申告書送付先変更処理

平成 23 年度申告書審査における主な誤り件数



2. 実施箇所の選定

「実地調査等事務取扱達」等に基づき、対事業所に係る前年度の申告書審査において確認等を行う必要性のある事業所を選定した。

平成 23 年度実地調査対象事業所の確認等をすべき内容

(単位：件)

事前に判明した確認等が必要な内容	要確認件数	比率 %
① 納付義務者からの自主的な申出によるもの	7	6.9
② 脱硫の考え方や脱硫効率計算の疑義	15	14.7
③ 施設の漏れの可能性	9	8.8
④ 燃料、焼却物の漏れの可能性	23	22.5
⑤ 加重平均の内容に疑義	16	15.7
⑥ 前年度に比べSO _x 量の大幅な減少	5	4.9
⑦ 排ガスの測定方法や測定結果の疑義	11	10.8
⑧ 水分補正の疑義	10	9.8
⑨ その他	6	5.9
合 計	102	100.0

注) 本表の要確認件数は、事業所によっては複数の確認等の内容があるため、今年度の実地調査実施事業所数(63工場)とは一致しない。

3. 実施調査の結果

実地調査において申告書審査で確認等をすべき内容を確認するとともに、併せて、適切な申告のための指導を行った。

平成 23 年度実地調査における指導内容

(単位：件)

指導内容	指導件数	比率 %
① 転記誤り、記入漏れ、燃料使用量等の計上誤り	33	17.8
② 端数処理誤り、有効数字の取扱い誤り	20	10.8
③ 加重平均の適用誤り	19	10.3
④ 施設の申告漏れ	14	7.6
⑤ 燃原料の申告漏れ	29	15.7
⑥ 汚染負荷量賦課金に関する書類の保存方法の誤り	5	2.7
⑦ 排ガスの測定方法の選定誤り	13	7.0
⑧ 算定様式の適用誤り	3	1.6
⑨ 脱硫効率の計算等の誤り	16	8.6
⑩ 水分補正の誤り	9	4.9
⑪ その他	24	13.0
合 計	185	100.0

注) 本表の指導件数は、工場によっては複数の指導内容があるため、今年度の実地調査実施工場数(63工場)とは一致しない。

4. 平成 21～23 年度の実地調査件数

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
59 件	62 件	63 件

徴収業務の一部についての民間競争入札による実施内容

(1) 徴収業務の一部について

徴収業務の一部は、公害健康被害補償法第 89 条に、納付義務者が加入している団体で政令で定める団体に業務委託できる旨が規定され、政令で定める団体として商工会議所法に定める商工会議所等が規定されていた。旧公害健康被害補償予防協会は、同条の規定に基づき、公害健康補償制度が発足した昭和 49 年度から環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受け、156 の商工会議所と業務委託契約を行っていたものである。

委託している徴収業務の一部の内容は以下のとおりである。

- ① 申告書等の送付及び受理点検
- ② 制度の普及宣伝
- ③ 申告書等の提出要請
- ④ 申告・納付説明会等の開催 など

(2) 民間競争入札の実施について

独立行政法人環境再生保全機構が商工会議所に委託している公害健康被害補償業務の徴収業務については、公共サービス改革基本方針（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、平成 21 年度から、民間競争入札制度を活用した契約により行うことになった。

民間競争入札の実施の概要は以下のとおりである。

- ① 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づき、民間競争入札実施要項案（以下「実施要項案」という。）を作成し、内閣府に設置された官民入札等監理委員会の入札監理小委員会において、実施要項案を説明するとともに、実施要項案に係るパブリックコメントの意見募集を実施。
- ② パブリックコメントを踏まえて修正した実施要項案を内閣府・官民競争入札等監理委員会に附議し、了承された。
- ③ 了承された民間競争入札実施要項に基づき、入札公告を行うとともに、全国的に業務展開している民間事業者 10 社に対しダイレクトメールで民間競争入札の実施に係る情報提供を行い、入札説明会を実施した。その結果、3 社の入札参加者があった。
- ④ 落札者の決定に当たっては、実施要項に基づき総合評価方式とし、外部有識者等を含めた評価委員会において、入札参加者による企画提案書のプレゼンテーション及び審査を行い、開札を実施した。その結果、落札者は日本商工会議所に決定した。
- ⑤ 業務内容について、政策評価・独立行政法人評価委員会からの勧告を踏まえ、申告書等の点検（前年度の硫黄酸化物排出量の増減が著しい場合のヒアリング調査）や未申告督促業務の一部を新たに委託業務に追加した。

従前の 156 商工会議所との個別委託契約から、日本商工会議所が各地商工会議所を一括して管理・指示することになり、機構業務の効率化に寄与することになった。

オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い

独立行政法人環境再生保全機構

汚染負荷量賦課金の申告・納付義務者の皆様方におかれましては、「公害健康被害の補償等に関する法律」の趣旨をご理解のうえ、汚染負荷量賦課金の適正な申告・納付にご協力いただきありがとうございます。

さて、平成24年度汚染負荷量賦課金の申告ではオンライン申告をご活用いただきたく、オンライン申告のメリットをご紹介します。

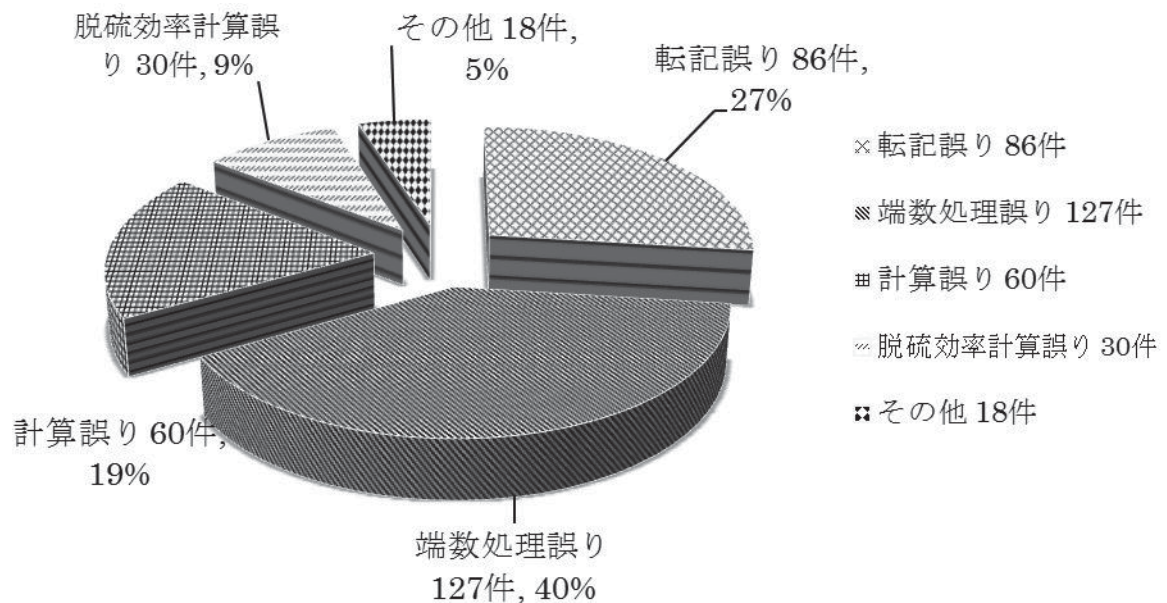
＜オンライン申告以外での主な申告誤り＞

平成23年度の汚染賦課量賦課金の申告におきましては、申告内容に誤りがあるものが前年度同程度 321 件、約 3.9% ありました。その内容は下図のとおりとなっております。

このような誤りに伴って申告額に変更が生じた場合は、修正申告等が必要となります。オンライン申告用の雛型ファイルは、自動計算、入力チェック機能を搭載しており、

平成23年度申告書審査における誤り件数

端数処理等の計算誤り・入力漏れを防ぐなどのメリットがあります。



＜オンラインによる申告のお願い＞

汚染負荷量賦課金の申告に当たりましては、現在、三通りの申告方法（オンライン申告、FD申告、用紙申告）をご用意しているところですが、納付義務者の皆様方の事務負担軽減の観点からオンラインによる申告を推奨しております。

オンラインによる申告は、当機構へ事前登録をした上でインターネットを経由して申告を行うもので、申告書への押印の省略、計算誤り・入力漏れを防ぐなどのメリットがあり、申告書作成時の事務負担が軽減されます。オンライン申告の件数も、年々増加し

ております。

機構は、平成24年2月1日にオンライン申告のお願い文書を、オンライン申告をされていない工場・事業場に送付しましたところ、新たにたくさんの工場・事業所から事前登録の依頼を受け付けており、既にオンライン申告のための認証情報を送付したところです。

オンライン申告の雛型ファイルは、オンライン申告サイトからエクセルの雛型ファイルをダウンロードすることで、機構サーバ内にあるデータが申告書に（現在分の前年の排出量を除くすべて）反映されており、初めてオンライン申告する事業所であっても入力する手間が省け、事務の省力化を図ることができます。また、送信された申告内容は確認・印刷することができます。

平成 24年度 汚染負荷量賦課金申告書

提出年月日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。

①	申告区分	賦課金区分	汚染負荷量賦課金番号
	10	1	納付義務者番号 03309 工場・事業場 01 C-D 2
② 納ばい 付煙 発 塵生 施設 等 者設 置者	(イ)住所	〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0	
	(ロ)氏名又は名称	青空工業株式会社	印
	(ハ)代表者氏名	青空 一郎	印
	(ニ)業種名	鉄鋼業	
	(ホ)工場長氏名		
③ 対象 工場・ 事業 場	(イ)所在地	〒983-0001 宮城県仙台市宮城野区 1 丁目 2 - 3	
	(ロ)名称	仙台工場	
	(ハ)工場長氏名		
④	立方メートル／時 (m3N)	92,016	
⑤ 汚染 負荷 量計 算	(イ)延焼燃焼物排出量 単位排出量当り賦課金 (円／立方メートル)	61.03	
	(ロ)延焼燃焼物排出量 単位排出量当り賦課金 (円／立方メートル)	1798.21	
	(ハ)延焼燃焼物排出量 単位排出量当り賦課金 (円／立方メートル)	1057.77	
	(ニ)延焼燃焼物排出量 単位排出量当り賦課金 (円／立方メートル)	1216.44	
	(ホ)延焼燃焼物排出量 単位排出量当り賦課金 (円／立方メートル)	793.33	
	(ヘ)延焼燃焼物排出量 単位排出量当り賦課金 (円／立方メートル)	1110.66	
	(ニ)延焼燃焼物排出量 単位排出量当り賦課金 (円／立方メートル)	117.53	
⑥ 延納の 申請	する ☒ しない ☐	合計	20,501,200
⑦ 汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳			
(イ)全期又は第1期 (初期)	(ロ)第2期	(ハ)第3期	(ニ)第4期
20,501,200	0	0	0

まだ、認証情報を取得されていない工場・事業場の皆様方におかれましては、是非とも、平成24年度の汚染負荷量賦課金申告につきましてオンラインによる申告をご検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。



平成23年度汚染負荷量賦課金申告・納付説明会等での対応について

1. 東日本大震災の影響による被災地域以外の納付義務者に対しては、全国141 商工会議所 93 会場において、例年どおり 4 月に申告・納付説明会を実施した。
2. 申告・納付説明会、個別相談会では、納付義務者からの相談及び質問事項等（292 件）に対し、想定問答を作り、きめ細かな対応を行った。
3. 説明会での主な質問等（被災 5 県以外）
 - ・ 過去分の汚染負荷量賦課金の申告はいつまで続くのか。
 - ・ 事業譲渡又は合併を行なった場合、届出等はどうすればよいか。
 - ・ 用紙申告からオンライン申告へ移行する際の手続き方法を教えて欲しい。

納付義務者からの相談・質問等の内訳

平成22年度	制度に関する 事項 32件 11.2%	申告手続に関する事項 90件 31.6%	申告書等の記載 に関する事項 71件 24.9%	届出書に 関する事項 57件 20.0%	電子申告に関する 事項 35件 12.3%
平成23年度	制度に関する 事項 45件 18.2%	申告手続に関する事項 49件 19.8%	申告書等の 記載に関する 事項 41件 16.5%	届出書に 関する事項 43件 17.3%	電子申告に関する事項 70件 28.2%

平成 23 年 12 月 9 日

事 務 連 絡

汚染負荷量賦課金

申告・納付事務担当者 各位

独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部

平成 24 年度算定様式雛型ファイルのダウンロードの開始について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

皆様方におかれましては、汚染負荷量賦課金の申告・納付につきまして、日頃より、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、電子申告等届出書を提出し、オンライン申告を行っている事業所の皆様には、翌年度申告の準備を早期に行えるよう、平成 24 年度雛型ファイルの算定様式（A～D 様式）及び排ガス測定の結果を示す書類（b 様式）、加重平均一覧表を平成 23 年 12 月 9 日（金）より、早期ダウンロードが行えるように改善しました。

平成 24 年度汚染負荷量賦課金の申告に当たりましては、引き続きオンラインによる申告をご検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

・入手方法の流れ

- （１）23 年度の現パスワードと認証情報を用意してオンライン申告サイトへログイン
- （２）送付書類選択画面の汚染負荷量賦課金申告書を選択
- （３）オンライン申告雛型ファイルダウンロードを選択
- （４）翌年度（算定過程様式のダウンロード（NEW！マークで表示））を選択
- （５）必要な様式を入手

※ 注意事項

- ・申告書の雛型ファイルのダウンロードにつきましては、賦課料率を反映した 4 月 1 日以降となります。
- ・オンライン申告サイトのログイン運用停止期間中（2 月 1 日～3 月 31 日）にも雛型ファイルのダウンロードができるように改善しました。
- ・平成 24 年度オンライン申告を行う際は、年度更新により新しい仮パスワードが必要となりますので、機構から新しい仮パスワードを記載したハガキを例年同様 3 月下旬に到着するよう送付いたします。（4 月 1 日以降は 23 年度の現パスワードは無効となります。）

【本件に対する問い合わせ先】

補償業務部 業務課 電算係 担当：篠原

フリーダイヤル 0120-135-304

平成 24 年 2 月 1 日
環 機 業 第 1 号

汚染負荷量賦課金

申告・納付事務担当者 各位

独立行政法人環境再生保全機構

理 事 長 湊 亮 策

オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

皆様方におかれましては、汚染負荷量賦課金の申告・納付につきまして、日頃より、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、独立行政法人環境再生保全機構では、汚染負荷量賦課金の申告に当たりまして、三通りの申告方法（オンライン申告、FD申告、用紙申告）を用意しているところですが、納付義務者の皆様方の事務負担軽減、事務処理の迅速化・効率化を図る観点から、オンラインによる申告を推奨させていただいております。

オンラインによる申告は、データを暗号化(SSL 暗号化通信)してインターネット経由で送信するため、データの安全性が確保されます。また、別紙のとおり押印が省略できるほか、記入漏れ・記入誤りを防ぐための自動チェック機能、最新データの自動取込み機能等、本年度から雛型ファイルの早期ダウンロードができるよう改善するなど、申告書作成時の事務負担が大幅に軽減されるメリットがあり、オンライン申告を利用される納付義務者の方々が年々増加しているところでございます。

また、当機構では、オンライン申告に関する様々なご質問等に迅速に対応するため、オンライン専用のフリーダイヤルを設置しております。

平成 24 年度汚染負荷量賦課金の申告に当たりましては、是非ともオンラインによる申告をご検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、昨年同様、4 月の申告・納付説明会ではオンライン申告に特化した説明も行う予定ですので、是非とも説明会にご出席賜りますようお願い申し上げます。

オンラインによる申告のお願い

独立行政法人環境再生保全機構では、汚染負荷量賦課金の申告にあたってオンライン申告を推奨しております。

オンライン申告では、下記のとおり事務処理の効率性、確実性の向上を図ることが可能です。是非とも積極的なご活用を、よろしくお願い致します。

○ オンライン申告のメリット

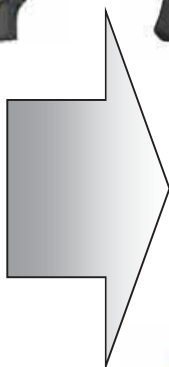
代表取締役印は本社にある。
押印には時間がかかる…

申告期限が近い。郵送では
もう間に合わない…

計算や記入箇所が多くて、
間違いやすい…

前年度と同じ内容を、毎年
記入している…

翌年度の申告の準備のため、
早めにSOX量の計算をしたい…



申告の際の押印は必要なくなります！

※紙に出力することもできます。

**オンラインで即時、申告
することができます！**

**自動計算・チェック機能で
記入漏れ、端数処理等の
記入誤りを防げます！**

**自動取込み機能により、
作業時間が軽減されます！**

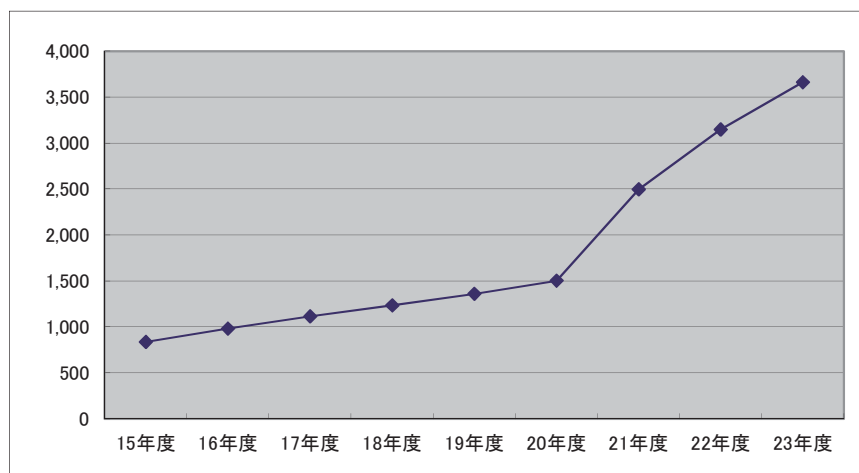
※今年度からオンラインに切替えた場合も
最新データを自動的に取込むので
入力する手間がかかりません。

**翌年度雛型ファイルの早期
ダウンロードができます。**

※本年度改善しました。

○ オンライン申告件数の推移

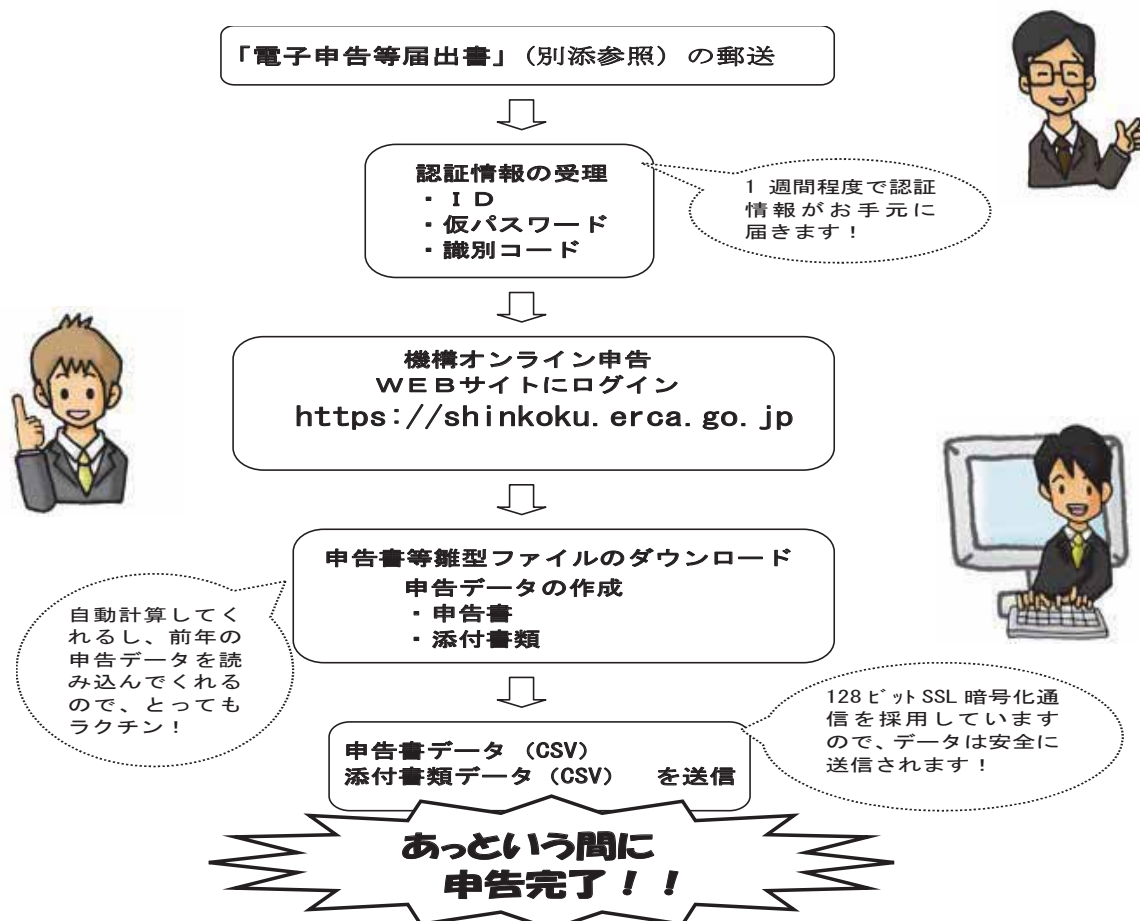
インターネットの普及とともに、オンライン申告をされる納付義務者の方が増加してきております。計算や記入ミスなどを防ぐこともでき、用紙申告より簡単に申告書を作成していただくことができます。



○ オンライン申告の手順

オンライン申告の手順は下表のとおりです。

同封の「電子申告等届出書(兼代理人選任・解任届出書)」をご提出いただくだけで
簡単に登録することができます。※届出書の記載例は別紙をご参照ください。



○ オンライン申告に関してご不明な点は・・・

届出の書き方が分からない、操作方法が分からないなど、オンライン申告に関するご質問がございましたら、お気軽に下記へお問合せください。

ご連絡・お問合せ先

独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部業務課



0120-135-304 (平日9:30~17:30)

いざGO みんなオンライン申告！

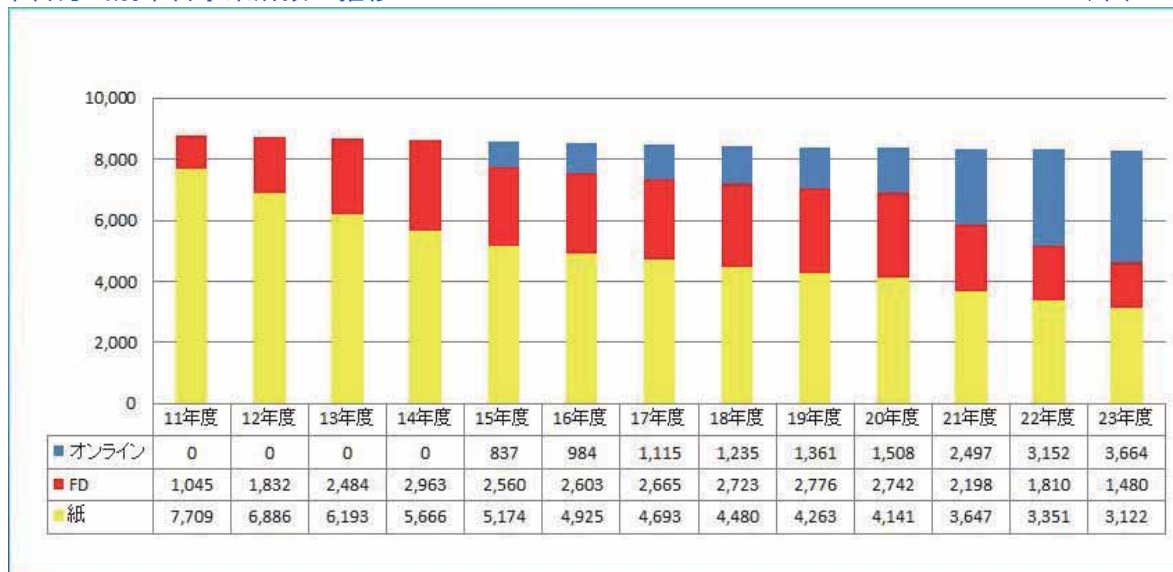
FAX : 044-520-2133 メールアドレス : h-gyoumu@erca.go.jp
〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー8F



申告方式別申告事業所数の推移及び申告方式別の申告件数・申告金額

1. 申告方式別申告事業所数の推移

(単位：件)

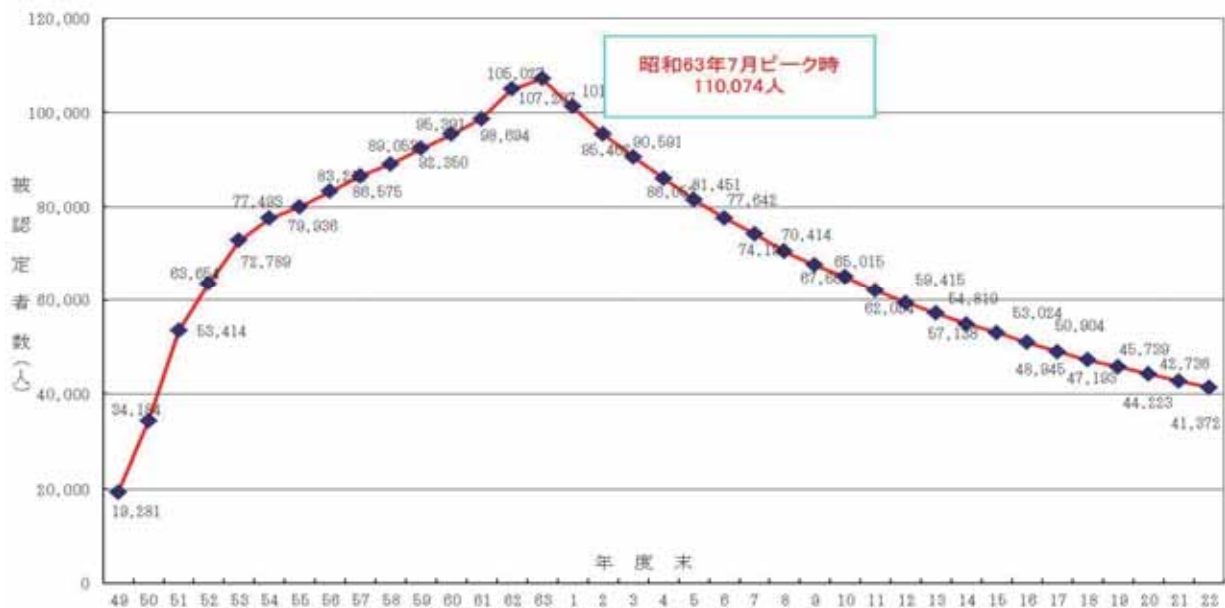


平成 23 年度申告者数 8,266 件 (本部 6,337 件 支部 1,929 件)

2. 申告方式別の申告件数・申告金額 (各年度末)

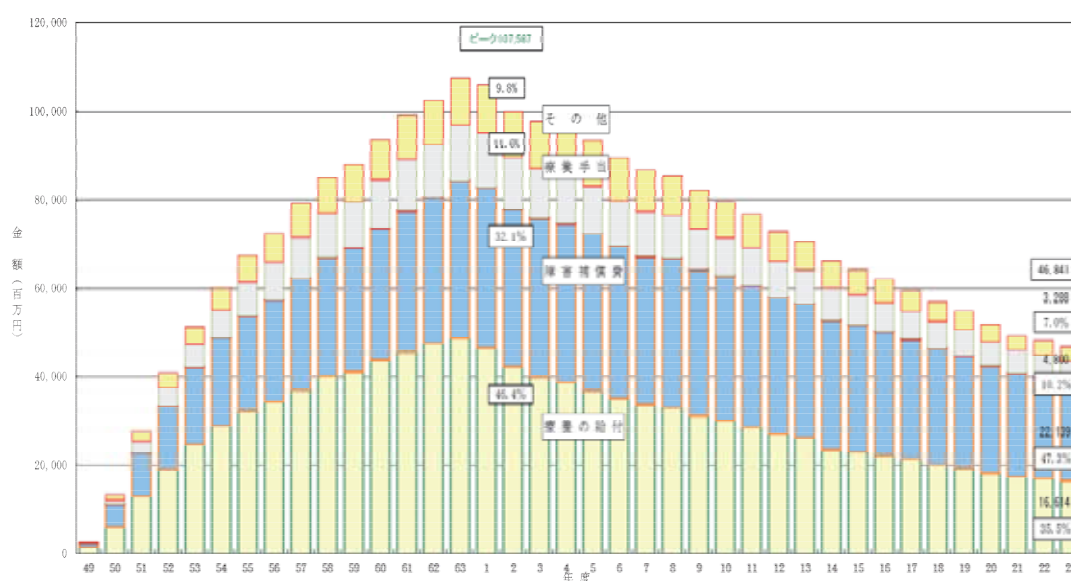
区分	平成 22 年度				平成 23 年度			
	件数	比率	金額	比率	件数	比率	金額	比率
用紙申告	件 3,351	% 40.3	千円 6,109,920	% 15.8	件 3,122	% 37.8	千円 5,310,297	% 14.4
電子申告	4,962	59.7	32,613,784	84.2	5,144	62.2	31,671,896	85.6
FD 申告	1,810	21.8	17,699,358	45.7	1,480	17.9	12,883,776	34.8
オンライン申告	3,152	37.9	14,914,426	38.5	3,664	44.3	18,788,120	50.8
合計	8,313	100.0	38,723,704	100.0	8,266	100.0	36,982,193	100.0

旧第一種被認定者数の年度別推移



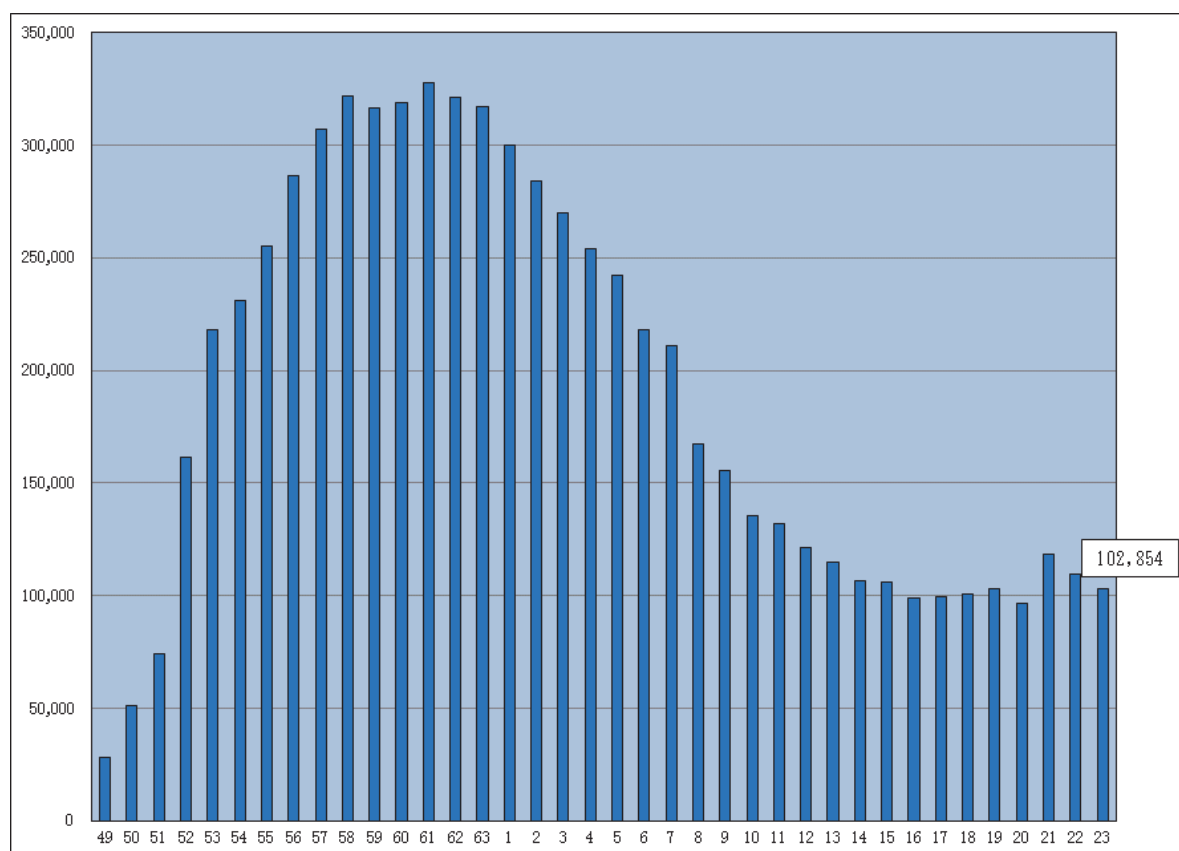
補償給付費納付金の年度別推移

補償給付費納付金の年度別推移



公害保健福祉事業費納付金の年度別推移

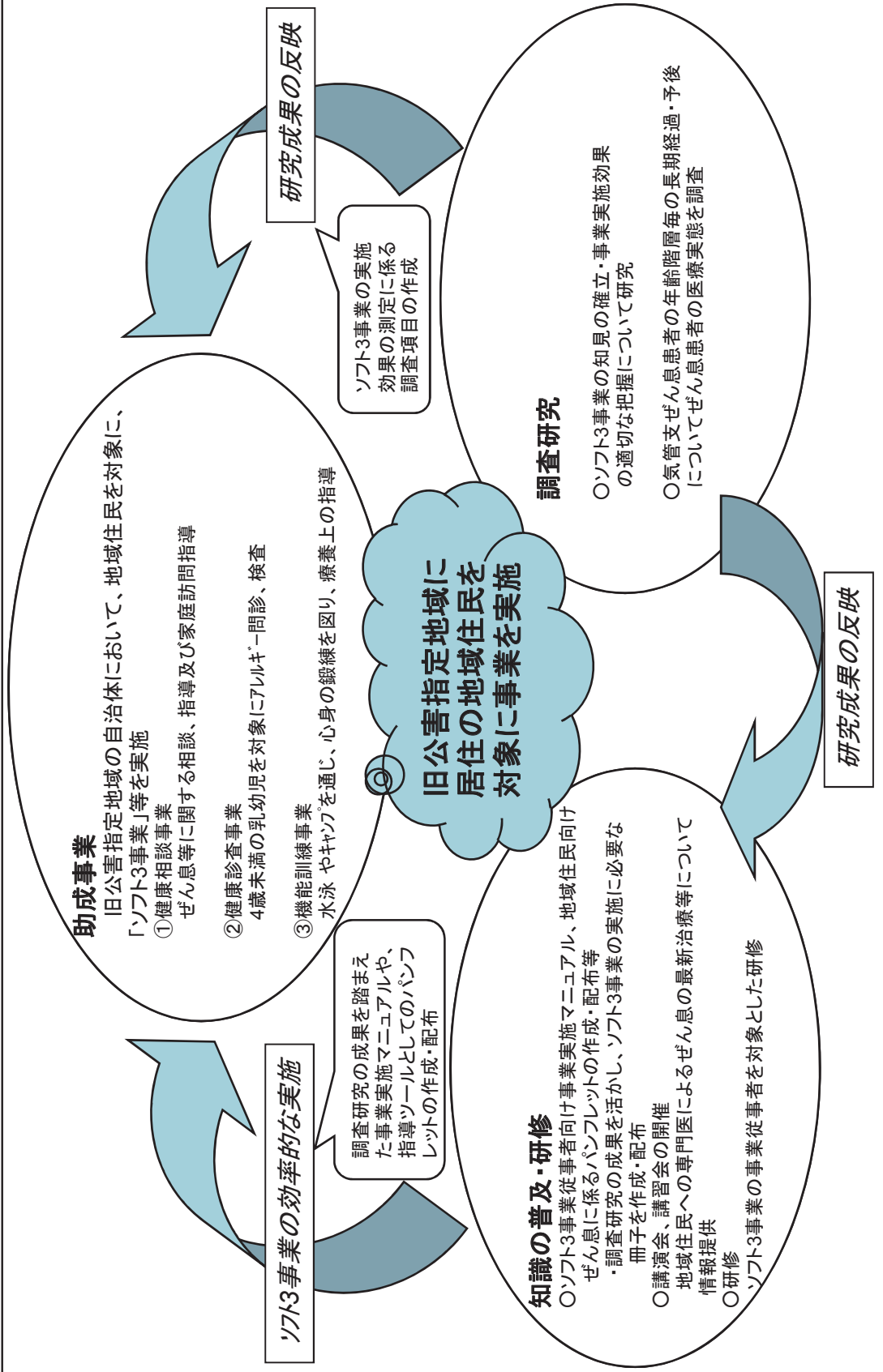
(単位：千円)



公害健康被害予防事業の概要

◎S62の公健法の改正により、新たな患者認定を打ち切る代わりに、旧公害指定地域の住民を対象に、ぜんそく等の発症予防・健康回復のための環境保健サービスを提供

◎事業実施に必要な費用は、汚染原因者である事業者の拠出金等により 機構に造成された基金の運用益により実施



平成 22 年 3 月 23 日
予 防 事 業 部

公害健康被害予防基金の運用方針について

公害健康被害予防基金の運用については、独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理及び運用に関する規程第 11 条の規定に基づき、下記の方針を作成し実施することとする。

記

1. 運用方針

公害健康被害予防基金の運用については、予防基金が公害健康被害予防事業を実施する財源を賄うために、国及び民間等出えん金により造成されたものであることを踏まえ、安全かつ有利な運用を行う。

2. 運用対象

国の出資金及び民間等出えん金を運用対象とする。

3. 運用方法等

(1)運用方法

中期的な金利見通し、満期償還額の平準化、運用利回り及び保有債券の種別バランス等を勘案して、独立行政法人環境再生保全機構法第 14 条第 2 項及び独立行政法人通則法第 47 条第 1 号に基づき次の債券により運用する。

- ① 国 債
- ② 地方債
- ③ 政府保証債
- ④ その他環境大臣の指定する有価証券
 - イ 特別の法律により設立された法人の発行する債券
 - ロ 金融債
 - ハ 上場された会社の物上担保又は一般担保を付して公募された社債
 - ニ 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であって、本邦通貨をもって表示されるもの

(2)購入対象債券

購入対象債券は、複数の格付機関による長期債格付け又は発行体格付けが一定の要件を満たしているものとする。

附則

- 1. 本方針は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。なお、公害健康被害予防基金の取扱いあるいは金融情勢等に特段の変化がない場合は継続して適用する。
- 2. 各年度の運用については実施の都度、資金管理委員会に報告するものとする。

公害健康被害予防基金債券運用状況

1. 平成 23 年度購入債券

(単位：百万円、%)

銘 柄	購入額	利回り
利付国庫債券第 62 回 (20 年)	1,034	1.383
政府保証第 141 回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (20 年)	1,000	1.900
利付国庫債券第 11 回 (30 年)	2,962	1.780
利付国庫債券第 134 回 (20 年)	120	1.800
福岡市平成 23 年度第 4 回公募公債 (20 年)	283	1.825
合 計	5,399	

2. 債券別運用状況 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円、%)

銘 柄	期末残高	構成割合	運用収入	平均利回り
国 債	11,398	25.3	299	3.11
地方債	8,816	19.6	157	1.77
政府保証債	7,482	16.6	131	1.81
財投機関債	6,614	14.7	124	1.87
社 債	6,496	14.4	107	1.65
コーラブル円建外債※	4,200	9.3	124	2.10
合 計	45,005	100.0	942	2.09

※コーラブル円建外債：円建外債は、外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であって、本邦通貨をもって表示されるもの。通常の債券は発行時に償還額及び償還日が定められているが、コーラブル円建外債は発行体が償還日前に一括償還する権利を有している債券であって、発行時にコール条項として期限前一括償還について定められているもの。

なお、コーラブル円建外債については、平成 16 年 10 月以降、新規の取得は行っていない。

平成 23 年度 ソフト3事業等実施状況

事業内容			実施状況		金額 (千円)
環境保健事業	ソフト3事業	健康相談事業	参加人数(人)	9,077	49,208
			家庭訪問指導(人)	360	
			ピークフローメーター(個)	154	
			ネブライザー(台)	100	
		健康診査事業	指導対象リスク児数(人)	172,393	150,179
			血液検査受検者数(人)	493	
		機能訓練事業	参加人数(人)	34,369	216,023
			ピークフローメーター(個)	957	
	小　　計		参加人数(人)	215,839	415,410
	附帯事業				43,489
医療機器等整備(助成)事業		施設数	15	31,789	
小　　計				490,688	
環境改善事業	計画作成事業		事業数	1	9
	大気浄化植樹(助成)事業		植樹面積(㎡)	2,163	7,839
	小　　計				7,848
事務連絡等経費					1,462
合　　計					499,998

※ ソフト3事業には自立支援型公害健康被害予防事業補助金2億円も活用

※※ 附帯事業は、自立支援型公害健康被害予防事業に附帯する事業として、ぜん息・CO
PD電話相談事業など機構自らが実施する事業

事務・事業	講すべき措置	実施時期	具体的内容	措置内容・理由等
公害健康被害 予防事業	事業の抜本的な 見直し	22年度から実施	『そらプロジェクト』の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業内容等の抜本的な見直しを行うとともに、以下の取組を実施する。 ・本法人が実施する事業については、エコカーフェア、大気汚染防止推進月間関連事業等を廃止する。 ・地方公共団体が行う事業に対する助成については、各メニューの必要性を精査し、公害健康被害予防事業としての役割の低下や実績、効果等に減少がみられる最新規制適合車等代替促進事業を廃止するなど真に必要な事業に限定する。 ・地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとに定額助成の基準額を設定する。 ・患者団体、関連学会等にヒアリングを実施し、ぜんそく患者のニーズに的確にこたえる事業内容に改善する。	「そらプロジェクト」の調査結果については、平成23年5月27日に公表された「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査報告書」において、『幼児調査及び成人調査』において、幹線道路における自動車排ガスへの曝露とぜん息発症やCOPDとの関連について、EG及びNOx個人曝露量推計値を指標とした解析の結果、自動車排ガスへの曝露との関連性があるという一貫した結論は見いだせなかった。ただし、学童調査においては、EG及びNOx個人曝露量推計値を指標とした、予め解析計画で定められた主要な解析や、副次的な解析の一部において、自動車排ガスへの曝露とぜん息発症との間に関連性が認められることが指摘された。併せて、曝露推計などに起因する不確実性や関連性の程度を確定づけることの困難さについても指摘された。』とされているところ。 公害健康被害予防事業は、昭和62年の公害健康被害の補償等に関する法律の改正において、「大気汚染が総体として、慢性閉塞性肺疾患の自然史に対し、何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できないという現状にあり、適切な対策を講じていく必要がある。」との中央公害審議会答申を踏まえて創設されたものであり、本趣旨に則れば、今回の「そらプロジェクト」の調査結果においても、大気汚染が何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できない現状に変わりはなく、引き続き事業を継続していく必要がある。 「そらプロジェクト」の調査結果や、平成22年度に実施した地域の大気汚染によるぜん息患者のニーズの把握結果や事業実施効果の的確な把握・評価結果等を踏まえて、事業内容にその結果を適切に反映するため、患者団体や関連学会、地方自治体と意見を交換する場を設置する。そこでの議論を踏まえて、予防事業が、ぜん息等の発症予防や健康回復に直接つながり、より効果の高い事業になるように事業内容等の見直しを行う。将来的にも、患者のニーズや事業実施効果を事業に反映できるよう、見直しを継続的に実施する。 なお、予防事業としての役割・効果が減少した事業、目的に沿った効果の評価が困難な事業については、昨年度から実施を取りやめるなど、既に一部の事業の見直しを行っている。
	事業実施効果の 的確な把握	22年度中に実施	事業対象者にアンケート調査を実施し、事業実施効果を的確に把握する。	●機構が直接実施する事業について ・エコカーフェア、エコドライブコンテスト、大気汚染防止推進月間関連事業を廃止した。 ●地方公共団体が実施する事業への助成について ア. 最新規制適合車代替促進事業は廃止した。 ・地方公共団体への通知：平成22年8月4日 イ. 廃止した最新規制適合車代替促進事業以外の事業については、予防事業としての必要性を精査したところ、役割の低下、実績・効果等の減少が見られなかったため引き続き実施することとしている。なお、各事業の必要性の精査は、引き続き行う。 ・健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業については、事業の実施効果を把握するために実施したアンケート調査結果により、事業参加前後の比較において、薬の使い方や環境整備に気を配るなど治療への取り組みの変化、学校等の欠席や行事不参加の減少及び症状の軽減等の事業実施効果が確認されている。 ・大気浄化植樹事業については、国立環境研究所の研究結果等により、樹木による大気浄化能力が確認されている。 ・医療機器等整備事業については、ぜん息等の診断・治療のために不可欠な検査機器を対象としており、ぜん息患者の健康回復に必要不可欠である。 ●地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとの定額助成の基準額を設定、交付要綱を改正し地方公共団体へ周知した。 ・地方公共団体への通知：平成23年3月28日 ●ぜん息患者のニーズに的確にこたえる事業内容への改善を図る目的で、ぜん息患者及びその家族並びに患者の治療・管理、保健指導に関わる方々の事業に対する最新のニーズを把握するため、患者団体（公害地域再生センターなど5団体）、関連学会（日本アレルギー学会など3団体）の医学専門家が及び地方公共団体の環境保健部局（名古屋市など8ヶ所）へのヒアリングを実施した。ヒアリングの結果把握されたニーズについては、今後の事業の見直しに反映させることとしている。 医療、保健指導等の専門家が構成する検討委員会を設置し、評価の手法等を検討しつつ、事業の実施効果を把握するためのアンケート調査を実施した。 平成22年度調査の集計結果によると、事業参加前後の比較において、薬の使い方や環境整備に気を配るなど治療への取り組みの変化、学校等の欠席や行事不参加の減少及び症状の軽減等の事業実施効果が確認された。 なお、今後も効率的な事業実施に向けた事業実施効果の把握を進めていくとしている。

平成 23 年度 知識の普及事業実施状況詳細

1. ぜん息・COPD の予防等に関する講演会

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 23 年 9 月 8 日 (木)	富士市 富士市ロゼシアター 小ホール	139 人	119 人	85.6%	113 人	95.0%
平成 23 年 9 月 23 日 (金・祝)	横浜市 ワークピア横浜	193 人	133 人	68.9%	113 人	85.0%
平成 23 年 9 月 30 日 (金)	神奈川県 神奈川県厚木合同庁舎 新館 4 階 会議室	33 人	22 人	66.7%	21 人	95.5%
平成 23 年 10 月 22 日 (土)	四日市市 四日市市総合会館 8 階視聴覚室	100 人	84 人	84.0%	77 人	91.7%
平成 23 年 11 月 3 日 (木・祝)	目黒区 目黒区総合庁舎本館 2 階 大会議室	88 人	75 人	85.2%	66 人	88.0%
平成 23 年 11 月 29 日 (火)	千葉県 千葉市総合保健医療センター 5 階 会議室	114 人	87 人	76.3%	64 人	73.6%
平成 23 年 12 月 13 日 (火)	東京都 東京都庁第一本庁舎 5 階 大会議場	304 人	196 人	64.5%	193 人	98.5%
平成 24 年 1 月 14 日 (土)	四日市市 四日市市総合会館 8 階 視聴覚室	86 人	73 人	84.9%	69 人	94.5%
平成 24 年 2 月 5 日 (日)	吹田市 夢つながり未来館 6 階 多目的ホール	61 人	38 人	62.3%	36 人	94.7%
平成 24 年 2 月 5 日 (日)	江東区 パルシティ江東 レクホール	91 人	56 人	61.5%	53 人	94.6%
平成 24 年 2 月 13 日 (月)	杉並区 座・高円寺2	47 人	44 人	93.6%	37 人	84.1%
平成 24 年 3 月 24 日 (土)	神戸市 神戸市教育会館 大ホール	54 人	36 人	66.7%	33 人	91.7%
計		1,310 人	963 人	73.5%	875 人	90.9%

2. ぜん息・COPD の予防等に関する講習会

実施時期	開催場所	受講者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 23 年 6 月 7 日 (火)	川崎市 川崎市総合福祉センター	102 人	93 人	91.2%	86 人	92.5%
平成 23 年 6 月 23 日 (木)	杉並区 座・高円寺2	128 人	73 人	57.0%	63 人	86.3%
平成 23 年 6 月 28 日 (火)	川崎市 川崎市総合福祉センター	198 人	171 人	86.4%	158 人	92.4%
平成 23 年 7 月 29 日 (金)	鴨川市 板橋区立天津わかしお学校	52 人	47 人	90.4%	46 人	97.9%
平成 23 年 8 月 29 日 (月)	足立区 梅田地域学習センター	126 人	126 人	100%	125 人	99.2%
平成 23 年 8 月 30 日 (火)	四日市市 楠公民館	63 人	52 人	82.5%	52 人	100%
平成 23 年 12 月 4 日 (日)	吹田市 吹田市立保健センター	25 人	24 人	96.0%	23 人	95.8%
平成 23 年 12 月 6 日 (火)	神奈川県 神奈川県鎌倉保健福祉事務所	31 人	28 人	90.3%	26 人	92.9%
平成 23 年 12 月 19 日 (月)	大阪市 大阪市職員人材開発センター	33 人	33 人	100%	33 人	100%
平成 24 年 1 月 16 日 (月)	川崎市 中原休日急患診療所	15 人	11 人	73.3%	10 人	90.9%
平成 24 年 2 月 1 日 (水)	大阪市 クレオ大阪中央館	196 人	153 人	78.1%	150 人	98.0%
平成 24 年 2 月 17 日 (金)	名古屋市 中保健所	27 人	27 人	100%	25 人	92.6%
平成 24 年 2 月 22 日 (水)	名古屋市 名古屋市教育センター	325 人	260 人	80.0%	249 人	95.8%
平成 24 年 3 月 2 日 (金)	神奈川県 神奈川県総合医療会館	57 人	56 人	98.2%	56 人	100%
平成 24 年 3 月 4 日 (日)	静岡県 静岡県医師会館	104 人	74 人	71.2%	70 人	94.6%
平成 24 年 3 月 6 日 (火)	神戸市 ピフレホール	258 人	247 人	95.7%	240 人	97.2%

実施時期	開催場所	受講者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 24 年 3 月 22 日 (木)	東大阪市 東大阪市保健所	55 人	50 人	90.9%	47 人	94.0%
計		1,795 人	1,525 人	85.0%	1,459 人	95.7%

3. 市民公開講座

○第 114 回日本小児科学会学術集会市民公開講座

テーマ:「アレルギー・アトピーから子どもたちを守ろうーエキスパートからの提言ー」

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 23 年 7 月 31 日(日)	品川プリンスホテル	239 人	155 人	64.9%	147 人	94.8%

○第 48 回日本小児アレルギー学会市民公開講座

テーマ:「エキスパートから学ぶ!子どものぜん息・アレルギーの予防と対策」

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 23 年 10 月 30 日(日)	福岡サンパレスホテル	138 人	63 人	45.7%	58 人	92.1%

4. ぜん息などのアレルギーをもつ児童・生徒のためのぜん息・アレルギーフォーラム

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 23 年 8 月 21 日(日)	関東 (品川プリンスホテル)	267 人	179 人	67.0%	169 人	94.4%
平成 24 年 3 月 20 日(火・祝)	関西 (大阪国際会議場)	243 人	103 人	42.4%	92 人	89.3%
計		510 人	282 人	55.3%	261 人	92.6%

5. ぜん息電話相談事業

(1)実施状況

実施期間(※1)	相談時間 (※2)	相談員	相談件数
平成 23 年 6 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日 月～金 (祝日・土日除く)	9 時～17 時	専門医又は看護師	883 件

※1 新聞広告掲載にあわせて平成 24 年 1 月 21 日・22 日・28 日・29 日の土日を増設。

※2 アレルギーの日(2 月 20 日)を含む 2 週間(平成 24 年 2 月 13 日～24 日)は、
土日を増設するとともに、相談時間を 22 時まで延長。

(2)アンケート調査の結果

相談件数	回答者数	回答率	5段階評価で上位2段階までの評価	
883 人	559 人	63.3%	96.1%	537 人

6. ぜん息児水泳記録会

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 23 年 9 月 25 日(日)	大阪プール	130 人	91 人	70.0%	79 人	86.8%
平成 23 年 10 月 23 日(日)	横浜国際プール	123 人	88 人	71.5%	70 人	79.5%
計		253 人	179 人	70.8%	149 人	83.2%

7. 大気環境の改善に関する講演会

実施時期	開催場所	対象	参加者数	アンケート調査の結果			
				回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 23 年 11 月 4 日(金)	名古屋市 伏見ライフプラザ 5 階 鯉城ホール	事業者等	416 人	352 人	84.6%	291 人	82.7%
平成 23 年 11 月 16 日(水)	神奈川県 平塚合同庁舎本館 5 階 CD 会議室	事業者等	43 人	40 人	93.0%	36 人	90.0%

実施時期	開催場所	対象	参加者数	アンケート調査の結果			
				回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 23 年 11 月 18 日(金)	大阪府 おおさか ATC グリーンエ コプラザ	事業者等	110 人	65 人	59.1%	52 人	80.0%
平成 23 年 11 月 23 日(水祝)	神戸市 神戸海洋博物館ホール	地域住民	53 人	38 人	71.7%	35 人	92.1%
平成 23 年 11 月 24 日(木)	神奈川県 小田原合同庁舎 2 階 D 会議室	事業者等	62 人	37 人	59.7%	32 人	86.5%
平成 23 年 11 月 28 日(月)	神奈川県 厚木合同庁舎新館 4 階 AB 会議室	事業者等	41 人	41 人	100%	37 人	90.2%
平成 23 年 11 月 30 日(水)	神戸市 三宮研修センター 805 号室	事業者等	37 人	30 人	81.1%	22 人	73.3%
平成 23 年 12 月 5 日(月)	三重県 三重県営サンアリーナ 会議室 3	事業者等	20 人	12 人	60%	12 人	100%
平成 23 年 12 月 6 日(火)	三重県 三重県総合文化センター セミナー室 A	事業者等	62 人	45 人	72.6%	36 人	80.0%
平成 24 年 2 月 8 日(水)	北九州市 北九州市本庁舎 3 階 大集会室	事業者等	90 人	89 人	98.9%	74 人	83.1%
平成 24 年 2 月 13 日(月)	名古屋市 今池ガスホール	地域住民	100 人	70 人	70.0%	57 人	81.4%
計			1,034 人	819 人	79.2%	684 人	83.5%

8. 大気環境の改善に関する講習会

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 23 年 11 月 2 日(水)	倉敷市 倉敷自動車教習所	29 人	27 人	93.1%	27 人	100%
平成 23 年 11 月 12 日(土)						
平成 23 年 12 月 16 日(金)	北九州市 北九州パレス	8 人	8 人	100%	8 人	100%
平成 23 年 12 月 20 日(火)	大阪府 大阪府咲洲庁舎	9 人	9 人	100%	9 人	100%

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 24 年 1 月 23 日(月)	葛飾区 平和橋自動車教習所	18 人	18 人	100%	17 人	94.4%
平成 24 年 1 月 24 日(火)						
計		64 人	62 人	96.9%	61 人	98.4%

※大気環境の改善に関する講習会は、実車等を利用した実技講習を伴うものであり、1回の参加定員は 10 名程度の小規模なものである。

平成 23 年度 研修事業実施状況

コース名		実施 場所	実 施 時 期	受講 者数	アンケート調査の結果			
					回答者 数	回答率	5段階評価で上位2 段階までの評価	
初任者研修	(小児)	大阪	平成 23 年 6 月 9 日	52 人	50 人	96.2%	48 人	96.0%
	(成人)	大阪	平成 23 年 6 月 10 日					
機能訓練研修	(水泳訓練教室)	大阪	平成 23 年 6 月 22 日 ～6 月 24 日	30 人	26 人	86.7%	26 人	100%
	(ぜん息キャンプ)	大阪	平成 23 年 7 月 6 日 ～7 月 8 日	29 人	25 人	86.2%	24 人	96.0%
	(ぜん息キャンプ 体験型)	大阪	平成 23 年 8 月 26 日 ～8 月 28 日	3 人	3 人	100%	3 人	100%
保健指導研修	(小児)	大阪	平成 23 年 9 月 7 日 ～9 月 9 日	62 人	56 人	90.3%	54 人	96.4%
	(成人)	大阪	平成 23 年 10 月 5 日 ～10 月 7 日	39 人	36 人	92.3%	35 人	97.2%
予防事業フォローアップ研修		大阪	平成 23 年 11 月 10 日 ～11 月 11 日	27 人	23 人	85.2%	22 人	95.7%
環境改善研修		東京	平成 24 年 1 月 19 日 ～1 月 20 日	72 人	64 人	88.9%	55 人	85.9%
ぜん息患者教育スタッフ養成 研修	東京		平成 24 年 2 月 9 日、 10 日	51 人	48 人	94.1%	46 人	95.8%
	大阪		平成 24 年 2 月 23 日、 24 日	38 人	35 人	92.1%	34 人	97.1%
大気浄化植樹研修		大阪	平成 24 年 2 月 17 日	27 人	23 人	85.2%	23 人	100.0%
呼吸リハビリテーション指導者 養成に係る派遣型研修		千葉	平成 24 年 3 月 3 日、 4 日	30 人	26 人	86.7%	26 人	100.0%
計				460 人	415 人	90.2%	396 人	95.4%

ニーズを踏まえた事業改善の事例及び今後の事業への要望

1. ニーズを踏まえた事業改善

平成 22 年度事業参加者からのアンケート結果等を踏まえ平成 23 年度事業へ反映した事例

(1) 水泳記録会、講演会、講習会等

要望等	反映事項、検討状況等
○水泳記録会 ・参加対象枠を現在の小学生から中学生まで拡大して欲しい。 ・ぜん息薬の吸入方法やピークフロー測定など自己管理手法について指導して欲しい。 ○講演会、講習会 ・専門医への相談、交流の機会を提供して欲しい。 ・学校等の現地に赴いての講習の実施 ・大気環境改善に関する一般市民・事業者向け講習会の開催等	・平成 23 年度より、参加対象枠を小学校 1 年生から中学校 3 年生まで拡大して実施。 ・水泳記録会の開始前の時間帯を利用して小児アレルギーエデュケーターによる吸入実技指導等を交えたミニセミナーを実施。 ・参加申込時に事前質問の聴取、講演終了後の質疑応答時間の確保、講師の同意を得られた場合、講演終了後に個別相談会を実施。 ・出張型講習(講演)会の新設 ・大気環境改善に関する対象別の講演会や実車等を伴う講習会の開催。

(2) 研修

要望等	反映事項、検討状況等
・指導員の育成強化のためのカリキュラムの充実	・機能訓練事業研修のコースを一部見直すとともに、実際の指導現場において実践的な内容を修得するための体験型研修を新設。
・他自治体の事業内容の紹介	・自治体の先進的な事例の紹介等を行うフォローアップ研修を実施。また、他の研修でも自治体の事例紹介や自治体間の意見交換等を行うグループディスカッションを研修カリキュラムに導入。
・事業評価手法及び事業効果について	機能訓練(水泳)及び(ぜん息キャンプ)研修

要望等	反映事項、検討状況等
	においてソフト3事業の事業効果把握調査に関する調査結果等を紹介する講義を導入。
・最新の大気環境改善に関する情報提供	・そらプロジェクト調査結果、PM2.5 などの最新の環境情報に関する講義の実施や大気浄化植樹研修を新設。

2. 平成 23 年度事業参加者のアンケート等により把握した今後の要望、意見等

＜講演会、講習会＞

要望等	検討状況等
・家庭や職場ですぐに実践できる内容を知りたい。	・従来の座学形式に加え、実演、体験、実技指導形式の促進。
・保育所、幼稚園におけるアレルギー対応の支援	・厚生労働省との共催による保育所講習会の開催を予定。
・COPD の発症予防対策の強化	・患者予備軍を対象とした、発症予防のための講演会を実施。

＜研修関係＞

要望等	検討状況等
・機能訓練事業に従事する指導員の養成強化	・事業に従事する委託先のスタッフ、ボランティアスタッフ、医療スタッフにも幅広く受講を周知。
・地方公共団体間における意見交換、情報交換を行う場の提供。	・ワークショップ形式のグループディスカッションを実施。研修参加者によるメーリングリストの作成。
・研修不参加者へのフォローアップ	・研修不参加自治体へ研修テキストの送付、機構の調査研究で開発した e ラーニングシステムを活用した自己学習教材の運用。

意見交換を実施した団体

公害健康被害補償制度と関係の深い患者団体及びNPO 法人としてぜん息・COPD の予防や健康の確保・回復に資する活動に取り組む患者団体との意見交換を下記のとおり実施した。

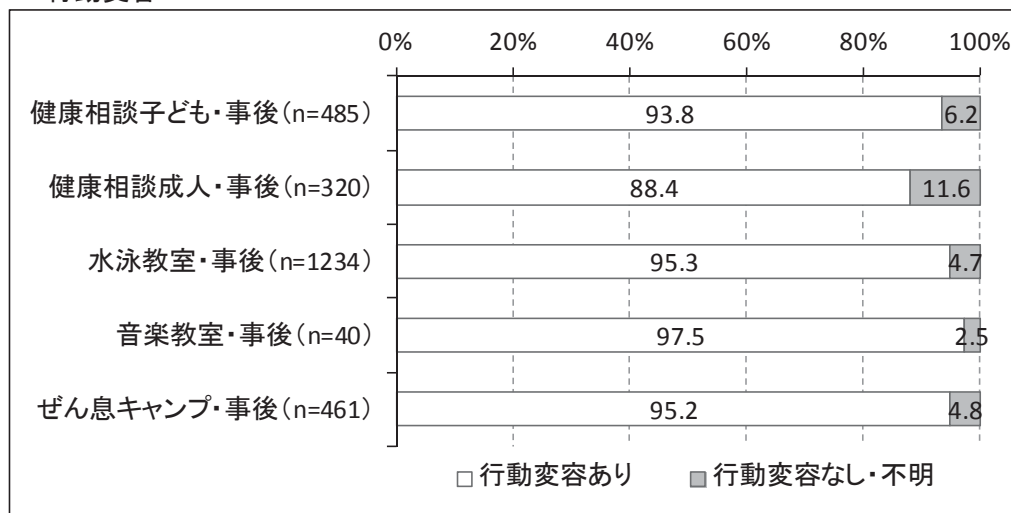
団体名	意見交換に係る趣旨説明等を各団体に対し個別に実施	開催日
全国公害患者の会連合会		平成 24 年3月 12 日
公益財団法人 公害地域再生センター		平成 23 年9月 27 日
公益財団法人 水島地域環境再生財団		
NPO 法人 アレルギー児を支える全国ネット (アラジーポット)	平成 23 年9月 1 日	平成 23 年 12 月3日
NPO 法人 相模原アレルギーの会	平成 23 年9月 8 日	
NPO 法人 日本呼吸器障害者情報センター (J-BREATH)	平成 23 年9月 16 日	
NPO 法人 環境汚染等から呼吸器病患者を守る 会(エパレク)	平成 23 年9月 22 日	
NPO 法人 アレルギーを考える母の会	平成 23 年9月 23 日	
NPO 法人 日本アレルギー友の会	平成 23 年 10 月5日	

ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための本格調査
及び事業の改善に向けた検討状況

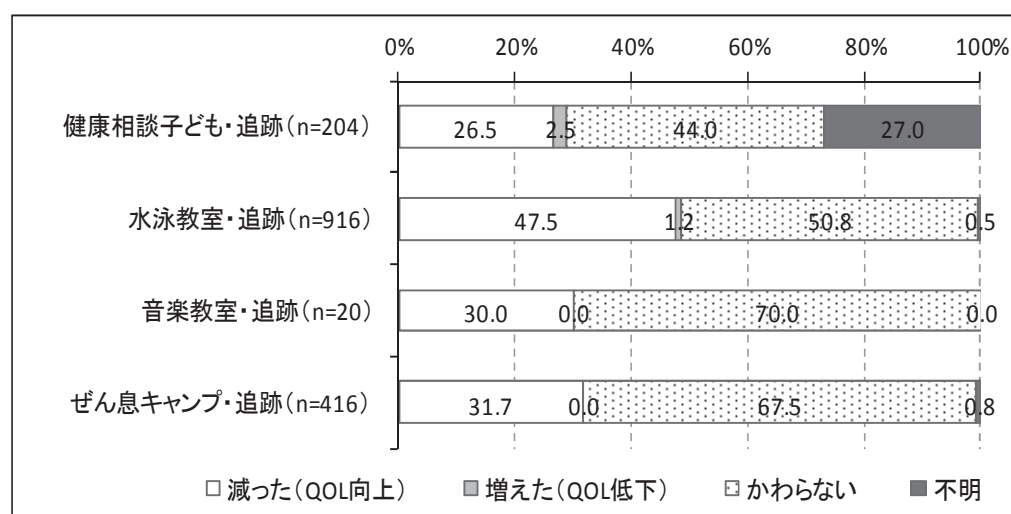
項 目	内 容
ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための本格調査の実施 (平成 22 年度～)	・46 地方公共団体におけるソフト3事業の事業対象者に対し、統一的な調査票を用いて、事業実施後及び事業実施2ヵ月後にアンケート調査を実施し、①参加した事業に対する評価、②行動変容(事業実施前後における事業対象者本人や家族の取組の変化)、③知識の普及・気づき、④事業参加前後の事業対象者及び家族の QOL の変化、⑤事業対象者本人のコントロール状況の変化(症状の変化)を評価指標として事業実施効果を把握した。平成 24 年度も継続してソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査を行う。
事業改善に向けた今後の方向性についての検討 (平成 23 年度～)	・ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための本格調査結果を踏まえ、今後の事業改善に資するため、平成 23 年度はソフト3事業の実施状況等に関する地方公共団体等へのアンケート調査を実施した。その調査結果を踏まえ、平成 24 年度は事業効果や効率性の高い事業の事例等の整理を行い、事例集作成のための検討を行う。

ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告 ―抜粋―
 (平成23年度本格調査結果 ―中間報告―)
 (平成23年4月1日～平成23年12月末までの回収データを集計)

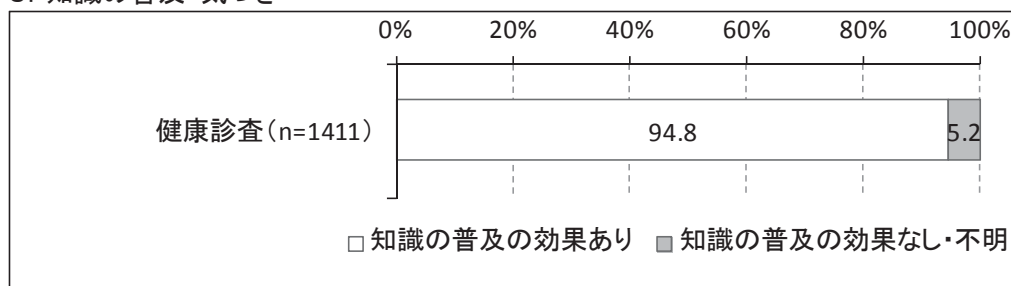
1. 行動変容



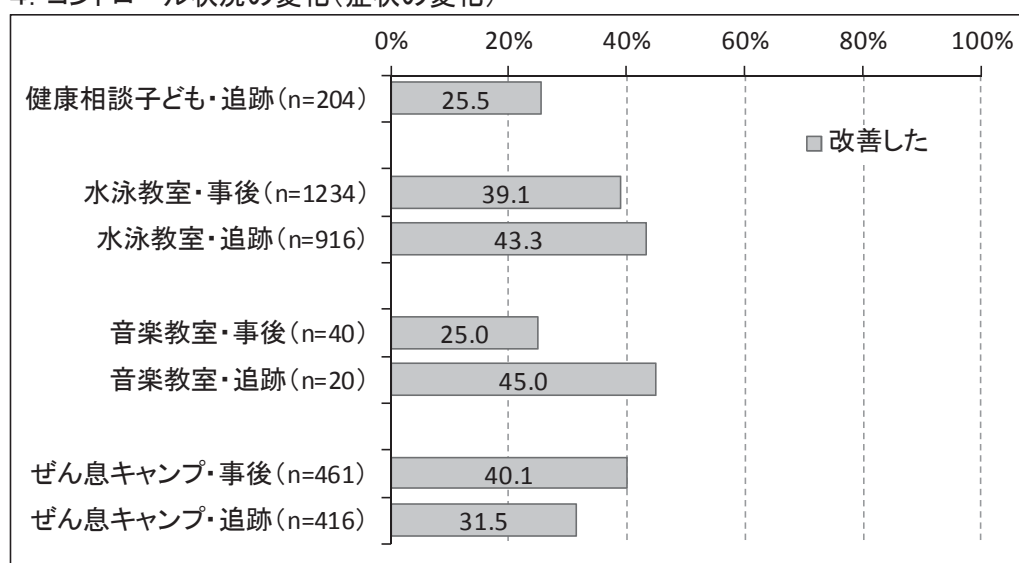
2. QOLの変化(学校等の欠席や行事不参加の回数)



3. 知識の普及・気づき



4. コントロール状況の変化(症状の変化)

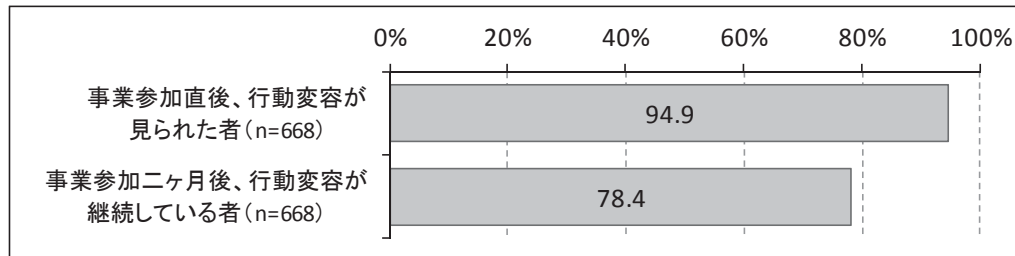


(参考)

【水泳教室】

1. 行動変容

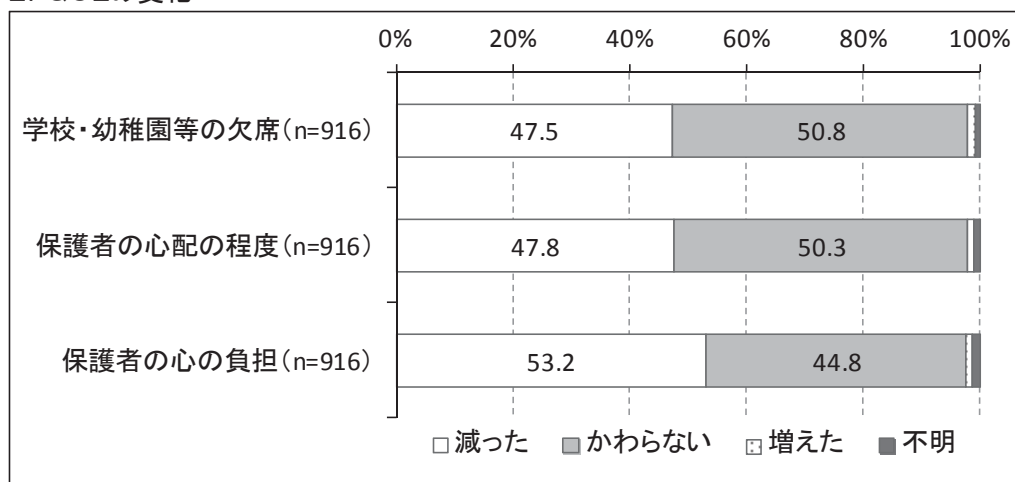
(1) 行動変容の有無



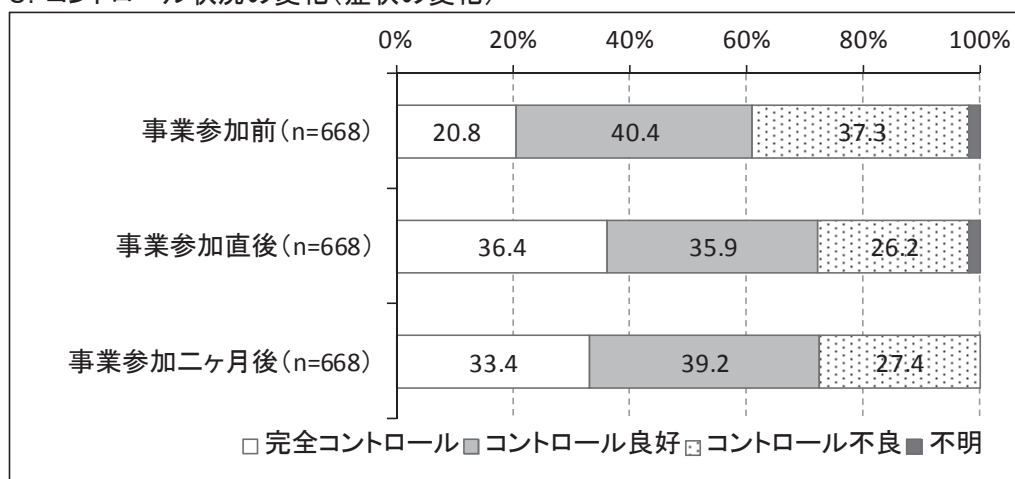
(2) 行動変容の内容

第 1 位	自分の体調管理に気を配る	56.7%
第 2 位	(家族が) 環境の整備に気をつける	54.0%
第 3 位	積極的にからだを動かす	52.1%

2. QOLの変化



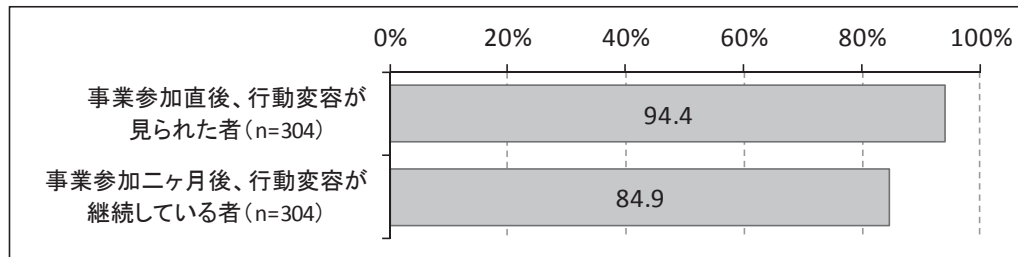
3. コントロール状況の変化(症状の変化)



【ぜん息キャンプ】

1. 行動変容

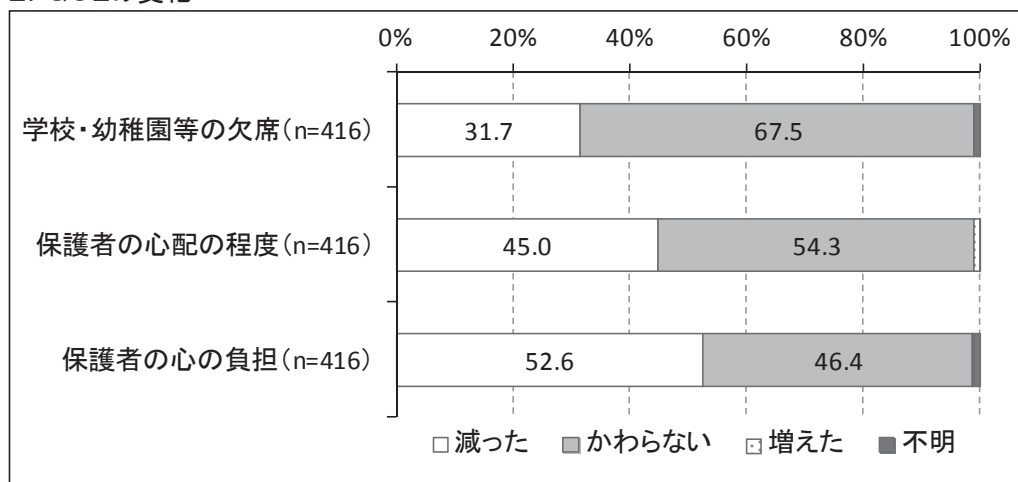
(1) 行動変容の有無



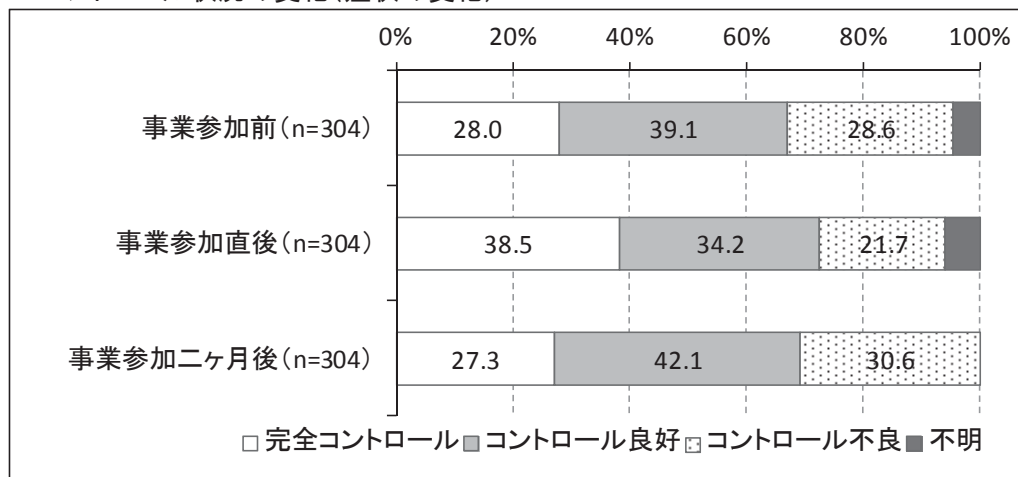
(2) 行動変容の内容

第 1 位	ぜん息に対し関心を持つ	64.5%
第 2 位	自分の体調管理に気を配る	63.2%
第 3 位	積極的にからだを動かす	51.6%

2. QOLの変化



3. コントロール状況の変化(症状の変化)



平成 23 年度新規環境保健調査研究課題の公募について

平成 23 年 4 月 11 日
独立行政法人環境再生保全機構
業務担当理事 今井 辰三

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領(平成 17 年細則第 1 号)第 4 条の規定に基づく調査研究の対象となる分野及び調査研究計画書の提出期限について以下のとおり公表します。

1. 調査研究の対象となる分野

公害健康被害予防事業助成金交付要綱別表第 1 に掲げる区域(以下「助成対象地域」という。)における気管支喘息等の有症率とその動向の把握に関する調査研究

2. 調査研究計画書の提出期限

平成 23 年 4 月 11 日(月)から平成 23 年 5 月 10 日(火)午後 6 時までに必着または持参のこと。

3. その他

目的、予算規模、調査研究計画書の提出方法、調査研究課題の採択等については、別添書類を参照して下さい。

平成24年度新規環境保健調査研究課題の公募について

平成 24 年 3 月 29 日
独立行政法人環境再生保全機構
予防事業担当理事 今井 辰三

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領(平成17年細則第1号)第4条の規定に基づく調査研究の対象となる分野及び調査研究計画書の提出期限について以下のとおり公表します。

1. 調査研究の対象となる分野

(1) 気管支ぜん息の発症予防に関する調査研究(公募分野:2分野)

- ① ぜん息発症予防のための客観的評価指標によるスクリーニング基準
- ② 乳幼児の早期治療、早期介入によるぜん息発症予防効果

(2) 気管支ぜん息・COPD 患者の健康回復に関する調査研究(公募分野:6分野)

- ① 気管支ぜん息患者の効果的な長期管理支援のための患者アセスメント手法と評価に応じた患者教育プログラム
- ② 就学期の患者を対象とする新たな健康相談、健康教育のあり方
- ③ 吸入アレルゲン回避のための室内環境整備の手法と予防効果
- ④ 客観的指標によるぜん息コントロール状態の評価
- ⑤ COPD のセルフマネジメント教育プログラムの開発及び効果的な介入方法
- ⑥ 呼吸リハビリテーションの実践及び客観的評価手法

(3) 気管支喘息の動向等に関する調査研究(公募分野:1分野)

- ① 気管支ぜん息患者の予後と変動要因に関する調査研究

2. 調査研究計画書の提出期限

平成24年3月29日(木)から平成24年5月15日(火)午後6時までに必着または持参のこと。

3. その他

目的、予算規模、調査研究計画書の提出方法、調査研究課題の採択等については、別添書類を参照して下さい。

平成 23 年度新規環境改善調査研究課題の公募について

平 成 2 3 年 5 月 3 0 日
独立行政法人環境再生保全機構
業 務 担 当 理 事 今 井 辰 三

独立行政法人環境再生保全機構大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領(17 年細則第 1 号)第 4 条の規定に基づく調査研究の対象となる分野及び調査研究計画書の提出期限について以下のとおり公表します。

1. 調査研究の対象となる分野

局地的な大気汚染地域における窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の大気汚染物質の削減対策もしくは対策効果の把握に係る調査研究

2. 調査研究計画書の提出期限

平成23年5月30日(月)から平成23年6月30日(木)午後6時までに必着又は持参のこと。

3. その他

目的、予算規模、調査研究計画書の提出方法、調査研究課題の採択等については、別添書類を参照して下さい。

平成 24 年度新規環境改善調査研究課題の公募について

平成 24 年 3 月 7 日
独立行政法人環境再生保全機構
業務担当理事 今井 辰三

独立行政法人環境再生保全機構大気の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領(17 年細則第 1 号)第 4 条の規定に基づく調査研究の対象となる分野及び調査研究計画書の提出期限について以下のとおり公表します。

1. 調査研究の対象となる分野

局地的な大気汚染の改善に係る施策の計画・評価に関する調査研究

2. 調査研究計画書の提出期限

平成 24 年 3 月 7 日(水)から平成 24 年 4 月 10 日(火)午後 6 時までには必着又は持参のこと。

3. その他

目的、予算規模、調査研究計画書の提出方法、調査研究課題の採択等については、別添書類を参照して下さい。

平成 23 年度環境保健分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調 査 研 究 の 概 要
3分野16課題について実施 分野 I 小児・思春期を対象とした環境保健事業の事業実施効果の適切な把握及び事業内容の改善方法に関する調査研究 1. 健康相談事業の効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究 2. 健康診査事業の効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究 3. 水泳訓練教室の効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究 4. ぜん息キャンプの効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究 5. ぜん息患者の自立を支援する長期管理に関する調査研究	小・中・高校において健康調査等を用いた健康相談対象者の抽出方法や適切な相談方法を検討するとともに、適切な効果を得るための障害となる事象の検討、適切な評価方法を検討する。 2-① 気管支喘息のテーラーメイド的予知に基づく発症予防法と QOL 調査票を導入した独創的評価法の確立に関する調査研究 気管支喘息発症の個別化予防のためのテーラーメイド予知と予防法を確立するとともに、QOL 調査票を導入し、予知・予防指導の効果を評価する。 2-② 健康診査事業の効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究 4歳以下の乳幼児を対象に、喘息を疑わせる乳幼児期の喘鳴性疾患の患児に対して、喘息の主要な症状である喘鳴と咳嗽について注目し、これらの客観的な評価法を確立する。 水泳訓練教室等の事業において、ぜん息症状やピークフロー、呼気中 NO 等から構成される自己管理評価票を作成し、自己管理教育用のツールの意義を明らかにするとともに、自己管理教育のためのプログラムを作成する。 喘息キャンプに参加する患児の呼気中一酸化窒素濃度(eNO)を測定し、気道の状態を客観的な数値として把握することで、キャンプでの保健指導の効果にどのような影響を及ぼすか検証する。 5-① ぜん息患者の自立を支援する長期管理に関する調査研究 独自の行動科学的アプローチを取り入れたテーラー化指導プログラムを開発し、個別対応プランの活用を検証し、吸入指導マニュアルを導入した個別指導法を確立する。

調査研究課題名	調査研究の概要
分野Ⅱ 気管支ぜん息患者の年齢階層毎の長期経過・予後を踏まえた健康相談・健康診査・機能訓練事業の事業内容の改善方法に関する研究 分野Ⅲ ぜん息発症予防・健康回復のための知識の体系化に関する調査研究 1. 小児・思春期を対象とした健康相談・健康診査・機能訓練事業を効果的に実施するために事業従事者が有すべき知識の体系化に関する調査研究 2. 成人を対象とした気管支喘息患者に対する効果的な保健指導の実践に関する調査研究	5-② 気道炎症評価にもとづく小児ぜんそく患者の効果的な長期管理法と自己管理支援の確立に関する調査研究 日本人小児の呼気 NO 基準値を確立し、呼気 NO 測定 of 臨床応用について多面的に明らかにし、気道炎症モニタリングを取り入れた長期管理及び自己管理指導について検討する。 ぜん息の長期予後について、小児喘息の 40 年間にわたる長期予後の追跡と成人喘息のレセプト調査による治療実態の定期的追跡を行うことで、寛解・治癒に関わる因子や重症化・難治化に関わる因子を明らかにする。 保健師等のコメディカルとのチーム医療を推進するためにアレルギー専門コメディカルの養成のための e ラーニングシステムを活用した教育カリキュラムを作成する。 2-① 成人を対象とした気管支喘息患者に対する効果的な保健指導(患者教育)の実践に関する調査研究 ぜん息患者の自己管理技術やアドヒアランスを評価する質問票を作成するとともに、自己管理に精通した熟練患者による患者教育の有用性の検証など自己管理教育の新たな仕組みを検討する。 2-② 『喘息死ゼロ』実現に向けた、東濃地区における患者吸入指導一貫体制の整備とその効果検討 患者吸入指導体制の整備のため、東濃地区内の全薬剤師に対して検定試験を行い、認定吸入指導薬剤師整備を行い、その効果を検証する。

調査研究課題名	調査研究の概要
3. COPD 患者の機能回復に関する調査研究	2-③ ぜん息患者および未発症成人における気道炎症病態と種々の要因とくに大気汚染との関連に関する調査研究 ぜん息群および非ぜん息群において一酸化窒素測定と呼気凝縮液の測定による気道炎症病態の解析を行い、これらに DEP 等の大気汚染がどう影響するかを検討する。 2-④ 吸入ステロイド薬服薬指導の実態と効果的な病薬連携、指導プログラムによる長期管理改善に関する調査研究 医療者と患者のインターフェースの両サイドからアプローチをして、吸入ステロイド薬が喘息患者の気道粘膜に適正にデリバリーされるためのハードルを、単に吸入デバイスの効率という道具のレベルでなく、医療者、患者のヒューマンのレベルで明らかにする。 2-⑤ 成人を対象とした気管支喘息患者に対する効果的な保健指導の実践に関する調査研究 患者教育用のテキストを用いて、長期管理の効果を呼吸機能、ぜん息コントロールテストなどにより評価し、ぜん息患者に対する効果的な保健指導を病型、年齢階層、重症度に応じて実践するための方法を確立する。 3-① COPD 患者と公害認定患者に対する重症度別、簡便呼吸リハビリテーションプログラムの多施設間無作為比較試験に関する調査研究 COPD 患者と公害認定患者に関する呼吸リハの評価法、呼吸リハの形態、運動療法の種類、実施期間、呼吸リハの OUTCOME などを前方視的に調査・解析することで、COPD と公害認定患者の重症度別、入院、外来、在宅呼吸リハの特徴とその効果を明らかにする。 3-② COPD 患者における日常生活活動性の定量評価法の確立に関する調査研究 COPD 患者の活動性評価法を確立するとともに、確立した評価法を用い、COPD 患者の活動性の規定因子、医療介入による活動性改善の規定因子、活動性改善維持法を検討する。

平成 23 年度環境保健分野に係る調査研究概要<新規研究課題>

調査研究課題名	調 査 研 究 の 概 要
公害健康被害予防事業助成対象地域におけるぜん息等の有症率と動向把握について 1. 小児気管支喘息の経年変化および地域差に関する研究 2. 小児喘息の有症率とその動向に関する研究 3. 成人ぜん息の有症率とその動向に関する研究	過去3回(1982年、1992年、2002年)の有症率調査と同一地域、同一対象校、同一方法により西日本 11 県、5 万 5 千人～3 万 5 千人の学童を対象としてぜん息等の有症率調査を実施し、ぜん息の経年変化や地域差などについて検証する。 (調査対象地域(予定):東京都、神戸市、北九州市、大牟田市) インターネットを利用して小児アレルギー疾患の疫学調査の調査手法の評価と対象地域の有症率調査を実施する。また、既存の調査との比較、インターネット調査自体の再現性の検証を行うとともに、過去の調査で課題であった季節変動性を踏まえた調査なども実施する。 助成対象地域に居住している 18 歳以上の成人に対し、インターネットを利用してぜん息有症率有病率を調査する。また、現在のぜん息コントロール状況等について調査し、小児ぜん息の成人後の寛解状況を把握する。 (調査対象地域(予定):川崎市、富士市、東海市、四日市市、尼崎市、倉敷市、北九州市等)

平成 23 年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要
局地的大気汚染対策に関する調査研究 以下の3研究について実施 ①一般ユーザーに対するエコドライブの普及による大気汚染の改善手法に関する調査研究 ②局地汚染地域における各種自動車排出ガス抑制対策効果評価手法の活用に関する調査研究 ③大気浄化植樹事業の効果の把握及び効果的推進のための調査研究	一般の自動車ユーザーへの環境に配慮した自動車の使用(エコドライブ)の普及によって局地的な大気汚染等を改善することを目的に、一般の自動車ユーザーによるエコドライブの参加を促進するための仕組みの検討、構築を行う。 局地汚染地域におけるシミュレーションモデルを用いた各種自動車排出ガス抑制対策の環境改善効果の評価ツールの予測機能の強化や活用手法のマニュアル化による地方公共団体における汎用性の高いツールとして整備するための検討を行う。 植樹による大気浄化効果の最新知見の整理、効果の定量的評価法の検討、フォローアップ調査等による事業効果の把握及びマニュアル等の整備による事業の効果的推進のための検討を行う。

平成 22 年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要
局地的大気汚染対策に関する調査研究 以下の3研究について実施 ①局地汚染地域におけるシミュレーションモデルを用いた各種自動車排出ガス抑制対策の環境改善効果評価手法確立に関する研究 ②自然風を駆動力とする高活性炭素繊維(ACF)を用いた高機能NOx浄化システムの開発研究 ③一般ユーザーに対するエコドライブの普及による大気汚染の改善手法に関する調査研究	幹線道路沿道において実施される各種自動車排出ガス抑制対策について、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境改善効果を定量的に評価し、地域の実情に応じた対策の選択ができるよう、シミュレーションにより環境改善効果を評価する技術的手法を確立するための検討を行う。 NOx浄化能力が高くかつ低コストの高活性炭素繊維(ACF)ユニットの開発と実証を行い、幹線道路沿道等での適用可能性について検討を行う。 一般の自動車ユーザーへの環境に配慮した自動車の使用(エコドライブ)の普及によって局地的な大気汚染等を改善することを目的に、一般の自動車ユーザーによるエコドライブの参加を促進するための仕組みの検討、構築を行う。 本調査研究における実証実験協力企業が、エコドライブの実施により設定目標の燃費向上を達成した場合、NOx排出量が 673kg 程度削減されると推計されている。

公害健康被害予防に関する調査研究の評価について

1. 評価の概要

環境保健分野は、平成 23 年度から 2 力年の研究期間で行っている 3 研究について評価を行った。

大気環境の改善分野は、平成 20 年度から 3 力年の研究期間で行っている 2 研究及び平成 22 年度から 2 力年の研究期間で行っている 1 研究について評価を行った。

なお、各項目に係る評価は、基準となる A～E の 5 段階評価結果を 5 点から 1 点に換算し、それぞれの評価をした委員の人数を乗じた値の平均点を算出している。

2. 調査研究評価項目

評 価 軸		事前 評価	年度 評価	事後 評価
個 別 の 評 価 軸	環境保健及び局地的大気汚染対策の推進への貢献度	○		○
	研究 成 果 目 標	明確性、的確性	○	
		達成度		○
	研究計画	適切さ	○	
		妥当性		○
	内容の独自性（他との研究との差別化が可能であるか）	○		○
	社会・経済に対する貢献度	○		○
総合評価		○	○	○

事前評価：調査研究の実施が決定されるまでに実施

年度評価：各年度の調査研究の終了時に実施

事後評価：調査研究の終了後で、調査研究成果が取りまとめ次第実施

3. 評価軸毎の結果

I 環境保健分野(平成 23 年度評価)

1 小児気管支喘息の経年変化および地域差に関する研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	研究成果目標の達成度	1	4	2			3.9
	研究計画の妥当性	3	3	1			4.3
総合評価		2	4	1			4.1

2 小児喘息の有症率とその動向に関する研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	研究成果目標の達成度		5	2			3.7
	研究計画の妥当性	1	5	1			4.0
総合評価		1	4	2			3.9

3 成人喘息の有症率とその動向に関する研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	研究成果目標の達成度	1	4	2			3.9
	研究計画の妥当性	3	3	1			4.3
総合評価		3	2	2			4.1

Ⅱ 大気環境の改善分野(平成 22 年度評価)

1 局地汚染地域におけるシミュレーションモデルを用いた各種自動車排ガス抑制対策の環境改善効果評価手法確立に関する研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	局地的大気汚染対策の推進への貢献度	1	3	1			4.0
	研究成果目標の達成度	1	4				4.2
	研究計画の妥当性	1	3	1			4.0
	内容の独自性		2	3			3.4
	社会・経済に対する貢献度		2	3			3.4
総合評価		1	3	1			4.0

※本研究は研究期間3年間の3年目となるため、事後評価結果となる。

2 自然風を駆動力とする高活性炭素繊維(ACF)を用いた高機能 No_x 浄化システムの開発研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	局地的大気汚染対策の推進への貢献度		2	3			3.4
	研究成果目標の達成度		1	4			3.2
	研究計画の妥当性		2	2	1		3.2
	内容の独自性	1	3	1			4.0
	社会・経済に対する貢献度		1	4			3.2
総合評価			3	2			3.6

※本研究は研究期間3年間の3年目となるため、事後評価結果となる。

3 一般ユーザーに対するエコドライブの普及による大気汚染の改善手法に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	研究成果目標の達成度	2	2	1			4.2
	研究計画の妥当性		3	2			3.6
総合評価		2	2	1			4.2

※本研究は研究期間2年間の1年目となるため、年度評価結果となる。

ぜん息・COPD 電話相談室開設時間の延長等及び広報活動

項目	内容	ねらい
相談室開設時間の延長等	土日開設（1 月 21 日、22 日、 28 日、29 日、2 月 18 日、19 日） 開設時間帯延長 9：00-22：00 （2 月 13 日～24 日）	休日の開設、時間延長の有効 性の確認
新聞・雑誌広告	助成対象地域を包含する全国 紙等への広告の掲載	助成対象地域全体への周知
その他	地方新聞 8 紙への広告の掲載 コミュニティ FM 8 社による 放送広告	相談実績の少ない地域への 周知

平成 23 年度 ホームページアクセス状況

<情報館トップページアクセス数>

(単位：件)

区分	ぜん息などの情報館	大気環境の情報館	合計
23 年度	42,656	41,660	84,316
22 年度	38,921	106,640	145,561

<情報館全体アクセス数>

(単位：件)

区分	ぜん息などの情報館	大気環境の情報館	合計
23 年度	3,205,926	1,598,549	4,804,475
22 年度	1,527,159	1,282,671	2,809,830

※ 「大気環境の情報館」については、平成 23 年 4 月より、「見直しの基本方針」を受けた環境改善事業の見直しにあわせ、12,000 以上の参加事業所（平成 22 年度）等が活用した「エコドライブコンテスト」関連のページや、5,000 を超える応募（平成 22 年度）のあった「大気汚染防止推進月間ポスター」関連ページ等を閉鎖しており、前年度との単純比較は難しい。

地球環境基金助成金の推移

(単位: 件、百万円)

年度	助成の種類	区分	イ案件	ロ案件	ハ案件	合計
H16年度		件数	58	7	138	203
		金額	247	22	446	715
H17年度		件数	57	9	136	202
		金額	235	31	438	704
H18年度		件数	48	7	115	170
		金額	203	23	353	579
H19年度		件数	44	5	125	174
		金額	175	16	402	593
H20年度	一般助成	件数	42	7	102	151
		金額	166	21	325	512
	発展助成	件数	2	1	37	40
		金額	3	3	66	72
	特別助成	件数	0	0	14	14
		金額	0	0	95	94
	小計	件数	44	8	153	205
		金額	168	24	486	678
H21年度	一般助成	件数	26	5	98	129
		金額	99	14	319	432
	発展助成	件数	1	0	38	39
		金額	4	0	77	81
	小計	件数	27	5	136	168
		金額	103	14	396	513
H22年度	一般助成	件数	20	5	92	117
		金額	80	15	291	386
	発展助成	件数	1	1	34	36
		金額	2	2	68	72
	小計	件数	21	6	126	153
		金額	82	17	359	458
H23年度	一般助成	件数	25	5	95	125
		金額	102	16	324	442
	発展助成	件数	3	1	32	36
		金額	7	3	78	88
	特別助成	件数	2	0	16	18
		金額	4	0	27	31
	小計	件数	30	6	143	179
		金額	113	19	429	561
H24年度	一般助成	件数	26	8	95	129
		金額	101	27	327	455
	発展助成	件数	6	2	30	38
		金額	18	5	69	92
	特別助成	件数	2	0	21	23
		金額	10	0	94	104
	小計	件数	34	10	146	190
		金額	129	32	490	651
計		件数	363	63	1,218	1,644
		金額	1,455	198	3,799	5,452

※ 平成16～22年度は確定値である。

※ 平成23年度は交付決定値であり、平成24年度は内定値である。

イ案件: 国内に主たる事務所を有する団体による開発途上地域の環境保全のための活動

ロ案件: 海外に主たる事務所を有する団体による開発途上地域の環境保全のための活動

ハ案件: 国内に主たる事務所を有する団体による国内の環境保全のための活動

平成23年度助成金重点項目別助成件数及び金額

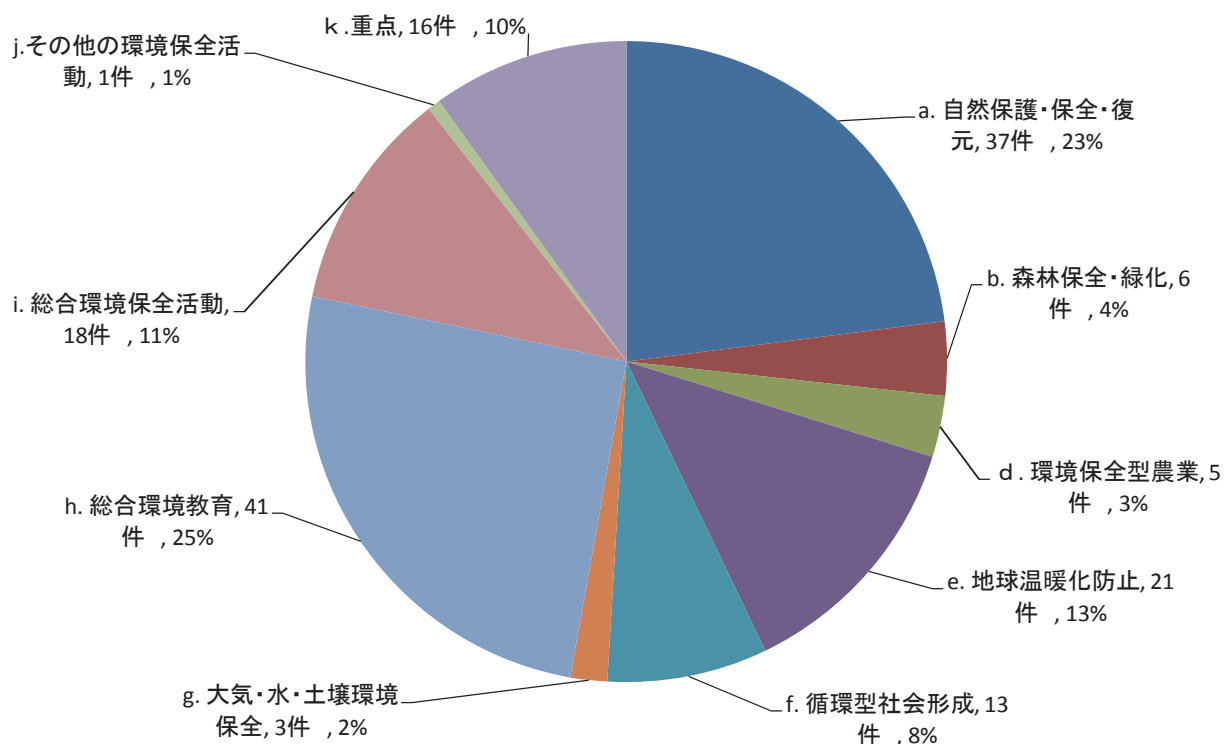
(参考) 平成22年度

活動分野・項目	イ案件	ロ案件	ハ案件	合計	金額(千円)	海外分野別比率	国内分野別比率	全体分野別比率	全体分野別比率
a. 自然保護・保全・復元	7	1	29	37	112,802	23.5 %	22.8 %	23.0 %	20.9 %
b. 森林保全・緑化	4	0	2	6	19,600	11.8 %	1.6 %	3.7 %	3.9 %
c. 砂漠化防止	0	0	0	0	0	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
d. 環境保全型農業等	5	0	0	5	19,300	14.7 %	0.0 %	3.1 %	3.9 %
e. 地球温暖化防止	1	0	20	21	67,100	2.9 %	15.7 %	13.0 %	13.7 %
f. 循環型社会形成	2	0	11	13	39,000	5.9 %	8.7 %	8.1 %	9.8 %
g. 大気・水・土壤環境保全	2	0	1	3	8,500	5.9 %	0.8 %	1.9 %	1.3 %
h. 総合環境教育	5	1	35	41	137,342	17.6 %	27.6 %	25.5 %	19.6 %
i. 総合環境保全活動	2	2	14	18	54,450	11.8 %	11.0 %	11.2 %	12.4 %
j. その他の環境保全活動	0	0	1	1	4,200	0.0 %	0.8 %	0.6 %	1.3 %
k. (重点)リオ+20、COP10フォロー	0	2	14	16	67,800	5.9 %	11.0 %	9.9 %	(13.1)
合 計	28	6	127	161	530,094	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %

※1. 活動分野・項目の網がけは重点分野・項目である。(重点項目の総件数は134件)

※2. 重点項目については、活動分野(a.~j.)の外数として整理している。

※3. 平成22年度と平成23年度の重点項目については、同様でないため、括弧書きとしている。



※ 平成23年度の助成件数のうち、特別助成(18件)は除いた内訳である。

平成23年度助成金海外助成件数及び金額

アジア	23年度採択件数			助成金額 (千円)
	イ案件	ロ案件	計	
インドネシア	3	1	4	13,902
タイ	2	0	2	5,450
カンボジア	1	0	1	3,600
フィリピン	2	0	2	8,200
ベトナム	3	0	3	13,000
マレーシア	1	0	1	2,400
ミャンマー	1	0	1	4,400
中国	3	0	3	6,700
モンゴル	2	0	2	6,600
インド	0	2	2	6,200
バングラデシュ	0	2	2	6,000
パキスタン	0	1	1	3,500
東ティモール	1	0	1	2,800
東南アジア(広域)	2	0	2	6,700
アジア(広域)	5	0	5	29,400
合計	26	6	32	118,852

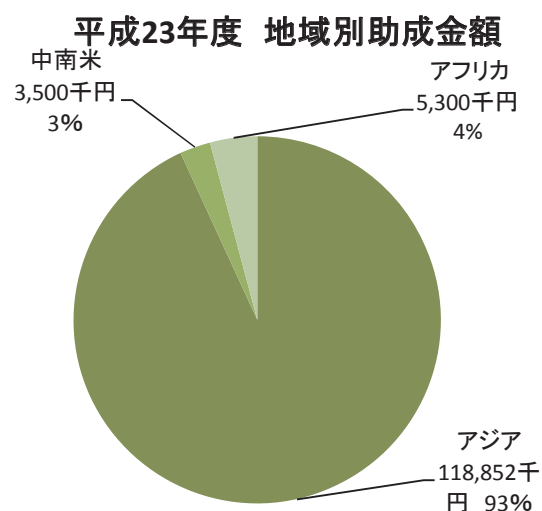
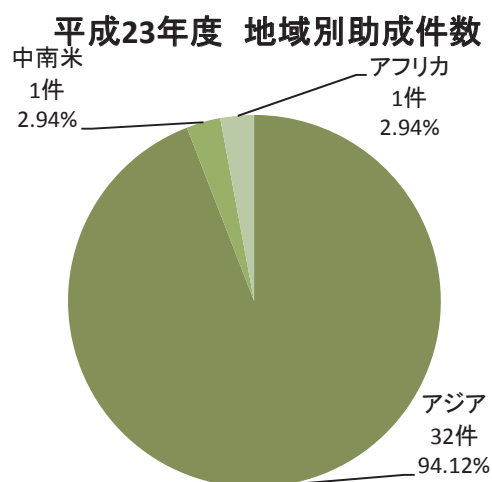
中南米	22年度採択件数			助成金額 (千円)
	イ案件	ロ案件	計	
ブラジル	1	-	1	3,500
合計	1	0	1	3,500

アフリカ	22年度採択件数			助成金額 (千円)
	イ案件	ロ案件	計	
南アフリカ	1	-	1	5,300
合計	1	0	1	5,300

総計	イ案件	ロ案件	計	金額(千円)
	28	6	34	127,652

イ 国内の民間団体が行う開発途上地域の環境保全のための活動

ロ 海外の民間団体が行う開発途上地域の環境保全のための活動



※ 平成23年度のイ・ロ採択案件のうち、特別助成(2件)は除いた内訳である。

平成24年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項

【活動分野の配慮事項】

1) 地球温暖化防止に資する活動支援

平成24年度は京都議定書第一約束期間の最終年度に当たり、議定書の6%削減約束の確実な達成に向けた対策とともに「ポスト京都議定書」の策定が求められている。また、2050年までに世界全体で温室効果ガスの排出量を半減させるため、我が国を含む先進国全体で80%又はそれ以上の削減を図っていく必要がある。さらに、平成21年9月の国連総会等において我が国が表明した1990年比で2020年までに温室効果ガスを25%削減するとの中期目標の達成に向け取り組んでいく必要がある。

このような状況を踏まえ、「低炭素社会」の実現に向けた取組について重点的に支援する。

2) 生物多様性の保全に資する活動支援

平成22年10月に生物多様性条約第10回締約国会議で採択された「生物多様性条約戦略計画 2011-2020（愛知目標）」の達成に向けた取組や、平成22年12月に制定された「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」に基づく有機的な連携による生物多様性保全のための活動、若しくは平成23年3月に策定された「海洋生物多様性保全戦略」で示された海洋の生物多様性保全や生態系サービスの持続可能な利用を推進する活動について重点的に支援する。

また、多様な生態系を有し、生物多様性が豊かなアジア太平洋地域における環境NGO・NPOの活動に期待がかかることから、アジア太平洋地域における自然環境保全に資する優れた活動について積極的な支援を行う。

さらに、自然循環の上で重要な部分を占める農林水産業について、その環境保全機能を十分に発揮されるよう、環境にやさしい自然生態系に調和した環境保全型農業等の推進に資する活動の支援に十分配慮する。

3) 循環型社会の形成に資する活動への支援

平成20年3月に策定された「第二次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合、各主体が連携・協働した3Rの取組等に資する活動への支援を進める。

【分野横断的な活動に対する配慮事項】

1) 東日本大震災に関連する環境保全活動への支援

東日本大震災・原発事故により甚大な被害を受けた被災地において、産業・生活の基盤ともなる自然環境の現状把握及び再生・復元活動や自然との共生を考えた持続可能な地域づくり・街づくりなど、震災に関連する環境保全活動について支援する。

2) パートナリシップ（協働）に基づく環境保全活動の支援

環境保全活動・環境教育推進法が平成23年6月に改正された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」という。）において、環境教育等の基盤強化並びに環境保全に関する体験機会の提供や環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進が規定されていることを踏まえ、市民、民間団体、事業者、行政の連携・協力によるパートナーシップに基づく活動について重点的に支援する。

あわせて、類似分野で活動する団体などが連携してネットワーク化を図る活動及びパートナーシップ推進の基礎として重要な環境NGO・NPOを支援する活動（中間支援的な活動）についても積極的に支援する。

3) 環境教育等の推進のための活動支援

「国連持続可能な開発のための教育の10年（UNDESD）」の動きや学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、自然との共生の哲学を活かし、人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させるため、「環境教育等促進法」に基づき、環境保全活動・環境教育を推進する実践的な人材の育成が求められている。

これらを受けて、国内及び開発途上地域における環境教育・学習や人材育成の推進のための取組を支援する。あわせて、問題解決のための政策提言策定のための活動についても支援する。

4) 国際的な環境保全活動への支援

国際的な環境保全活動の重要性が増す中で、我が国の環境NGO・NPOがより質の高い国際貢献を果たすため、世界的な会合の開催やネットワークの形成、国際的パートナーシップの形成などグローバルな活動に対する支援を行うとともに、環境NGO・NPOが行う開発途上地域での環境協力についても引き続き配慮する。また、国連ミレニアム開発目標を考慮しつつ、開発途上地域の活動支援に当たっては、アセアン地域などのアジア太平洋地域での活動を中心として重点化を図る。

<平成22年度事後（終了年次）評価結果（知識の提供・普及啓発 環境教育分野）>

区分	団体名	プロジェクト名（平成22年度）	活動形態	活動分野	調査日	総合評価
ハ	（特定）日本トイレ研究所	トイレからのエコアクション推進活動	知識の提供・普及啓発	地球温暖化防止	H22.11.12	C
イ	グリーン購入ネットワーク（GPN）	アジア太平洋地域におけるグリーン購入普及・促進事業	知識の提供・普及啓発	総合環境保全活動	H22.11.17 ～ H22.11.19	A
ハ	（特定）気候ネットワーク	地球温暖化防止のための国際合意と国内対策促進のリンクプロジェクト	知識の提供・普及啓発	地球温暖化防止	H23.1.22	A
イ	日本環境ジャーナリストの会	環境を保護しながら経済成長する「環境・経済対策」と、そのジャーナリズムの報道手法に関する日中環境ジャーナリスト/NGOセミナー	知識の提供・普及啓発	総合環境保全活動	H23.1.27	C
イ	（特定）FoE Japan	途上国の温暖化対策と資金メカニズムに関する調査・情報発信活動	知識の提供・普及啓発	地球温暖化防止	H23.2.25	C

<平成23年度事後（終了年次）評価実施状況（知識の提供・普及啓発 地球温暖化防止分野）>

区分	団体名	活動名	活動分野	調査日	実施地
ハ	森林塾青水	多面的価値のある草原を持続的に保全する仕組みを構築「上ノ原ススキ草原再生・活用プロジェクト」	総合環境保全活動	H23.11.12 ～ H23.11.13	群馬県
ハ	（特定）オオタカ保護基金	サシバと共生する里山づくり	総合環境保全活動	H23.12.16	栃木県
ハ	全国ブラックバス防除市民ネットワーク	市民による「外来魚のいない水辺づくり」活動	自然保護・保全・復元	H24.1.28～ H24.1.29	滋賀県
ハ	仙台広域圏 ESD・RCE 運営委員会	宮城県ぐるみで ESD を推進する仕組みづくり	総合環境教育	H24.2.4 ～ H24.2.5	宮城県

イ	ウータン・森と生活を考える会	インドネシア、日本等での【違法材調査と停止依頼】と、ラミン、ウリン等の【原生種植林】実施等による泥炭湿地林の絶滅危惧種保全及び温暖化防止対策など	森林保全・緑化	H24.1.7～ H24.1.13	インドネシア共和国
---	----------------	--	---------	----------------------	-----------

＜参考＞ イ案件：日本国内に主たる事務所を有する団体が開発途上国の環境保全のために行う活動
 ロ案件：海外に主たる事務所を有する団体が開発途上国の環境保全のために行う活動
 ハ案件：日本国内に主たる事務所を有する団体が国内の環境保全のために行う活動

助成事業に関するフォローアップ調査について

①フォローアップ調査の目的

地球環境基金の助成を受けた活動について、その後の活動状況及び波及効果、組織の発展等について調査し、他団体の参考に供するとともに、助成事業の一層の充実を図ることを目的としてアンケートによる調査を実施した。

アンケート調査は、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間継続して助成を受けた団体に対し実施した。調査団体数及び回収率は表 1 のとおり。

表 1 調査団対数及び回収率

調査団対数	回収団体数	回収率
44 件	43 件	97.7%

②活動の継続実施状況について

1) 活動の継続実施の有無

「助成活動は、継続して実施していますか」という質問等に対し、「その後も継続して実施している（助成金を受けて活動を発展させての継続含む。）」と回答があった団体は 43 団体中 39 団体（90.7%）であった。（表 2）

表 2 活動の継続実施の有無

区 分	件 数
団体数(a)	43 件
継続実施件数(b)	39 件
継続していない(c)	4 件
継続率 (b/a)	90.7%

助成終了後も活動を継続している団体の割合は極めて高い。活動を継続していない団体は 4 件（9.3%）であった。

「継続していない」理由としては、「活動の目的を達成し解散した」（2 件）、「資金不足のため実践できなかった」（1 件）、無記入（1 件）であった。

2) 活動の継続実施の規模

活動を継続して実施している団体 39 件の継続活動の規模について回答は次のとおりである。(表 3)

表 3 継続実施の状況・活用状況について (複数回答の団体あり)

回 答 項 目	対象団体数 39 件	
	件数	対象団体数 に対する率
ア. 活動規模や対象地域を拡大して実施している	5	12.8%
イ. 活動内容を充実又は発展させて実施している	18	46.2%
ウ. 助成を受けた当時と同程度の活動規模・内容で実施している	4	10.3%
エ. 活動の一部を縮小して実施している	10	25.6%
オ. 規模を縮小し既存事業の中で実施している	7	17.9%

このうち「活動規模や対象地域を拡大」し、かつ「活動内容を充実、発展」させて実施しているの両方に回答した団体（アとイに回答）は 39 件中 2 件（5.1%）あり、助成を受けた当時と規模・内容が同程度以上で実施している団体（ア～ウのいずれかに回答）は 25 件（64.1%）であった。

一方、「活動の一部を縮小して実施している」または「規模を縮小し、既存事業の中で実施している」と回答した団体 16 件の理由については、次のとおりであった。

- ・ 資金不足（11 件）
- ・ 人材不足（1 件）
- ・ 活動方針の転換（2 件）
- ・ 海外での法制度の改革により、調査を行うことが困難になったため（1 件）
- ・ 現地の団体に技術移転を行い、独自で事業を行う計画となったため（1 件）

3) 活動継続に関わる財源

活動を継続している 39 団体の活動の財源は次のとおりであった。(表 4)

表 4 継続実施に当たっての支援・財源(複数回答可)

回 答 項 目	対象団体数 39 件	
	件数	対象団体に対する率
①地球環境基金以外の国等の機関から支援を受けて実施している	11 件	28.2%
②地球環境基金の助成金を受けて実施している	9 件	23.1%
③民間企業から支援を受けて実施している	11 件	28.2%
④他の支援を受けて実施している	8 件	20.5%
⑤会費や参加費等の自己財源で実施している	30 件	76.9%
⑥その他	1 件	2.6%

財源の内訳を整理すると、次のとおりである。

ア. 会費や参加費等の自己財源だけで継続実施している団体(13 件 33.3%)

イ. 複数の財源を得て継続実施している団体(①～⑥の複数の複数に記入した団体)(21 件 53.8%)

ウ. 主とする財源について回答した団体(①～⑥のいずれかに主な財源として記入した団体)(24 件 61.5%)

さらに、主とする財源について回答した団体の財源の内訳は、次のとおりである(表 5)

表 5 主とする財源の内訳

回 答 項 目	対象団体数 24 件	
	件数	対象団体に対する率
①地球環境基金以外の国等の機関から支援を受けて実施している	5 件	20.8%
②地球環境基金の助成金を受けて実施している	5 件	20.8%
③民間企業から支援を受けて実施している	2 件	8.3%
④他の支援を受けて実施している	2 件	8.3%
⑤会費や参加費等の自己財源で実施している	10 件	41.6%
⑥その他	0 件	0%

4) 活動の継続実施の規模と継続実施にあたっての財源との関係

3) 団体の活動継続に係る財源のうち、「活動の規模や対象地域を拡大して実施している」若しくは「活動内容を充実又は発展させて実施している」と回答した団体は 39 件中 21 件であった。そのうち、2) 活動の継続実施の規模で「何らかの外部資金を得て継続している団体」は 19 団体で、「会費や参加費等の自己財源のみで実施している団体」は 2 団体であった。

一方で「活動の一部を縮小して実施している」若しくは「規模を縮小し、既存事業の中で実施している」と回答した団体 16 件のうち、何らかの外部資金を得て実施している件数は 6 団体で、会費や自己財源のみで実施している件数は 10 件であった。

③活動の波及効果について

助成活動の実施により、「波及効果があった」と回答した団体は、43 団体中 40 団体（1 件無回答）（93.0%）であった。（表 6）

表 6 活動による波及効果について（複数回答可）

回 答 項 目	対象団体数 43 件	
	件数	対象団体数 に対する率
ア. 貴団体の活動を参考にして、他の団体でも類似の活動を実施するようになった	12 件	27.9%
イ. 貴団体の活動を参考にして、類似の活動を行う団体が新たに設立された	6 件	14.0%
ウ. 他の団体から問合せ又は説明依頼があった	16 件	37.2%
エ. 他団体等とのネットワークが構築された	22 件	51.2%
オ. その他	10 件	23.3%
カ. 特になし	2 件	4.7%

波及効果の具体的な内容について、回答が多かったのは、「他団体等とのネットワークが構築された」が 22 件（51.2%）、次いで「他の団体から問合せ又は説明依頼があった」が 16 件（37.2%）であった。

また、助成活動を参考にして、「他団体で類似の活動を行うようになった」若しくは「類似の活動を行う団体が新たに設立された」団体（ア～イのいずれかに回答）は 13 件（30.2%）であり、その両方に回答した団体は 5 件（11.6%）であった。

なお、「その他」に回答した団体の波及効果の内容について、主なものは次のとおりである。

- ・ 団体の知名度が上がった（1 件）
- ・ 事業の実績が評価された（1 件）

- ・ 繁殖地が国設の特別鳥獣保護区に指定されるための一つの資料に活用された（1件）
- ・ 活動に参加した人達の環境保全に対する認識の変化が感じられるようになった（1件）
- ・ 有給職員を雇用することができた（1件）
- ・ 新聞・環境専門誌等メディアに活動が掲載された（1件）

④団体の活動・組織上の効果について

「助成活動を実施したことにより、団体の活動又は組織上どのような効果がありましたか」という質問に対し、43 団体中 40 団体（93.0%）が何らかの効果があつたと回答した。

（表 7）

表 7 団体組織への効果の有無（複数回答可）

回 答 項 目	対象団体数 43 件	
	件数	対象団体数に対する率
ア. NPO 等の法人格を取得した	2 件	4.7%
イ. 団体内の人材の育成や活動を続ける自信につながり、組織が活性化した	21 件	48.8%
ウ. 会員等が増え、組織が拡大した	4 件	9.3%
エ. 団体に対する行政や企業、住民等の信頼感や信用度が増した	26 件	60.5%
オ. 地球環境基金助成金が呼び水となって、資金が集まるようになった	5 件	11.6%
カ. その他	6 件	14.0%
キ. 特にない	3 件	7.0%

「団体に対する行政や企業、住民等の信頼感や信用度が増した」と回答した団体が 26 件（60.5%）、次いで「団体内の人材の育成や活動を続ける自信につながり、組織が活性化した」と回答した団体が 21 件（48.8%）と多く、その両方の効果があつた団体は 11 件（25.6%）であった。

また、「会員等が増え、組織が拡大した」と回答した団体は 4 件（9.3%）であり、会員数の増加率は 11.5%～100%であった。

なお、この 4 団体のうち 3 団体が、組織の設立 10 年未満の団体であった。

⑤組織の拡充について

「会員や資金の増加など、組織の拡充につなげるために、団体として何が必要と考えられるか」との設問について、次のような回答があつた。

- ・ 活動内容の周知方法の確立や広報活動を拡大すること。（12 件）
- ・ 人材の育成や確保（9 件）
- ・ 信頼を得、実績を積むこと。（2 件）

- ・ 活動の継続実施（4 件）
- ・ 会員を増加させること。（1 件）
- ・ 活動資金の安定化（4 件）
- ・ 地域・企業との連携や協力体制の確立・拡充（5 件）
- ・ 法人格取得（2 件）
- ・ 事務局組織の運営・強化（1 件）

⑥助成金で行った事業の、その後の成果・反響等について

「助成金で行った事業について、その後の成果・反響等」について、次のような回答があった。

- ・ 助成活動や、活動の成果物が新聞やメディア等で取り上げられた。（4 件）
- ・ 助成事業の取り組みについて、講演依頼やシンポジウムの共催を打診されるようになった。（1 件）
- ・ 助成活動が地域、社会に根付き、継続して開催されるようになった。（3 件）
- ・ 助成事業を通じて得た知見を発展させ、新たな活動の実施につながった。（1 件）
- ・ 協力体制の強化（3 件）
- ・ 問い合わせを受けた（1 件）
- ・ 作成した小冊子が UNEP や海外ファンドなどの支援を受け、増刷された。（1 件）

⑦まとめ

今回のフォローアップ調査により、助成事業終了後も活動を継続実施している団体が多く、地球環境基金の助成が、地域の人々のニーズに応えた民間活動の創意工夫を活かした先駆性、斬新性を有する活動に役立っていることが確認できた。

また、活動についての問い合わせや説明依頼、活動の実施を参考にして他の団体でも類似の活動を実施するようになったことをきっかけにして、団体の専門性が向上し、ノウハウが蓄積されていることが伺え、ネットワークの構築にも地球環境基金の助成が寄与していると考えられる。

さらに、ほとんどの団体が、活動の実施によって組織に何らかの効果を上げており、半数以上の団体が「行政や企業、住民等の信頼感や、信用度が増した」と回答しており、また、「地球環境基金助成金が呼び水となって、資金が集まるようになった」と回答している団体数が増えたことは、地球環境基金の助成が活動の実施体制の強化という面でも役立っていることを表している。

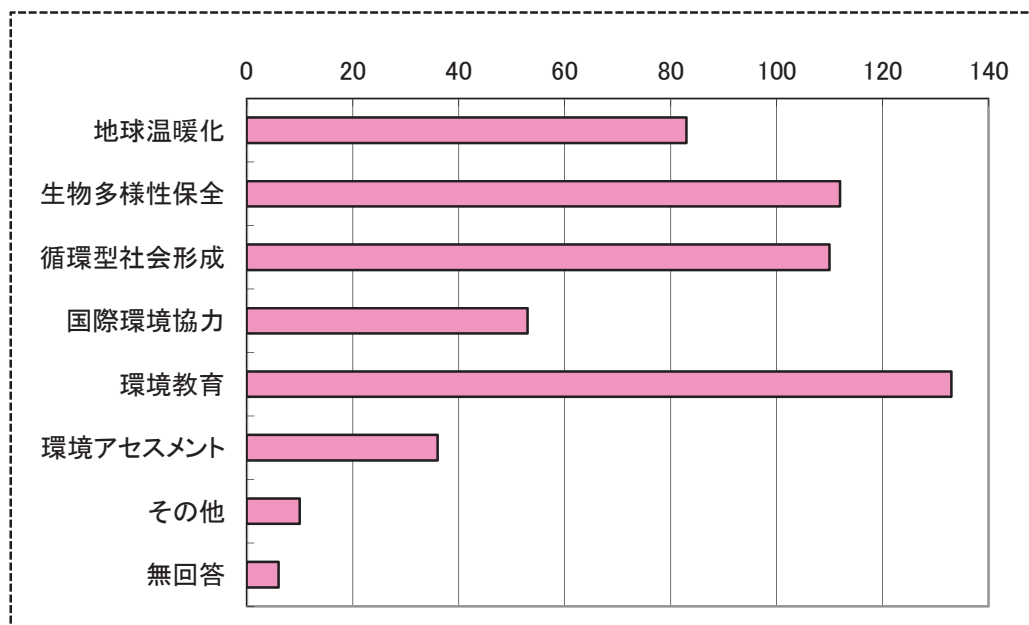
今後とも、地球環境基金助成金による効果を検証していくため、継続してフォローアップ調査を実施するとともに、その結果はホームページで公表していくこととしたい。

＜平成23年度研修・講座実施状況＞

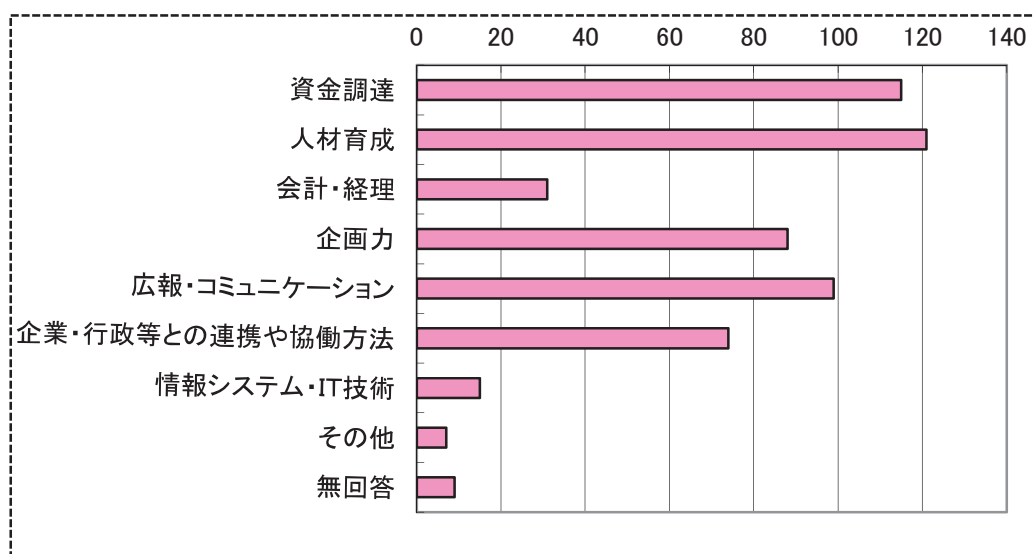
研修・講座名	開催場所	開催日	定員	参加者数	(有意義回答率)
地球環境基金助成事業の進捗状況の把握					
地球環境基金助成団体活動報告会	東京都中央区	10月22日(土)、23日(日)	100	162	97.3%
地域の環境NGO・NPO活動の推進					
環境NGO・NPO活動推進・組織運営講座	仙台市	12月3日(土)、4日(日)	30	23	100.0%
	東京都千代田区	12月17日(土)、18日(日)	30	28	100.0%
	倉敷市	11月12日(土)、13日(日)	30	16	100.0%
	熊本市	11月19日(土)、20日(日)、12月4日(日)	20	12	90.9%
環境NGO・NPOレベルアップ研修	札幌市	12月1日(木)、2日(金)	20	24	100.0%
	名古屋市	10月8日(土)、22日(土)、11月12日(土)、12月3日(土)、1月21日(土)	20	12	100.0%
	京都市	10月29日(土)、30日(日)、11月12日(土)、13日(日)	20	22	100.0%
	高松市	11月5日(土)、6日(日)、23日(水・祝)、12月23日(土)、24日(日)、1月21日(土)	20 (延べ80名)		100.0%
環境保全戦略策定能力の向上					
環境保全戦略講座(地球温暖化防止分野)	東京都千代田区	11月19日(土)、20日(日)	25	30	100.0%
環境保全戦略講座(生物多様性保全分野)	大阪市	12月10日(土)、11日(日)	30	34	100.0%
環境保全戦略講座(循環型社会形成分野)	応募がなかったため、実施せず				
環境保全戦略講座(持続可能な開発の推進)	東京都新宿区	12月10日(土)、11日(日)	30	18	100.0%
環境保全戦略講座(環境アセスメント)	埼玉県	11月12日(土)、13日(日)	25	20	100.0%
国際協力の推進					
国際協力講座	実施せず(効果的な企画の提案がなされなかったため)				
海外派遣研修	インドネシア	事前研修:8月6日(土)、7日(日) 現地研修:9月10日(土)～10月1日(土) 研修報告会:11月26日(土)	10	10	100.0%

1. 平成 23 年度研修・講座アンケート結果

(1) 環境保全を進めるために必要としている情報やテーマ（専門知識）：543 件



(2) 環境保全活動を進めるために必要としている情報やテーマ（組織運営力）：559 件



2. 研修・講座運営団体からの意見・要望・提案等

- ①環境保全上の時事的な重点事項について、例えば「リオ+20」や「環境とエネルギー」など、全国で共通課題などに対する研修の機会を設けるべき。
- ②研修・講座のアンケート調査に加え、一定期間経過後に研修・講座で得た知識・経験が活かされているかなど、機構でアンケートをとってみたいかどうか。
- ③研修・講座の主旨・目的及び対象者をより明確化することで、「来てもらいたい人に来てもらう」ことを目指した広報を心掛け、ミスマッチを少なくする必要がある。

広報募金活動の取組状況

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
・検索機能の強化などにより効果的な広報募金活動を行うため、地球環境基金システムを改修 ・フリーペーパー「everblue」、日経エコロジーに広告掲載	・東京新聞に記事広告掲載（国際生物多様性の日の前日）	・東京新聞に記事広告 2 回掲載（国際生物多様性の日及び次年度の助成事業の募集内容が決まった時期） ・環境関連の情報誌「ソトコト」（3月号：特集「社会貢献大特集」）に記事広告掲載
・パンフレット等設置場所拡大（国立公園ビジターセンター、国民宿舎、地方自治体の環境学習拠点施設）	・パンフレット等設置場所拡大（エネルギー環境学習施設、皇居外苑、新宿御苑、京都御苑）	----->
・インターネットバンク（イーバンク銀行）による募金	----->	----->
・コンビニエンスストアの情報端末（Fami ポート）による募金	----->	----->
・これまでより小額の寄付者に対する感謝状の発行	----->	----->
	・手書きメッセージ入りサンクスカードを添えた領収書の発行	----->
	・セゾンカード、UC カードの永久不滅ポイントによる寄付	----->
	・クレジットカード（VISA、Master）による寄付	----->
	・「本 de 寄付」による寄付	・「スマイル・エコ・プログラム」による寄付
	・継続・高額寄付者に対する理事長の御礼のための訪問	----->

地球環境基金部

地球環境基金の運用方針について

地球環境基金の運用については、独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理及び運用に関する規程第 11 条の規定に基づき、下記の方針を作成し実施することとする。

記

1. 運用方針

地球環境基金の運用については、運用収入の確保を考慮し、財政融資資金への預託及び国債等の長期保有を中心として安全確実にかつ有利な運用を行う。

2. 運用対象

国の出資金、民間等出せん金及び財政融資資金預託金等の満期償還金を運用対象とする。

3. 運用方法

独立行政法人環境再生保全機構法第 15 条第 2 項に規定されるもののうち、次の有価証券等により運用する。

- ① 国債
- ② 地方債
- ③ 政府保証債
- ④ 金融債
- ⑤ 銀行その他環境大臣の指定する金融機関への預金
- ⑥ 財政融資資金への預託

4. 取引（運用）機関の選定

有価証券及び預金については、機構において実績があり、地球環境基金の運用にかかる情報提供等の営業実績のある金融機関に引合いするものとする。

5. その他

本方針は、地球環境基金の取扱あるいは金融情勢等に特段の変化がない場合は継続して適用する。各年度の運用については実施の都度、資金管理委員会に報告するものとする。

以上

ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物処理基金業務について

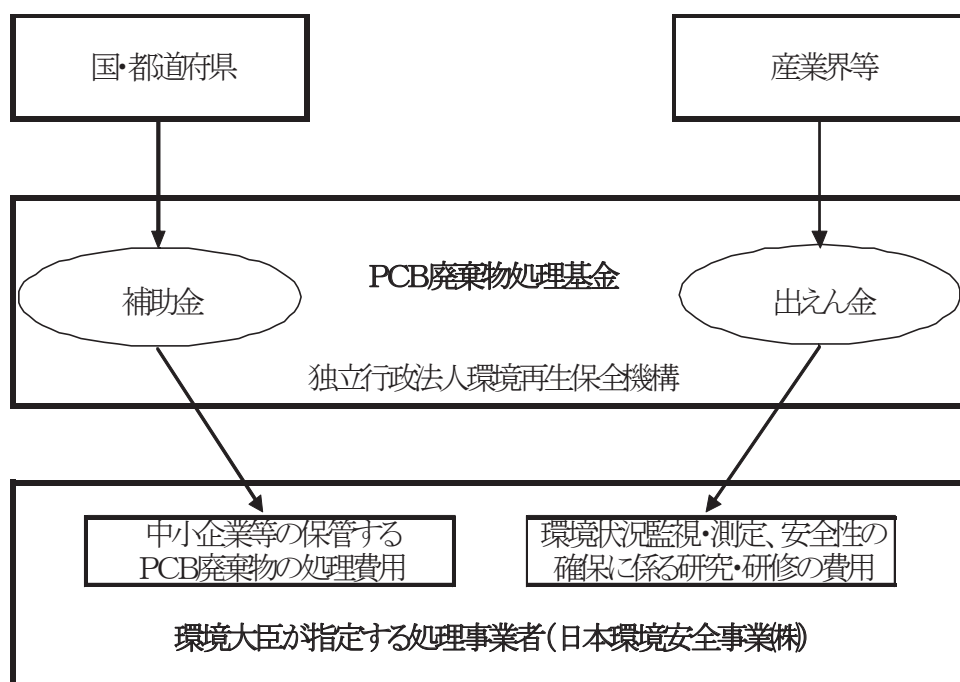
1. 目的

- （1）中小企業者等が保管する大型のポリ塩化ビフェニル廃棄物（トランス・コンデンサ等）の処理に要する費用の軽減（軽減事業）
- （2）ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の振興促進（振興事業）

2. 造成の方法

- （1）国及び都道府県は、補助金その他の方法により、機構に対して資金を拠出する。
- （2）産業界等（製造者等）に対しては、環境大臣が資金の出えん等の協力要請を行う。

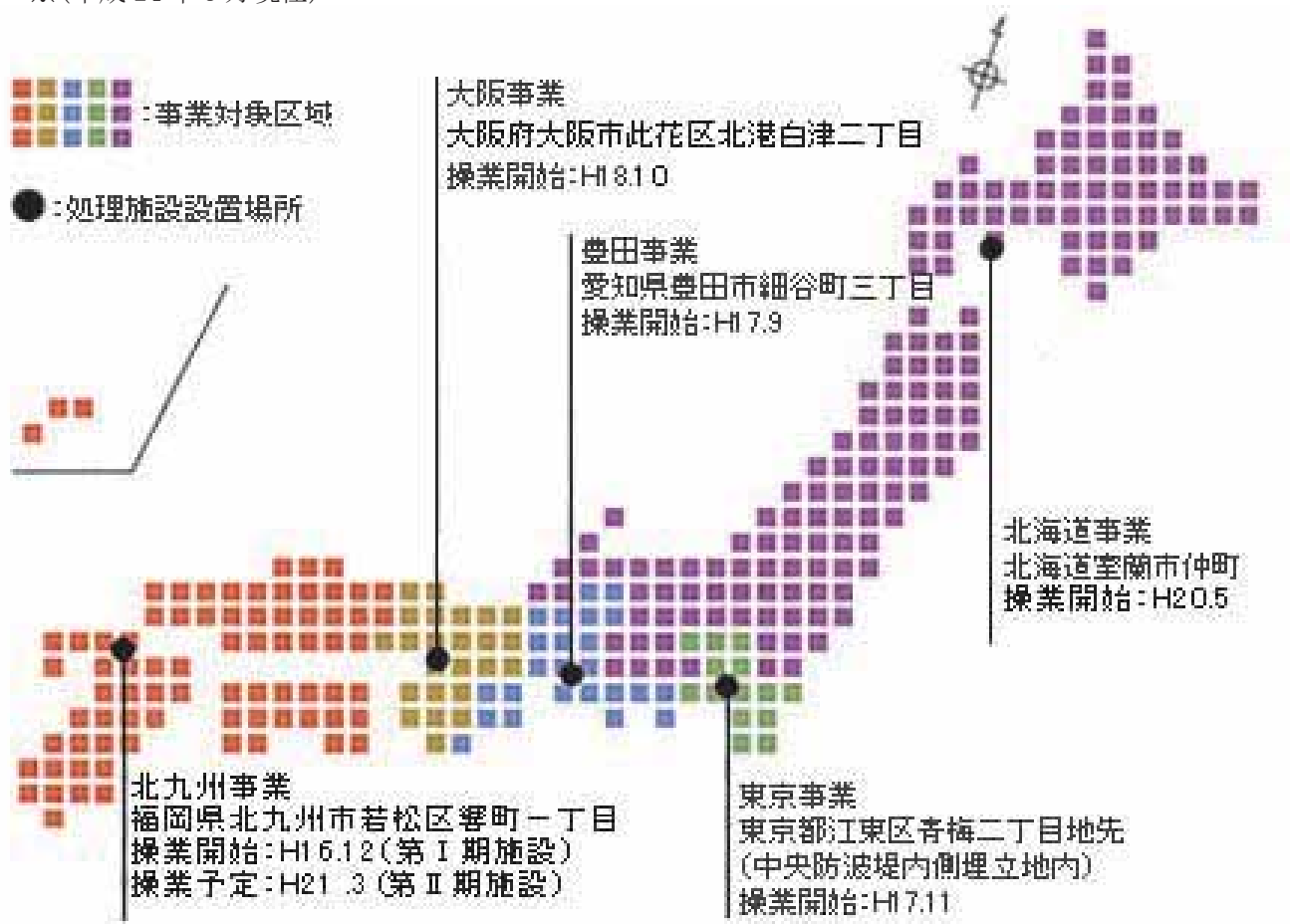
3. P C B 処理基金のスキーム



日本環境安全事業株式会社

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の実施状況について

※(平成 24 年 3 月現在)



事業所別処理対象都道府県

■北海道事業

北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・新潟・富山・石川・福井・山梨・長野

■東京事業

埼玉・千葉・東京・神奈川

■豊田事業

岐阜・静岡・愛知・三重

■大阪事業

滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山

■北九州事業

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

平成18年3月22日
地球環境基金部

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の運用方針について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金（以下「基金」という。）の運用については、独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理及び運用に関する規程（平成17年4月1日規程第3号）（以下、「規程」という。）第11条に基づき、下記の方針を作成し実施することとする。

記

1. 運用方針

国及び都道府県等の助成金及び民間出えん金により基金を造成し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の進捗に対応して法に定められた処理期間内に取り崩して支出するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の性格から、安全性の確保を最優先に効率的な運用を考慮し国債で運用する。

2. 運用対象

国及び都道府県の助成金、民間出えん金、購入国債の利金及び満期償還金を運用の対象とする。

3. 運用方法

指定事業者（現状：日本環境安全事業㈱）の事業計画において取り崩しの可能性がない金額の範囲内で満期間5年以下の国債で運用する。取引口座開設に際しては顧客資産分別保管契約の締結を条件とする。

基金の受入れ及び短期に支出予定のある額については決済用普通預金で管理する。

4. 取引（運用）機関の選定

国債については、機構において実績があり、かつ過去1年間にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の運用に係る情報提供等の営業実績が良好な証券会社に引合いするものとする。

5. その他

本方針はポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の取扱あるいは金融情勢等に特段の変更がない場合は継続して適用する。各年度の運用については実施の都度、資金管理委員会に報告するものとする。

維持管理積立金管理業務について

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 85 号）に基づき、環境省令で定める最終処分場の設置者が、埋立処分終了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中に環境再生保全機構に積み立て、埋立終了後は徐々に必要な額を取り戻して適正な維持管理を行おうとするものである。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 42 号）により、これまで維持管理積立金の対象外であった最終処分場についても平成 18 年 4 月 1 日より対象となった。

2. 制度の概要

(1) 積立て義務

特定最終処分場の設置者は、埋立終了後の維持管理を適正に行うため、埋立開始から埋立終了までの毎年度、各処分場ごとに、都道府県知事が一定の基準に従い算定した額の金銭を維持管理積立金として環境再生保全機構に積み立てるものとする。

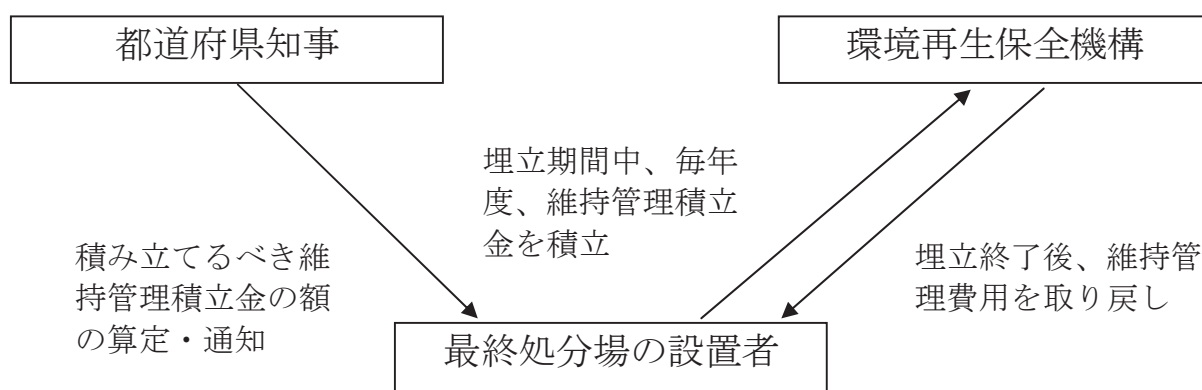
(2) 積立金の管理

維持管理積立金は、環境再生保全機構が管理するものとする。

(3) 積立金の取り戻し

特定最終処分場の設置者は、埋立終了後、最終処分場に係る維持管理を行う場合は当該処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができるものとする。

3. 維持管理積立金のスキーム



平成20年2月5日
地球環境基金部

維持管理積立金の運用方針について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第4条の8の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条の5第3項に規定により管理する維持管理積立金(以下「積立金」という。)の運用については、独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理及び運用に関する規程(以下「規程」という。)第11条に基づき、下記の方針のとおり実施することとする。

記

1. 運用方針

法第8条の5第1項に規定する特定一般廃棄物最終処分場の設置者(法第15条の2の3において読み替えて準用する法第8条の5第1項に規定する特定産業廃棄物最終処分場の設置者を含む。以下「最終処分場の設置者」という。)が積み立てた積立金であることを踏まえ、安全性の確保を最優先に運用する。

2. 運用対象

運用対象は、積立金のうち、取戻し申請に対応する額を除いた金額とする。

3. 運用方法

安全性の確保を最優先に、次の方法により運用する。

- (1) 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他環境大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他環境大臣の指定する金融機関への預金
- (3) 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の許可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

4. 取引(運用)機関の選定

規程第7条の要件を満たす金融機関に引合いするものとする。

5. その他

本方針は、維持管理積立金の取扱あるいは金融情勢等に特段の変更がない場合、継続して適用する。各年度の運用については、実施の都度、資金管理委員会に報告するものとする。

平成 23 年度広報実施計画（概要）

1. 広報活動の目的

石綿健康被害救済事業を様々な広報を通し広く患者さんや関係者等に周知することで、申請手続きを容易に進めることができるように支援を行うとともに、事業の浸透を図る。

【基本的考え方】

- ・ 医師等の医療関係者及び医療機関等への広報・情報提供に力を注ぐ
- ・ 広報対象地域は、全国を対象としつつ、石綿製品を製造していた工場の周辺等特定の地域に対してはより丁寧な広報を行う
- ・ 石綿製品の使用等が多かった業種に対する広報を行う
- ・ 制度の受付窓口の一つとして重要な役割を担っている保健所等への情報提供を行うとともに、患者等への周知に関して保健所等の特性を踏まえた支援を求める

【23 年度の広報内容についての基本方針】

制度に関する一般的な広報に加えて、特別遺族弔慰金等の請求期限が 10 年延長されることから、そのご遺族への申請・請求を促すため、その内容を広く周知する。

2. 広報対象と媒体

正確かつ迅速な情報伝達のために広報対象ごとに媒体を選択。

広報対象	広報目的	媒体等	媒体等選定理由
医師等 医療 関係者	①患者への制度の周知の依頼	医師・医療関係者向け専門誌	医師・医療関係者への到達率が高い
	②石綿関連疾患の診断技術の最新情報の提供	学会でのセミナー開催及びパンフレット配布	石綿関連疾患に関する医師・医療関係者に対して直接情報を提供できる
患者、家族	患者及び家族に周知を行う	一般向け医療雑誌	患者及び家族に到達率が高い
特定地域 住民	工場周辺住民、周知事業の結果から、広報強化が必要な地域に周知を行う	新聞（地方紙）	特定地域の住民への到達率が高い
特定業種	石綿製品の使用等が多かった業種の関係者に周知を行う	関連分野の専門誌、業界団体機関紙	石綿ばく露の可能性のある労働者等への到達率が高い

広報対象	広報目的	媒体等	媒体等選定理由
一般	制度を広く周知する	新聞(全国紙)、一般雑誌、WEB、交通広告	全国を対象とした効果的な広報ができる
		住民相談会	患者等に対して直接説明ができる
保健所等	窓口業務に必要な情報の提供	保健所担当者説明会	担当者に対して直接説明ができる

平成 23 年度 広報実績一覧

事項	内容																																																
1. 労災制度との連携による新たな広報の取り組み	救済制度（環境省・機構）と労災制度（厚生労働省）と個々に周知していたが、制度対象者の申請手続きの負担軽減を考え、両制度を対比した内容のリーフレットとポスターを環境省、機構及び厚生労働省の三者で作成し、関係機関に配布 機構からの配布部数 <table><tr><th>配布先</th><th>個所</th><th>リーフレット</th><th>ポスター</th></tr><tr><td>地方環境事務所</td><td>11</td><td>1,100 部</td><td>110 部</td></tr><tr><td>全国自治体病院協議会(本部)</td><td>1</td><td>1250 部</td><td>0 部</td></tr><tr><td>日本病院会(本部)</td><td>1</td><td>200 部</td><td>5 部</td></tr><tr><td>日本私立医科大学協会(本部)</td><td>1</td><td>100 部</td><td>5 部</td></tr><tr><td>国立病院機構</td><td>151</td><td>15,100 部</td><td>1,510 部</td></tr><tr><td>恩賜財団済生会</td><td>81</td><td>2,000 部</td><td>200 部</td></tr><tr><td>日本赤十字社(本部)</td><td>1</td><td>500 部</td><td>100 部</td></tr><tr><td>国公立大学病院</td><td>54</td><td>540 部</td><td>108 部</td></tr><tr><td>全国解体工事業団体連合会(本部)</td><td>1</td><td>50 部</td><td>50 部</td></tr><tr><td>地方公共団体</td><td>139</td><td>27,800 部</td><td>2,780 部</td></tr><tr><td>合計</td><td>441</td><td>104,388 部</td><td>12,656 部</td></tr></table>	配布先	個所	リーフレット	ポスター	地方環境事務所	11	1,100 部	110 部	全国自治体病院協議会(本部)	1	1250 部	0 部	日本病院会(本部)	1	200 部	5 部	日本私立医科大学協会(本部)	1	100 部	5 部	国立病院機構	151	15,100 部	1,510 部	恩賜財団済生会	81	2,000 部	200 部	日本赤十字社(本部)	1	500 部	100 部	国公立大学病院	54	540 部	108 部	全国解体工事業団体連合会(本部)	1	50 部	50 部	地方公共団体	139	27,800 部	2,780 部	合計	441	104,388 部	12,656 部
配布先	個所	リーフレット	ポスター																																														
地方環境事務所	11	1,100 部	110 部																																														
全国自治体病院協議会(本部)	1	1250 部	0 部																																														
日本病院会(本部)	1	200 部	5 部																																														
日本私立医科大学協会(本部)	1	100 部	5 部																																														
国立病院機構	151	15,100 部	1,510 部																																														
恩賜財団済生会	81	2,000 部	200 部																																														
日本赤十字社(本部)	1	500 部	100 部																																														
国公立大学病院	54	540 部	108 部																																														
全国解体工事業団体連合会(本部)	1	50 部	50 部																																														
地方公共団体	139	27,800 部	2,780 部																																														
合計	441	104,388 部	12,656 部																																														
2. 申請受付窓口等の関係機関に対する広報	救済法の改正により「特別遺族弔慰金等」の請求期限が延長されたことから、法改正の内容を盛り込んだチラシを作成し、関係機関に配布 <table><tr><th>配布先</th><th>部数</th><th>配布箇所</th><th>計</th></tr><tr><td>保健所等</td><td>100</td><td>617</td><td>61,700</td></tr><tr><td>地方環境事務所</td><td>100</td><td>11</td><td>1,100</td></tr><tr><td>地方公共団体</td><td>50</td><td>139</td><td>6,950</td></tr><tr><td>労働基準監督署</td><td>50</td><td>327</td><td>16,350</td></tr><tr><td>労働局</td><td>50</td><td>49</td><td>2,450</td></tr><tr><td>機構</td><td>—</td><td>—</td><td>11,450</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>1,143</td><td>100,000</td></tr></table>	配布先	部数	配布箇所	計	保健所等	100	617	61,700	地方環境事務所	100	11	1,100	地方公共団体	50	139	6,950	労働基準監督署	50	327	16,350	労働局	50	49	2,450	機構	—	—	11,450	合計		1,143	100,000																
配布先	部数	配布箇所	計																																														
保健所等	100	617	61,700																																														
地方環境事務所	100	11	1,100																																														
地方公共団体	50	139	6,950																																														
労働基準監督署	50	327	16,350																																														
労働局	50	49	2,450																																														
機構	—	—	11,450																																														
合計		1,143	100,000																																														

事項	内容
3. 広報の実施 (1) 一般を対象とした 広報	① 新聞による広報 ア. 救済制度の周知および法改正に伴う「特別遺族弔慰金等」の請求期限の延長について（24 年 3 月 5 日掲載） 全国紙：読売新聞、朝日新聞、毎日新聞） 地方紙：北海道新聞、河北新報、中日新聞（東京新聞を含む）、中国新聞、西日本新聞 スポーツ紙：日刊スポーツ * このうち、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、中日新聞（東京新聞）日刊スポーツにおいて、読者アンケートによる効果測定を行った。 イ. 住民相談会（札幌市、名古屋市、広島市及び富山県）の実施について北海道新聞、中日新聞、中国新聞、北日本新聞 ② 交通広告による広報 ア. 九州新幹線のLED広告を利用した広報（24 年 1 月～3 月） イ. 首都圏のJRへのポスター掲載（まど上）（24 年 3 月） ウ. 関西私鉄（京阪、阪神、近鉄）へのポスター掲載（ドア横）（24 年 3 月） ③ インターネットを活用した広報 ア. ホームページでの情報提供 ・法改正に伴う「特別遺族弔慰金請求期限の延長」について ・受付・認定等状況、住民相談会のお知らせ 等 「アスベスト（石綿）健康被害（救済給付）」のアクセス数 73,371 件（前年度 66,708 件）（* 月別の詳細については、資料 46 参照） イ. リスティング広告の実施 検索ワードを活用し機構石綿トップページへのアクセスを促す ・Yahoo! : 23 年 9 月～11 月, ・Google : 24 年 2 月～3 月 ウ. EIC ネットを活用したバナー広告の実施（23 年 12 月～24 年 2 月） ④ 街頭大型ビジョンを使った広報 大阪の梅田（キタ）となんば（ミナミ）に設置している大型街頭ビジョンに 30 秒の映像広告を放映（24 年 1 月 10 日から 1 ヶ月） ⑤ 一般向け雑誌を使った広報 女性誌「家の光」、週刊誌「週刊東洋経済」に広告を掲載

事項	内容																																				
(2) 患者、家族を対象とした広報	① 医療機関のメディアを活用した広報の実施 医療機関の待合室に設置されているディスプレイに 30 秒の映像広告を放映 ア. ホスピタルチャンネル（23 年 9 月） 首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）の総合病院 100 台 イ. メディキャスターによる広報（24 年 2 月） 北海道、東北、中部、関西地区の病院及び診療所 200 台 ② 一般向け医療雑誌へ広告を掲載 「ケアマネジメント」、「がんサポート」																																				
(3) 医師等医療関係者を対象とした広報	① 学会セミナーの開催（7 箇所） <table><tr><th>学会名</th><th>開催日</th><th>場所</th><th>参加者</th></tr><tr><td>第 100 回日本病理学会</td><td>4/28(木)</td><td>パシフィコ横浜</td><td>200 名</td></tr><tr><td>第 52 回日本臨床細胞学会総会</td><td>5/21(土)</td><td>福岡国際会議場</td><td>238 名</td></tr><tr><td>第 50 回日本臨床細胞学会秋期大会</td><td>10/22(土)</td><td>京王プラザホテル</td><td>179 名</td></tr><tr><td>第 52 回日本肺癌学会総会</td><td>11/3(木)</td><td>大阪国際会議場</td><td>143 名</td></tr><tr><td>第 59 回日本職業・災害医学会</td><td>11/12(土)</td><td>六本木アカデミービル</td><td>75 名</td></tr><tr><td>第 57 回日本病理学会秋期特別総会</td><td>11/18(金)</td><td>一ツ橋ホール</td><td>340 名</td></tr><tr><td>第 19 回日本 CT 検診学会学術集会</td><td>2/17(金)</td><td>メルパルク長野</td><td>135 名</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td>1,310 名</td></tr></table> ② 医療関係者向け雑誌へ広告を掲載 「画像診断」、「呼吸」、「臨床画像」、「日本医事新報」、「呼吸と循環」、「日本胸部臨床」、「日本肺癌学会誌」、「日本呼吸器学会雑誌」	学会名	開催日	場所	参加者	第 100 回日本病理学会	4/28(木)	パシフィコ横浜	200 名	第 52 回日本臨床細胞学会総会	5/21(土)	福岡国際会議場	238 名	第 50 回日本臨床細胞学会秋期大会	10/22(土)	京王プラザホテル	179 名	第 52 回日本肺癌学会総会	11/3(木)	大阪国際会議場	143 名	第 59 回日本職業・災害医学会	11/12(土)	六本木アカデミービル	75 名	第 57 回日本病理学会秋期特別総会	11/18(金)	一ツ橋ホール	340 名	第 19 回日本 CT 検診学会学術集会	2/17(金)	メルパルク長野	135 名	合計			1,310 名
学会名	開催日	場所	参加者																																		
第 100 回日本病理学会	4/28(木)	パシフィコ横浜	200 名																																		
第 52 回日本臨床細胞学会総会	5/21(土)	福岡国際会議場	238 名																																		
第 50 回日本臨床細胞学会秋期大会	10/22(土)	京王プラザホテル	179 名																																		
第 52 回日本肺癌学会総会	11/3(木)	大阪国際会議場	143 名																																		
第 59 回日本職業・災害医学会	11/12(土)	六本木アカデミービル	75 名																																		
第 57 回日本病理学会秋期特別総会	11/18(金)	一ツ橋ホール	340 名																																		
第 19 回日本 CT 検診学会学術集会	2/17(金)	メルパルク長野	135 名																																		
合計			1,310 名																																		
(4) 特定業種に向けた広報	① 特定業種向け雑誌・専門新聞への広告の掲載 ア. 造船・海運事業者 日本海事新聞への広告掲載 イ. 建設・解体事業者 建通新聞、月刊「全建ジャーナル」、月刊「イーコンテクチャー」への広告掲載 (社)全国解体工事業団体連合会への協力依頼（機関誌メビウスへの広告掲載、研修会等での制度周知） ウ. 空調設備事業者 月刊「空衛」への広告掲載 エ. 電気設備事業者 月刊「電気と工事」への広告掲載																																				

事項	内容																								
②産業廃棄物業者への研修会で講演 （社）全国産業廃棄物連合会の協力による県廃棄物協会の研修会における制度周知の機構職員の講演の実施 2ヶ所 ・山梨県廃棄物協会（10/19） ・福岡県廃棄物協会（11/17） また、機関誌インダストへ広告を掲載																									
4. 申請者等への相談の実施																									
(1) 窓口相談、フリーダイヤル	本部、大阪支部において窓口相談、フリーダイヤル受付を行った。 ・窓口相談：93 件（前年度 82 件） ・フリーダイヤル： 8,239 件（前年度 7,995 件） （＊月別の詳細については、資料 47 参照）																								
(2) 住民相談会の実施	4ヶ所で実施し、51 件の相談があった。 （前年度：3ヶ所（北海道・九州・沖縄 相談件数 25 件）） <table><tr><th>会場（地区）</th><th colspan="3">相談件数</th></tr><tr><td>かでる 2.7 （札幌市）</td><td>6 月 17 日（金） 13 件</td><td>6 月 18 日（土） 19 件</td><td>計 32 件</td></tr><tr><td>ウインクあいち （名古屋市）</td><td>6 月 17 日（金） 1 件</td><td>6 月 18 日（土） 1 件</td><td>計 2 件</td></tr><tr><td>広島 Y M C A ホール （広島市）</td><td>6 月 19 日（日） 11 件</td><td>6 月 20 日（月） 6 件</td><td>計 17 件</td></tr><tr><td>富山県民会館 （富山市）</td><td>7 月 13 日（水） 0 件</td><td>7 月 14 日（木） 0 件</td><td>計 0 件</td></tr><tr><td>計</td><td>25 件</td><td>26 件</td><td>51 件</td></tr></table>	会場（地区）	相談件数			かでる 2.7 （札幌市）	6 月 17 日（金） 13 件	6 月 18 日（土） 19 件	計 32 件	ウインクあいち （名古屋市）	6 月 17 日（金） 1 件	6 月 18 日（土） 1 件	計 2 件	広島 Y M C A ホール （広島市）	6 月 19 日（日） 11 件	6 月 20 日（月） 6 件	計 17 件	富山県民会館 （富山市）	7 月 13 日（水） 0 件	7 月 14 日（木） 0 件	計 0 件	計	25 件	26 件	51 件
会場（地区）	相談件数																								
かでる 2.7 （札幌市）	6 月 17 日（金） 13 件	6 月 18 日（土） 19 件	計 32 件																						
ウインクあいち （名古屋市）	6 月 17 日（金） 1 件	6 月 18 日（土） 1 件	計 2 件																						
広島 Y M C A ホール （広島市）	6 月 19 日（日） 11 件	6 月 20 日（月） 6 件	計 17 件																						
富山県民会館 （富山市）	7 月 13 日（水） 0 件	7 月 14 日（木） 0 件	計 0 件																						
計	25 件	26 件	51 件																						
(3) 保健所説明会の実施	保健所等窓口担当者の受付・相談時の対処能力の向上を目的とした保健所説明会を本年度は 6 月に 7 ブロック、東日本大震災のあった東北は 24 年 2 月に開催（中四国ブロックは分けて実施）。また、富山県と新潟県は単独で開催。これらの説明会では、機構から新しい手引き・パンフレット等の配布と説明を行うとともに、顧問医師等による医学的情報の説明、各労働局による、労災保険制度の説明を行った。																								

事項	内容																																							
	＜保健所説明会参加人数＞																																							
	<table><tr><th>実施地区</th><th>開催日</th><th>参加人数(前年度)</th></tr><tr><td>北海道</td><td>23. 6. 17 (金)</td><td>49 名 (57 名)</td></tr><tr><td>東北</td><td>24. 2. 16 (木)</td><td>23 名 (23 名)</td></tr><tr><td>関東</td><td>23. 6. 13 (月)</td><td>71 名 (77 名)</td></tr><tr><td>中部</td><td>23. 6. 17 (金)</td><td>31 名 (28 名)</td></tr><tr><td>近畿</td><td>23. 6. 14 (火)</td><td>55 名 (57 名)</td></tr><tr><td>中国</td><td>23. 6. 20 (月)</td><td>15 名 (※23 名)</td></tr><tr><td>四国</td><td>23. 6. 9 (木)</td><td>14 名 (※一)</td></tr><tr><td>九州</td><td>23. 6. 15 (水)</td><td>37 名 (36 名)</td></tr><tr><td>新潟県</td><td>23. 12. 7 (水)</td><td>16 名 (一)</td></tr><tr><td>富山県</td><td>23. 7. 13 (水)</td><td>12 名 (21 名)</td></tr><tr><td>沖縄県</td><td>—</td><td>— (24 名)</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>323 名 (346 名)</td></tr></table>	実施地区	開催日	参加人数(前年度)	北海道	23. 6. 17 (金)	49 名 (57 名)	東北	24. 2. 16 (木)	23 名 (23 名)	関東	23. 6. 13 (月)	71 名 (77 名)	中部	23. 6. 17 (金)	31 名 (28 名)	近畿	23. 6. 14 (火)	55 名 (57 名)	中国	23. 6. 20 (月)	15 名 (※23 名)	四国	23. 6. 9 (木)	14 名 (※一)	九州	23. 6. 15 (水)	37 名 (36 名)	新潟県	23. 12. 7 (水)	16 名 (一)	富山県	23. 7. 13 (水)	12 名 (21 名)	沖縄県	—	— (24 名)	合計		323 名 (346 名)
	実施地区	開催日	参加人数(前年度)																																					
	北海道	23. 6. 17 (金)	49 名 (57 名)																																					
	東北	24. 2. 16 (木)	23 名 (23 名)																																					
	関東	23. 6. 13 (月)	71 名 (77 名)																																					
	中部	23. 6. 17 (金)	31 名 (28 名)																																					
	近畿	23. 6. 14 (火)	55 名 (57 名)																																					
	中国	23. 6. 20 (月)	15 名 (※23 名)																																					
	四国	23. 6. 9 (木)	14 名 (※一)																																					
	九州	23. 6. 15 (水)	37 名 (36 名)																																					
	新潟県	23. 12. 7 (水)	16 名 (一)																																					
	富山県	23. 7. 13 (水)	12 名 (21 名)																																					
	沖縄県	—	— (24 名)																																					
	合計		323 名 (346 名)																																					
※ 22 年度の中国・四国の説明会は合同で実施																																								
保健所説明会において、行ったアンケート調査結果																																								
出席者数：323 回答数：245 (回答率 75.9%)																																								
①石綿健康被害救済制度について																																								
十分理解した (19.6%) ／ほぼ理解した (78.8%) 計 98.4% (241/245)																																								
②申請・給付の手続きについて																																								
十分理解した (15.1%) ／ほぼ理解した (80.0%) 計 95.1% (233/245)																																								
③委託業務の取り扱いに関する留意点について																																								
十分理解した (18.4%) ／ほぼ理解した (79.2%) 計 97.6% (239/245)																																								
(4) 自治体との共催による石綿健康被害救済制度担当者研修会の実施	<table><tr><th>自治体</th><th>開催日</th><th>開催場所</th><th>参加者</th></tr><tr><td>栃木県</td><td>23. 6. 29(土)</td><td>栃木県庁本庁舎</td><td>4 名</td></tr><tr><td>埼玉県</td><td>23. 10. 12(木)</td><td>埼玉県県民健康センター</td><td>22 名</td></tr><tr><td>香川県</td><td>23. 10. 27(木)</td><td>香川県医師会館</td><td>40 名</td></tr><tr><td>千葉県</td><td>24. 1. 18(水)</td><td>千葉県教育会館</td><td>39 名</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td>105 名</td></tr></table>	自治体	開催日	開催場所	参加者	栃木県	23. 6. 29(土)	栃木県庁本庁舎	4 名	埼玉県	23. 10. 12(木)	埼玉県県民健康センター	22 名	香川県	23. 10. 27(木)	香川県医師会館	40 名	千葉県	24. 1. 18(水)	千葉県教育会館	39 名	合計			105 名															
	自治体	開催日	開催場所	参加者																																				
	栃木県	23. 6. 29(土)	栃木県庁本庁舎	4 名																																				
	埼玉県	23. 10. 12(木)	埼玉県県民健康センター	22 名																																				
	香川県	23. 10. 27(木)	香川県医師会館	40 名																																				
	千葉県	24. 1. 18(水)	千葉県教育会館	39 名																																				
	合計			105 名																																				

広報の効果測定について（平成 23 年度）

1. 新聞による効果測定

新聞（5 紙一読売、朝日、毎日、中日（東京）、日刊スポーツ）においてアンケートによる効果測定を実施した。

① 広告を見る前から環境再生保全機構の事業内容まで知っている、名前は知っている

新聞	割合
読売新聞	18.0%
朝日新聞	20.6%
毎日新聞	23.4%
中日（東京）新聞	9.6%
日刊スポーツ	23.8%

② 広告を見た後、フリーダイヤルをかけた、ホームページにアクセスした、制度について家族や友人と話した

新聞	割合
読売新聞	7.8%
朝日新聞	3.0%
毎日新聞	4.0%
中日（東京）新聞	9.6%
日刊スポーツ	11.6%

③ 周囲に被害者がいたら、この広告の内容を伝えたい

新聞	割合
読売新聞	73.9%
朝日新聞	74.6%
毎日新聞	67.5%
中日（東京）新聞	71.0%
日刊スポーツ	44.7%

2. インターネット広告から機構ホームページ「石綿健康被害」のページへの誘導件数

(1) E I C ネットを活用したバナー広告 (23 年 12 月～24 年 2 月)

	クリック数	シェア率	全件数
12 月	464	8.4%	5,506
1 月	408	7.2%	5,689
2 月	542	7.1%	7,624

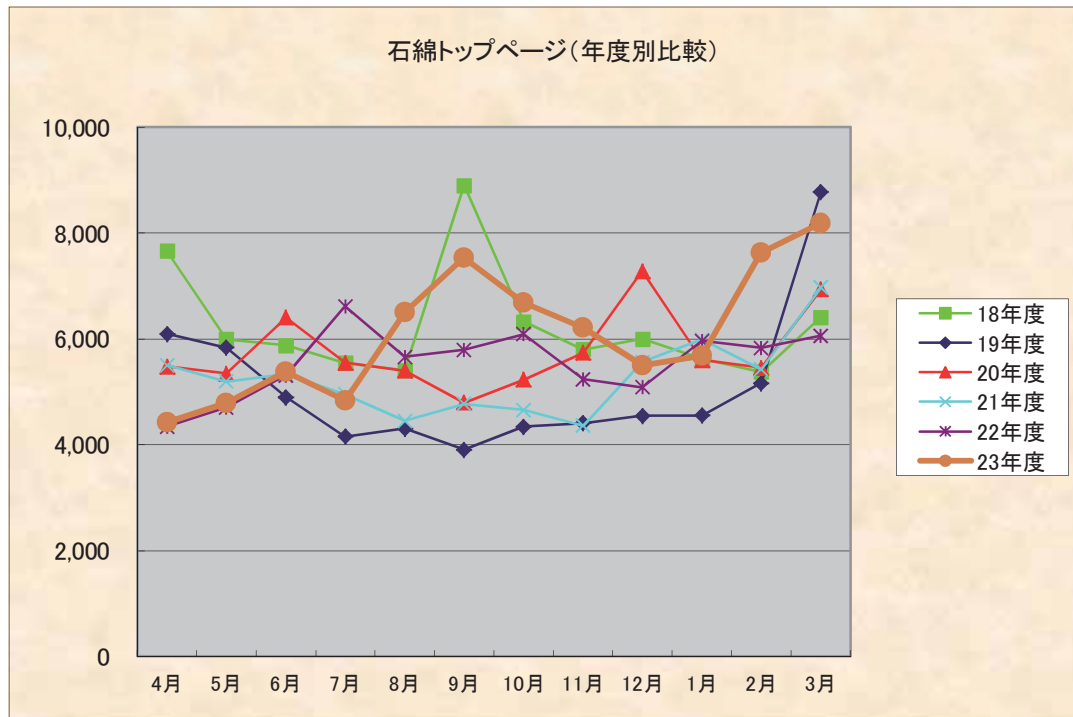
(2) Yahoo! によるリスティング広告 (23 年 9 月～11 月)

	クリック数	シェア率	全件数
1 月	1,280	17.0%	7,536
2 月	1,369	20.5%	6,681
3 月	1,100	17.7%	6,212

(3) Google によるリスティング広告 (24 年 2 月～3 月)

	クリック数	シェア率	全件数
2 月	1,037	13.6%	7,624
3 月	1,316	16.1%	8,189

機構ホームページ中「アスベスト（石綿）健康被害」のページ
アクセス数の推移



（単位：件）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4月	7,666	6,098	5,483	5,502	4,345	4,426
5月	5,993	5,836	5,347	5,194	4,704	4,788
6月	5,881	4,899	6,404	5,337	5,310	5,384
7月	5,550	4,154	5,552	4,953	6,619	4,833
8月	5,408	4,307	5,403	4,450	5,664	6,503
9月	8,904	3,910	4,798	4,771	5,795	7,536
10月	6,325	4,344	5,230	4,657	6,090	6,681
11月	5,800	4,409	5,739	4,361	5,240	6,212
12月	6,000	4,548	7,280	5,564	5,089	5,506
1月	5,624	4,557	5,602	5,987	5,962	5,689
2月	5,379	5,167	5,456	5,428	5,832	7,624
3月	6,409	8,780	6,938	6,976	6,058	8,189
累計	74,939	61,009	69,232	63,180	66,708	73,371

平成 23 年度 窓口相談・フリーダイヤル件数 集計結果

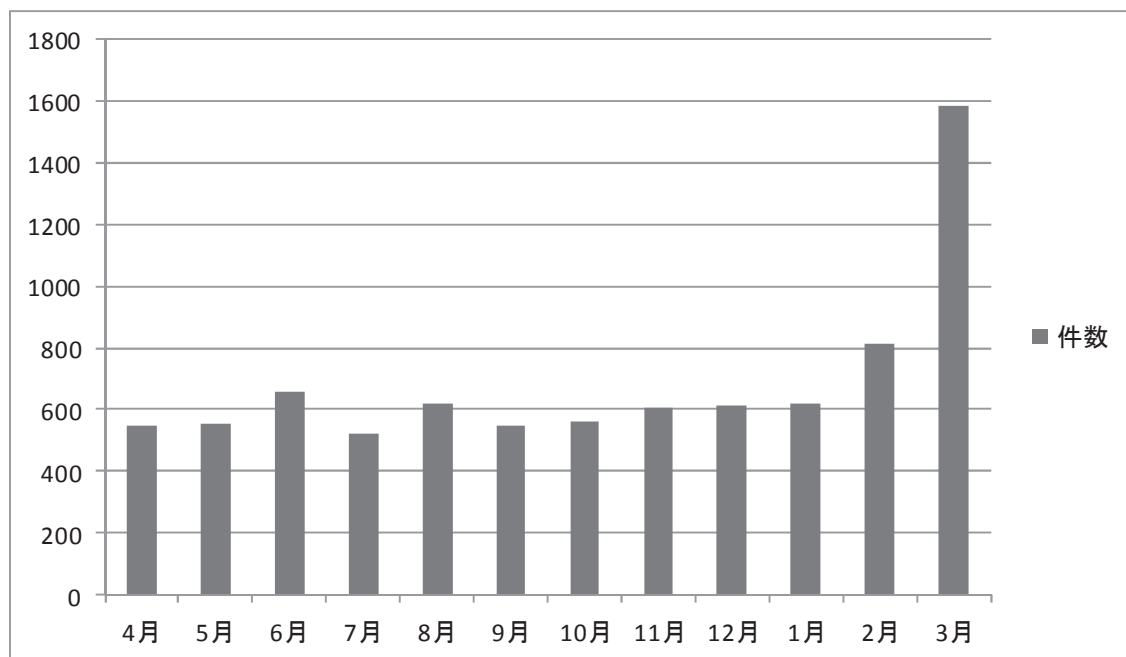
1. 窓口相談 93 件

相談内容内訳

(単位：件)

	制度について	手続について	健康不安	その他	計
本部	15	26	3	3	47
支部	2	37	0	7	46
合計	17	63	3	10	93

2. フリーダイヤル件数 (0120-389-931、0120-373-922、0120-303-727)



(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	545	552	657	523	621	548	562	607	614	617	811	1,582	8,239

3. 窓口相談・フリーダイヤルのきっかけとなった媒体等

(問合時の聞き取り調査 平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月)

媒体	件数	割合
医療機関	309	23.1%
新聞広告	192	14.3%
インターネット	129	9.6%
厚労省周知事業	117	8.7%
ポスター	78	5.8%
保健所	73	5.5%
ちらし	73	5.5%
労働基準監督署	68	5.1%
役所(市役所等)	58	4.3%
自治体の検診	41	3.1%
家族・友人・知人	34	2.5%
新聞記事	31	2.3%
雑誌	13	1.0%
他の患者さんから	10	0.7%
厚労省のポスター	10	0.7%
郵便局の封筒	9	0.7%
テレビ・ラジオ	4	0.3%
その他	90	6.7%
計	1,339	100.0%

被認定者及びその遺族、保健所等に対するアンケート調査結果概要

1. 被認定者及びその遺族に対するアンケート

アンケート各対象者	回収件数	主な回答結果
ア. 制度利用者アンケート 石綿健康被害救済手帳交付者 (5月、現況届と同時に実施)	622	○石綿健康被害医療手帳についての医師の認知度は向上。 手帳について病院の人が知っていた(前年度 60.8%→65%) ○制度の満足度については、半数以上(57%)が満足。 ○今後見直した方がよいことについては、以下の意見が特に多い。 ・認定までの審査期間 26% ・給付金額 20% ・申請書様式の内容 9%
イ. 被認定者アンケート 被認定者(療養者) (認定通知送付時に実施)	524	○救済制度を知った経緯 病院等医師 71.6%、保健所・地方環境事務所 12.6%、 家族・知人 12.4%、機構ホームページ 11.3% ○申請・請求手続きがスムーズでなかった理由 様式の記入方法が分かりにくい 44.4%、医学的資料の 収集 48.9%、医師・病院スタッフの知識不足 23.7% ○要望等 ・認定までの時間が長い ・申請書様式の記入が分かりにくい など
ウ. 施行前死亡者遺族アンケート 認定された施行前死亡者の遺族 (認定通知送付時に実施)	45	○救済制度を知った経緯 保健所または地方環境事務所 24.4%、新聞広告 15.6% ○請求から認定・支給までの長さが「とても早い」「早い」との回答が 64.5% ○要望等 ・給付金額を上げてほしい ・手引きや記入様式の内容が分かりにくい など
エ. 未申請死亡者遺族アンケート 認定された未申請死亡者の遺族 (認定通知送付時に実施)	80	○救済制度を知った経緯 病院の先生・スタッフ 61.3%、家族・知人 17.5%、 新聞広告、保健所・地方環境事務所、機構ホームページ 11.3% ○申請から認定までの手続きがスムーズに行えたとの回答が 80.5% ○要望等 ・認定までの時間が長い ・請求の手続きが難しい など

2. 保健所担当者・自治体保健所担当課に対するアンケート

石綿健康被害救済制度の受付・相談業務を委託している上記担当者・担当課あてに、受付・相談業務の現状及び要望を把握するため、平成 23 年 3 月にアンケートを実施。保健所担当者 499 名、自治体保健所担当課 70 名からアンケートを回収した。

<主な回答結果>

○相談業務の経験の有無について

・ 受付・相談共に経験有り	60.9%
・ 相談のみ	16.6%
・ 受付のみ	7.4%
・ なし	13.8%

○受付・相談業務での不安なことの有無について

・ ある	73.7%
・ ない	25.5%

※上記「ある」の内訳

・ 救済制度の相談	48.1%
・ 添付資料の内容	39.1%
・ 申請書等の記入方法	26.4% など

○保健所説明会の参加経験の有無について

・ ある	44.5%
・ ない	55.1%

※上記「ない」の内訳

・ 説明会開催自体を知らなかった	40.4%
・ 案内が来ない	20.0% など

○保健所説明会に参加できる方法（参加経験のない方のみ回答）

・ 各都道府県で開催すれば参加	52%
・ 旅費を機構が負担	31%
・ 開催の案内が来れば	28%

○説明会の内容についての要望

- ・ 救済制度と労災制度の比較表など、労災制度についてもっと分かりやすい資料がほしい
- ・ 相談業務の経験がない者でも説明できるような基本的資料やQ & A

○その他意見・要望

- ・ 受付等の取扱い件数が少なく、申請者等の対応に苦慮
- ・ 保健所窓口設置の意義は疑問。機構で直接受付したほうが良いのでは

3. アンケート結果への措置状況

	主な意見、要望	措置
手続関係	手引きの内容が分かりにくい	・ 認定申請の手引き（中皮腫・肺がん）の見直しを行った。
	申請書様式の記入方法が分かりにくい	
	救済制度と労災保険制度について分かりやすい資料が欲しい	・ 環境省、厚生労働省と連携してリーフレット、ポスターを作成、関係機関へ配布した。 ・ 両制度を比較したフローチャートを作成し、保健所説明会で配布した。
	病院等医師の理解の向上	・ 石綿疾患関連の学会でセミナーを開催した。 ・ 新たに、中皮腫細胞診実習研修会を開催した。
審査関係	認定までの審査期間が長い	・ 認定等までの期間短縮に向けた取組を行った。詳細は、3-（2）参照。
制度関係	給付金の増額、給付対象の拡大等	・ 制度利用アンケートの集計結果を環境省へ提出した。

医療関係者に対するアンケート調査結果概要

1. 学会セミナー

医療関係者の救済制度認知度、ニーズ等を把握するため、学会セミナーで参加者にアンケート調査を実施。7学会で延べ505件アンケートを回収した。

(開催学会については資料44参照)

<学会セミナー出席者の主なアンケート結果>

○制度の認知度について

- ・救済制度の内容まで知っている 27.4%
- ・制度があることは知っている 60.7%
- ・知らなかった 11.9%

○機構の認知度について

- ・業務内容まで知っている 16.5%
- ・名前は知っている 42.7%
- ・知らなかった 40.8%

○制度の広告を見たことがあるか

- ・パンフレットを見たことがある 45.3%
- ・DVDを見たことがある 0.8%
- ・両方見たことがある 3.4%
- ・いずれも見なかった 50.5%

○主なコメント

- ・自分たちの診断が労災・救済につながる事をよくわかった。
- ・中皮腫と石綿の関係がよくわかり環境曝露の恐ろしさを感じました。
- ・申請に必要な免染（病理）については、病理医師に広く知らせていただければと思います。
- ・病理医と臨床医との連携が大切だ。
- ・非常にわかりやすい説明であり、一般の人向けにも実施してほしい。
- ・今後中皮腫が増えることを考えると、判定基準の定義がもっと広がる事が望まれます。

2. 中皮腫細胞診実習研修会

医療関係者の救済制度認知度や細胞診結果で中皮腫診断が可能なことの認知度等を把握するため、中皮腫細胞診実習研修会で参加者にアンケート調査を実施し、38 件のアンケートを回収した。

（中皮腫細胞診研修会については資料 50 参照）

＜研修会出席者の主なアンケート結果＞

○制度を知ったきっかけ

- | | |
|----------|-------|
| ・ 学会や研修会 | 72.4% |
| ・ 新聞記事 | 31.0% |

○細胞診における中皮腫確定診断が可能なことへの認知度。

- | | |
|-----------------|-------|
| ・ 診断経験があり知っていた | 16.5% |
| ・ 診断経験はないが知っていた | 42.7% |
| ・ 知らなかった | 40.8% |

○主なコメント

- ・ 症例を悪性と良性を対比して見たい。中皮腫の症例を増やしてほしい。
- ・ 少数の人しか受講できないので、回数を増やしてほしいです。
- ・ 中皮腫の症例をこんなに多く見たのは初めてで、とても勉強になりました。

制度運営の円滑化に係る事業・調査（平成 23 年度）

1. 認定業務の迅速化、正確性確保のための事業

（1）中皮腫細胞診実習研修会

細胞診による中皮腫の早期確定診断、引いては石綿健康被害者の迅速かつ的確な救済に資するため、今年度より実施した。

研修会においては、細胞診での中皮腫診断例について情報提供するほか、石綿健康被害救済制度とその認定基準等について周知を行った。

第 1 回研修会を 23 年 10 月 29 日(土)日本医科大学大学院棟において開催した。
(細胞検査士等 38 名参加)

（2）第 3 次石綿小体計測精度管理事業

労災病院等、一定の石綿小体計測技術能力をもつ医療機関における計測制度の確保・向上を図る。11 医療機関が参画。

今年度は、一層の計測精度の均てん化を図るため、参画機関で石綿小体計測を行う全ての検査技師（22 名）の参画を得て実施。本事業初参加の検査技師が半数以上であることを踏まえ、計測が比較的容易な標本 2 検体を回付し、計測結果を持ち寄り、計測技術の評価、研修を実施した。

また、労働者健康福祉機構と協力し、「石綿小体計測マニュアル」（第 2 版）を作成し、関係機関に配布した。

<参加機関一覧>

- ・ 北海道中央労災病院
- ・ 東北労災病院
- ・ 横浜労災病院
- ・ 旭労災病院
- ・ 神戸労災病院
- ・ 和歌山労災病院
- ・ 山陰労災病院
- ・ 岡山労災病院
- ・ 九州労災病院
- ・ 長崎労災病院
- ・ 独立行政法人国立病院機構 山口宇部医療センター

※ 労災病院については、(独)労働者健康福祉機構から推薦のあったもの。

(参考) 石綿小体計測の平均計測日数の推移 *1

年度	計測依頼件数	平均計測日数 *2	備 考
H18	52	55.3	
H19	58	41.0	
H20	70	46.0	第1次石綿小体計測精度管理事業実施。(1～3月)
H21	62	31.6	
H22	55	40.2	第2次石綿小体計測精度管理事業実施。(7～3月)
H23	52	34.3	第3次石綿小体計測精度管理事業実施。(6～3月)

*1) 平成23年度末現在の状況。

*2) 計測依頼日から計測結果受理日までの日数の平均。

(3) 石綿繊維計測機関育成事業

審査の迅速化を図るため、精度の高い肺内石綿繊維の計測を行う民間の計測機関の育成を目的として、民間2社の参画を得て実施している。

平成23年度は、平成22年度より試験的に計測を行っていた4検体の計測結果を検討委員会(8月)において確認した。参画2社の育成・精度管理のため、さらに2検体の計測を実施中。

2. 広報対象地域・業種等の絞込みに活用するための調査の実施

・ばく露状況調査

救済法の申請時に任意でご提出いただく職歴・居住歴に関するアンケートをもとに、被認定者の石綿ばく露の経緯等について集計・分析し、調査結果を報告書にとりまとめ、ホームページ等で公表した。

同報告書では、環境省の石綿健康影響検討会等での要望を受け、1945～1989年の間に尼崎市に最も長く居住した被害者の住所を地図上にプロットした。

また、建設業従事者の職歴について詳細な分析を行い、専門誌への広告の掲載など広報に活用した。

3. 国際調査

・フランスにおける石綿制度の運用状況について

フランスの石綿制度の状況について、環境省と協力し運営機関への現地調査等を平成23年11月26日から12月1日にかけて実施した。

フランス現地調査では、FIVA(石綿被害者補償基金)、ANSES(食品・環境・労働衛生安

全庁)、INVS(衛生監視研究所)、労働省労働総局等を訪問し、各機関におけるアスベストに対する見識をヒアリングするとともに、法改正、石綿繊維測定法の変更等、新しい情報の収集を行った。

FIVAについては、平成21年2月に機構が主催した国際シンポジウムに参加するなど、以前から親密な関係を築くことができしており、今後も情報交換等を通じた交流が見込まれる。

さらに、労働・雇用・厚生大臣顧問に会い、アスベストに係る概況について伺うことが出来るなど、貴重な機会に恵まれた。

また、石綿破碎工場であった CMMP 社工場跡(パリ近郊)を視察し、その際には、近隣住民から直接話を聞き、市民レベルの意見に触れることができた。

ホームページ公表・報道発表概要

(1) 概要

以下について、ホームページ上での公表・報道発表を行った。

①認定状況等の公表

- ・ 毎月の認定等決定の都度、各月末現在の受付及び認定件数を報道発表・公表
- ・ 平成 22 年度までの制度運用状況についての統計集を報道発表・公表
- ・ 平成 21 年度までの救済制度における被認定者の居住歴・職歴等について分析したばく露調査報告書を報道発表・公表

②各種情報の公表

- ・ 住民相談会の実施に当たりホームページにおいて案内及び結果報告
- ・ 石綿健康被害救済法の一部改正に伴うパンフレット等の改訂を行い、ホームページ上に公開
- ・ 保健所や地方環境事務所の連絡先を随時最新版に更新
- ・ 公害健康被害補償不服審査会における裁決について公表

(2) ホームページ公表の内容

(平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

内 容	回 数
受付・認定等状況累計	12
申請・請求受付状況（都道府県別）	12
申請・請求認定状況（都道府県別）	12
認定申請に係る認定状況（都道府県別）	12
施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求に係る認定状況（都道府県別）	12
未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求に係る認定状況（都道府県別）	12
認定申請及び特別遺族弔慰金等の請求に係る認定状況（累計：都道府県別）	12
特別遺族弔慰金等の請求期限を延長する法改正の概要	1
平成 22 年度統計資料	1
石綿健康被害救済制度における平成 18－21 年度被認定者に関するばく露状況調査の報告について	1
石綿健康被害救済制度における住民相談会の実施について（案内）	2
石綿健康被害救済制度における住民相談会の結果について（報告）	1
「東日本大震災」に関する対応について	2
公害健康被害補償不服審査会による裁決について	2
計	94

(3) 報道発表内容

内 容	回 数
医療費の支給に係る認定状況	12
施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況	12
未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況	12
平成 22 年度統計資料	1
石綿健康被害救済制度における平成 18－21 年度被認定者に関するばく露 状況調査の報告について	1
計	38

受付機関別内訳

平成 23 年度

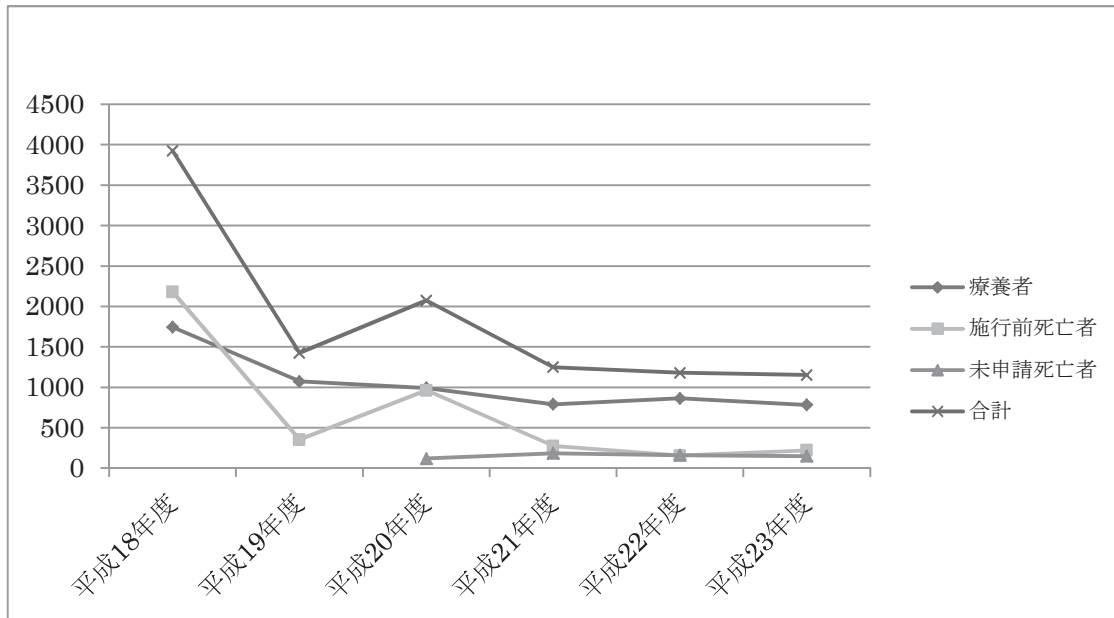
(単位: 件)

	機構本部 (直接)	機構 大阪支部	保健所等	地方環境 事務所	合計
療養者	197	20	517	49	783
施行前 死亡者	130	12	65	13	220
未申請 死亡者	60	5	77	8	150
計 (割合)	387 33.6%	37 3.2%	659 57.1%	70 6.1%	1,153 100.0%

受付・認定等の年度別推移

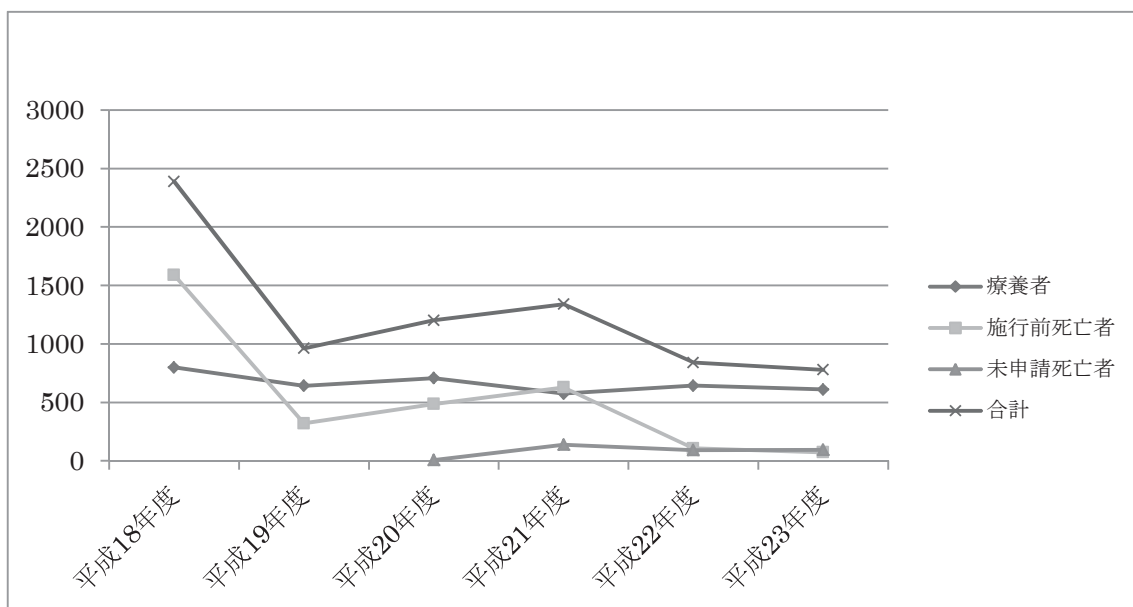
1. 申請受付状況の年度別推移

(単位：件)



2. 認定等状況の年度別推移

(単位：件)



認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（平成23年度）

（申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの）
（平成24年3月31日現在における機構本部受付分、単位：人）

都道府県名	認定申請					小計	特別遺族弔慰金等請求 （施行前死亡者）					小計	特別遺族弔慰金等請求 （未申請死亡者）					小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		
北海道	21	5	0	1	0	27	18	1	0	0	1	20	6	2	1	0	0	9	56
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
岩手県	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	3	7
宮城県	7	8	0	1	1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
秋田県	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
山形県	4	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	7
福島県	3	3	0	0	0	6	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	1	3	11
茨城県	5	3	1	0	0	9	1	0	0	0	1	2	0	1	0	0	0	1	12
栃木県	6	0	1	1	0	8	3	0	0	0	0	3	1	2	0	0	1	4	15
群馬県	9	1	0	1	0	11	2	1	0	0	0	3	2	1	0	0	0	3	17
埼玉県	27	8	0	4	0	39	6	2	1	0	0	9	4	1	0	2	0	7	55
千葉県	21	9	1	2	0	33	5	3	0	0	0	8	3	2	0	1	0	6	47
東京都	41	10	7	4	1	63	21	4	1	0	0	26	11	0	1	0	0	12	101
神奈川県	35	3	3	2	0	43	6	0	0	0	0	6	7	2	2	1	0	12	61
新潟県	12	1	0	0	0	13	2	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	3	18
富山県	5	0	0	1	0	6	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7
石川県	5	2	0	0	0	7	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8
福井県	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	3
山梨県	3	0	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	6
長野県	5	1	0	0	0	6	2	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	4	12
岐阜県	12	3	1	0	0	16	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	4	20
静岡県	9	4	0	0	0	13	19	0	0	0	0	19	1	1	0	0	0	2	34
愛知県	35	9	0	2	0	46	4	2	0	0	0	6	5	0	0	0	0	5	57
三重県	2	1	0	0	0	3	4	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	8
滋賀県	5	2	0	0	0	7	2	1	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	11
京都府	8	5	1	1	0	15	8	0	1	0	0	9	1	0	0	0	0	1	25
大阪府	72	16	6	2	2	98	11	2	1	0	2	16	10	3	1	0	0	14	128
兵庫県	77	13	2	1	0	93	21	3	1	0	0	25	6	4	0	1	0	11	129
奈良県	15	1	0	0	0	16	4	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	1	21
和歌山県	4	3	1	0	0	8	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	10
鳥取県	3	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	1	6
島根県	2	2	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	6
岡山県	4	6	0	0	0	10	2	0	2	0	1	5	1	3	0	0	0	4	19
広島県	12	2	0	0	0	14	7	1	0	0	0	8	4	1	0	1	0	6	28
山口県	12	3	2	0	1	18	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	21
徳島県	6	2	0	0	0	8	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	12
香川県	1	3	0	0	0	4	1	0	0	0	0	1	2	2	0	0	0	4	9
愛媛県	3	2	2	0	0	7	1	0	1	0	0	2	1	0	1	0	0	2	11
高知県	1	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
福岡県	28	12	3	2	1	46	3	1	0	0	0	4	4	2	0	0	1	7	57
佐賀県	3	0	0	0	0	3	3	0	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	7
長崎県	10	5	1	0	0	16	4	0	0	0	0	4	1	1	0	0	0	2	22
熊本県	1	4	0	0	0	5	4	0	0	0	0	4	0	1	0	0	1	2	11
大分県	4	0	0	1	0	5	1	0	0	1	0	2	0	2	0	0	0	2	9
宮崎県	4	2	0	0	0	6	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	8
鹿児島県	3	2	2	3	2	12	2	0	1	0	0	3	1	1	0	0	0	2	17
沖縄県	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	551	159	36	29	8	783	181	23	10	1	5	220	97	34	7	7	5	150	1,153

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況
(法施行日から平成24年3月31日までの累計)

(申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの)
平成24年3月31日現在(単位:人)

都道府県名	認定申請					小計	特別遺族弔慰金等請求 (施行前死亡者)					小計	特別遺族弔慰金等請求 (未申請死亡者)					小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	ひまん 性胸膜 肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	ひまん 性胸膜 肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	ひまん 性胸膜 肥厚	不明		
北海道	156	54	2	1	5	218	146	22	1	0	1	170	22	7	1	0	0	30	418
青森県	22	6	0	0	0	28	22	7	0	0	0	29	4	0	0	0	0	4	61
岩手県	19	3	0	0	0	22	25	3	0	0	0	28	4	1	0	1	0	6	56
宮城県	108	50	0	1	4	163	58	10	0	0	1	69	4	0	0	0	0	4	236
秋田県	17	2	0	0	0	19	37	2	0	0	0	39	0	0	0	0	0	0	58
山形県	21	10	0	0	1	32	18	7	0	0	0	25	7	3	0	0	0	10	67
福島県	45	8	0	2	2	57	39	3	0	0	0	42	9	6	0	0	1	16	115
茨城県	81	25	1	0	3	110	55	5	1	0	3	64	13	6	0	1	1	21	195
栃木県	31	16	1	2	5	55	40	6	1	0	0	47	6	3	0	0	1	10	112
群馬県	51	15	2	1	1	70	58	7	0	0	2	67	7	4	0	0	1	12	149
埼玉県	248	90	2	7	7	354	179	42	3	3	5	232	18	11	0	2	0	31	617
千葉県	155	87	1	3	5	251	115	27	0	3	0	145	16	11	2	1	0	30	426
東京都	380	114	11	6	11	522	291	47	5	0	7	350	35	14	1	0	0	50	922
神奈川県	298	118	4	3	16	439	221	44	1	0	7	273	38	7	2	2	0	49	761
新潟県	79	30	1	1	3	114	58	10	0	0	0	68	7	0	0	0	0	7	189
富山県	50	8	0	1	0	59	47	9	0	0	1	57	5	2	0	0	0	7	123
石川県	28	10	1	1	2	42	30	2	0	0	1	33	2	1	0	0	0	3	78
福井県	22	15	0	0	2	39	17	1	0	0	0	18	2	0	0	0	1	3	60
山梨県	19	6	1	1	2	29	18	1	0	0	0	19	4	0	0	0	0	4	52
長野県	43	18	1	0	1	63	32	4	0	1	1	38	11	0	0	0	0	11	112
岐阜県	55	16	2	0	1	74	57	8	0	0	2	67	10	3	0	0	1	14	155
静岡県	101	33	0	1	2	137	103	12	2	1	0	118	13	5	0	0	0	18	273
愛知県	219	53	0	3	5	280	124	24	2	0	2	152	20	7	0	0	0	27	459
三重県	37	20	0	0	4	61	32	10	0	0	0	42	5	0	0	0	0	5	108
滋賀県	49	19	0	2	1	71	37	4	0	0	0	41	4	1	0	0	0	5	117
京都府	66	30	1	1	0	98	74	8	1	1	1	85	5	0	0	0	0	5	188
大阪府	500	188	11	6	24	729	321	75	10	1	5	412	45	17	1	2	0	65	1,206
兵庫県	521	146	7	1	22	697	339	90	2	1	7	439	23	10	0	1	0	34	1,170
奈良県	85	34	2	2	1	124	53	10	1	1	3	68	7	1	0	0	0	8	200
和歌山県	21	17	1	1	0	40	34	3	0	0	0	37	8	0	0	0	0	8	85
鳥取県	17	0	0	0	0	17	20	2	0	0	0	22	1	0	1	0	0	2	41
島根県	19	13	1	0	1	34	12	3	0	0	0	15	3	1	0	0	0	4	53
岡山県	78	40	0	0	3	121	85	4	2	0	3	94	6	3	0	0	0	9	224
広島県	106	55	2	1	6	170	105	22	1	0	1	129	10	4	0	1	0	15	314
山口県	59	22	3	0	1	85	38	13	1	1	0	53	6	0	0	0	0	6	144
徳島県	27	6	0	0	0	33	19	2	0	0	0	21	1	2	0	0	0	3	57
香川県	31	17	0	0	0	48	30	3	2	0	0	35	8	3	0	0	0	11	94
愛媛県	26	12	3	0	1	42	30	3	3	0	0	36	5	0	1	0	0	6	84
高知県	19	9	0	0	0	28	26	4	0	0	0	30	1	2	0	0	0	3	61
福岡県	196	82	6	6	10	300	120	22	1	1	4	148	19	4	0	0	1	24	472
佐賀県	24	5	0	0	0	29	29	1	1	0	2	33	2	0	0	0	0	2	64
長崎県	63	28	2	0	2	95	40	9	0	1	2	52	3	3	0	0	1	7	154
熊本県	44	20	3	1	0	68	37	5	0	0	0	42	4	4	0	0	1	9	119
大分県	30	6	3	1	1	41	23	5	0	1	0	29	1	3	0	0	0	4	74
宮崎県	30	11	1	0	1	43	35	3	0	0	1	39	2	1	0	0	1	4	86
鹿児島県	61	7	3	4	2	77	39	7	1	0	2	49	3	2	0	0	0	5	131
沖縄県	9	4	0	0	1	14	33	5	1	0	2	41	2	2	0	0	0	4	59
海外在住者	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3
総計	4,366	1,579	79	60	159	6,243	3,403	616	43	16	66	4,144	431	154	9	11	10	615	11,002

認定等に係る処理日数

1. 療養中の方からの申請

(単位：日、件)

		認定等決定までの平均処理日数		件数	申請から医学的判定申出までの平均日数	中皮腫		肺がん	
						平均処理日数	件数	平均処理日数	件数
1 回の医学的判定	認定	161 (175)	89* ¹ (112)	338 (387)	39 (52)	88 (109)	281 (327)	97 (134)	57 (60)
	不認定					— (—)	0 (0)	— (—)	0 (0)
追加資料が必要とされたもの	認定		229* ² (244)	357 (354)	51 (63)	200 (213)	216 (203)	248 (282)	34 (36)
	不認定					281 (283)	51 (47)	283 (292)	56 (68)

() 書きは、前年度の実績

*1 処理日数の最短は 34 日、最長は 558 日

*2 処理日数の最短は 84 日、最長は 1232 日

2. 施行前死亡者の遺族からの請求

(単位：日、件)

			認定等決定までの平均処理日数		件数	請求から医学的判定申出までの平均日数	中皮腫		肺がん	
							平均処理日数	件数	平均処理日数	件数
医学的判定を要する案件	1 回	認定	253* ¹ (293)	106 (107)	2 (7)	58 (49)	－ (－)	0 (0)	106 (107)	2 (7)
		不認定					－ (－)	0 (0)	0 (－)	0 (0)
	追加資料が必要とされたもの	認定		270 (331)	17 (35)	64 (117)	－ (－)	0 (0)	－ (286)	0 (2)
		不認定					－ (640)	0 (2)	270 (314)	17 (31)
医学的判定を要しない案件		認定	40* ² (59)		64 (70)	－	40 (51)	64 (66)	－ (－)	0 (0)
		不認定					－ (444)	0 (1)	－ (116)	0 (3)

() 書きは、前年度の実績

*1 処理日数の最短 104 日、最長は 792 日

*2 処理日数の最短は 13 日、最長は 132 日

3. 未申請死亡者の遺族からの請求

(単位：日、件)

		認定等決定までの平均処理日数		件数	請求から医学的判定申出までの平均日数	中皮腫		肺がん	
						平均処理日数	件数	平均処理日数	件数
1 回の医学的判定	認定	184 (214)	95* ¹ (115)	54 (54)	46 (55)	92 (115)	38 (40)	102 (115)	16 (14)
	不認定					—	0 (0)	—	0 (0)
追加資料が必要とされたもの	認定	184 (214)	242* ² (269)	83 (96)	56 (71)	217 (258)	37 (28)	281 (265)	4 (9)
	不認定					236 (274)	22 (41)	290 (278)	20 (18)

() 書きは、前年度の実績

*1 処理日数の最短は 45 日、最長は 171 日

*2 処理日数の最短は 126 日、最長は 804 日

認定等に係る処理日数

中皮腫、肺がんの他、平成 22 年 7 月に指定疾病に追加された著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の認定と不認定とを加えた処理日数は次のとおりである。

1. 療養中の方からの申請

(単位：日、件)

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		申請から医学的判定 申出までの平均日数		件 数
1 回の医学的判定	164 (175)	102 (112)	49 (58)	47 (52)	404 (387)
追加資料が必要と されたもの		232 (244)		52 (63)	368 (354)

() 書きは、石綿肺、びまん性胸膜肥厚を除く前年度の実績

2. 施行前死亡者の遺族からの請求

(単位：日、件)

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		請求から医学的判定 申出までの平均日数		件 数
1 回の医学的判定	243 (293)	187 (107)	79 (106)	105 (49)	11 (7)
追加資料が必要と されたもの		276 (331)		64 (117)	19 (35)
医学的判定を経ないで 機構で認定したもの	43 (59)		—		68 (70)

() 書きは、石綿肺、びまん性胸膜肥厚を除く前年度の実績

3. 未申請死亡者の遺族からの請求

(単位：日、件)

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		請求から医学的判定 申出までの平均日数		件 数
1 回の医学的判定	185 (214)	109 (115)	56 (56)	54 (55)	65 (54)
追加資料が必要と されたもの		244 (269)		57 (71)	84 (96)

() 書きは、石綿肺、びまん性胸膜肥厚を除く前年度の実績

※ 平成 23 年度において、石綿肺、びまん性胸膜肥厚に係る未申請死亡者の認定、不認定はなく、本編と同じ表を掲載したものである。

医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（平成23年度）

（申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの）
平成24年3月31日現在（単位：人）

都道府県名	認定申請				小計	特別遺族弔慰金等請求 （施行前死亡者）				小計	特別遺族弔慰金等請求 （未申請死亡者）				小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	10	7	0	0	17	3	0	0	0	3	5	0	0	0	5	25
青森県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	3
岩手県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3
宮城県	12	3	0	0	15	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	16
秋田県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
山形県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
福島県	3	2	0	0	5	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	7
茨城県	6	4	0	0	10	1	0	0	0	1	1	1	0	0	2	13
栃木県	4	0	0	1	5	2	0	0	0	2	1	1	0	0	2	9
群馬県	6	1	0	0	7	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	9
埼玉県	25	7	0	1	33	3	0	0	0	3	6	2	0	0	8	44
千葉県	24	4	0	1	29	3	1	0	0	4	3	0	0	0	3	36
東京都	44	8	1	4	57	5	0	0	0	5	6	2	0	0	8	70
神奈川県	30	3	0	0	33	2	0	1	0	3	7	0	0	0	7	43
新潟県	9	2	0	0	11	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	14
富山県	6	0	0	1	7	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	9
石川県	4	0	0	1	5	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	7
福井県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
山梨県	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	4
長野県	4	0	0	0	4	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	7
岐阜県	8	1	0	0	9	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	11
静岡県	11	3	0	0	14	8	0	0	0	8	0	0	0	0	0	22
愛知県	28	5	0	1	34	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	36
三重県	2	1	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
滋賀県	5	2	0	0	7	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	8
京都府	5	2	0	0	7	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	10
大阪府	62	12	1	0	75	9	0	1	1	11	9	2	0	0	11	97
兵庫県	68	7	0	0	75	12	1	0	0	13	6	0	0	0	6	94
奈良県	15	0	1	0	16	1	0	0	0	1	1	1	0	0	2	19
和歌山県	3	2	0	0	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	6
鳥取県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
島根県	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
岡山県	8	0	0	0	8	0	0	1	0	1	1	3	0	0	4	13
広島県	5	2	0	0	7	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	9
山口県	9	0	0	1	10	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	11
徳島県	5	0	0	0	5	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	8
香川県	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	2	1	0	0	3	6
愛媛県	4	0	1	0	5	1	0	1	0	2	1	0	0	0	1	8
高知県	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
福岡県	22	4	0	3	29	0	0	0	0	0	5	1	0	0	6	35
佐賀県	2	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3
長崎県	10	5	0	0	15	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	16
熊本県	5	2	0	2	9	2	0	0	0	2	0	2	0	0	2	13
大分県	4	0	0	0	4	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	5
宮崎県	5	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
鹿児島県	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
沖縄県	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	498	92	4	16	610	64	2	5	2	73	75	20	0	0	95	778

医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況
(法施行日から平成24年3月31日までの累計)

(申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの)
平成24年3月31日現在(単位:人)

都道府県名	認定申請				小計	特別遺族弔慰金等請求 (施行前死亡者)				小計	特別遺族弔慰金等請求 (未申請死亡者)				小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	113	34	0	0	147	118	4	0	0	122	14	2	0	0	16	285
青森県	16	3	0	0	19	20	1	0	0	21	2	0	0	0	2	42
岩手県	11	0	0	0	11	24	1	0	0	25	1	2	0	0	3	39
宮城県	79	25	0	0	104	52	1	0	0	53	2	0	0	0	2	159
秋田県	9	0	0	0	9	35	0	0	0	35	0	0	0	0	0	44
山形県	17	4	0	0	21	16	2	0	0	18	4	2	0	0	6	45
福島県	34	6	0	1	41	36	2	0	0	38	4	2	0	0	6	85
茨城県	61	14	0	0	75	52	1	1	0	54	6	4	0	0	10	139
栃木県	22	8	0	1	31	36	2	1	0	39	4	1	0	0	5	75
群馬県	31	10	0	1	42	53	1	0	0	54	5	3	0	0	8	104
埼玉県	196	46	0	1	243	163	16	2	1	182	11	4	0	0	15	440
千葉県	119	36	0	2	157	107	7	1	2	117	10	4	0	0	14	288
東京都	291	57	1	4	353	252	5	4	0	261	22	7	0	0	29	643
神奈川県	212	42	0	0	254	205	14	1	0	220	24	0	0	0	24	498
新潟県	49	13	0	0	62	51	2	0	0	53	5	0	0	0	5	120
富山県	42	1	0	1	44	43	5	0	0	48	4	1	0	0	5	97
石川県	20	4	0	1	25	29	0	0	0	29	1	1	0	0	2	56
福井県	15	6	0	0	21	13	0	0	0	13	0	0	0	0	0	34
山梨県	15	3	0	0	18	15	1	0	0	16	2	0	0	0	2	36
長野県	31	8	0	0	39	28	1	0	0	29	5	1	0	0	6	74
岐阜県	36	6	0	0	42	53	0	0	0	53	5	1	0	0	6	101
静岡県	79	19	0	0	98	88	2	2	0	92	10	1	0	0	11	201
愛知県	171	20	0	2	193	111	4	0	0	115	11	3	0	0	14	322
三重県	29	5	0	0	34	26	1	0	0	27	3	0	0	0	3	64
滋賀県	40	11	0	0	51	34	1	0	0	35	2	0	0	0	2	88
京都府	49	9	0	0	58	65	1	0	1	67	4	0	0	0	4	129
大阪府	353	95	2	0	450	286	26	6	3	321	26	9	0	0	35	806
兵庫県	390	69	2	0	461	308	14	0	0	322	13	2	0	0	15	798
奈良県	63	14	2	1	80	46	3	1	0	50	2	1	0	0	3	133
和歌山県	15	10	0	0	25	29	0	0	0	29	6	0	0	0	6	60
鳥取県	9	0	0	0	9	16	2	0	0	18	1	0	0	0	1	28
島根県	14	3	0	0	17	11	1	0	0	12	2	0	0	0	2	31
岡山県	59	16	0	0	75	73	1	1	0	75	4	3	0	0	7	157
広島県	65	24	1	0	90	85	5	1	0	91	5	2	0	0	7	188
山口県	49	14	0	1	64	33	3	0	1	37	2	0	0	0	2	103
徳島県	19	1	0	0	20	17	0	0	0	17	1	1	0	0	2	39
香川県	21	11	0	0	32	25	0	2	0	27	7	2	0	0	9	68
愛媛県	22	2	1	0	25	30	2	3	0	35	3	0	0	0	3	63
高知県	15	3	0	0	18	25	0	0	0	25	1	1	0	0	2	45
福岡県	138	41	0	6	185	107	4	1	0	112	13	3	0	0	16	313
佐賀県	19	2	0	0	21	25	0	1	0	26	2	0	0	0	2	49
長崎県	42	16	0	0	58	36	2	0	0	38	3	2	0	0	5	101
熊本県	31	12	0	2	45	29	0	0	0	29	3	5	0	0	8	82
大分県	25	2	0	0	27	20	1	0	1	22	0	1	0	0	1	50
宮崎県	20	6	0	1	27	31	1	0	0	32	3	0	0	0	3	62
鹿児島県	49	0	0	0	49	34	0	0	0	34	1	1	0	0	2	85
沖縄県	5	1	0	0	6	32	1	1	0	34	0	0	0	0	0	40
海外在住者	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
総計	3,210	732	9	25	3,976	3,024	141	29	9	3,203	259	72	0	0	331	7,510

審査中の案件に係る状況（平成 23 年度）

（１）療養中の方

	申請受付年度	審査中件数	前年度
追加・補足資料依頼中 (180 件)	19 年度	1	18 年度 1 19 年度 1 20 年度 5 21 年度 27 22 年度 364
	21 年度	8	
	22 年度	20	
	23 年度	151	
医学的判定中 (106 件)	23 年度	106	
その他機構において 審査中 (51 件)	18 年度	1	
	23 年度	50	
計		337	398

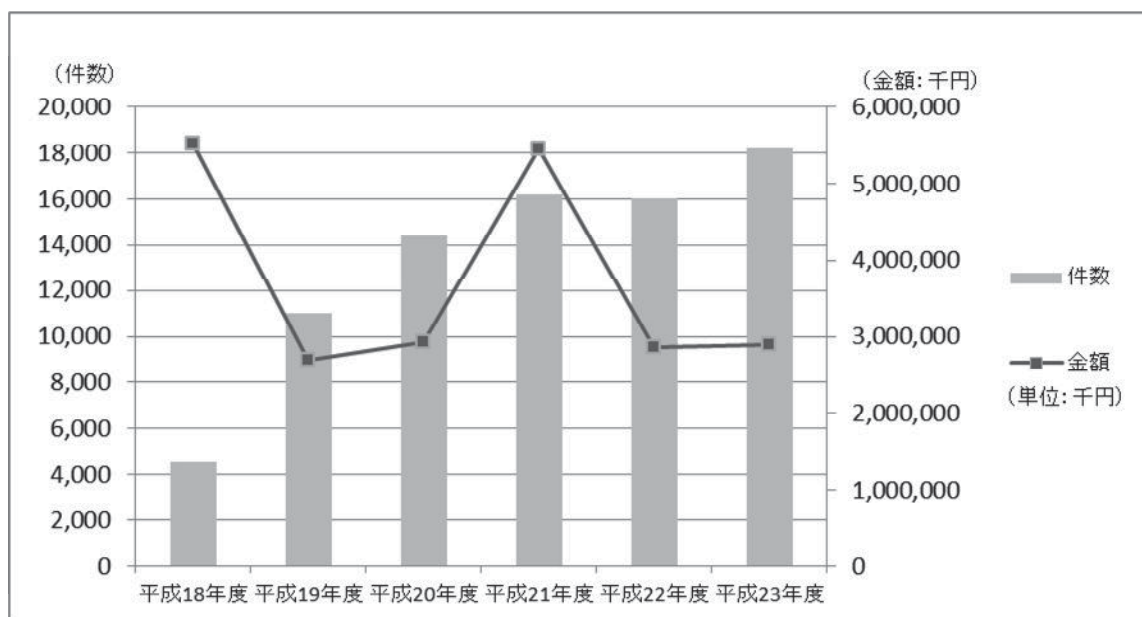
（２）施行前死亡者の遺族

	請求受付年度	審査中件数	前年度
追加・補足資料依頼中 (5 件)	20 年度	1	20 年度 4 21 年度 2 22 年度 33
	22 年度	2	
	23 年度	2	
医学的判定中 (9 件)	20 年度	1	22 年度 33
	22 年度	2	
	23 年度	6	
その他機構において 審査中 (135 件)	22 年度	1	
	23 年度	134	
計		149	36

（３）未申請死亡者の遺族

	請求受付年度	審査中件数	前年度
追加・補足資料依頼中 (33 件)	21 年度	1	20 年度 1 21 年度 2 22 年度 78
	22 年度	1	
	23 年度	31	
医学的判定中 (21 件)	23 年度	21	
その他機構において 審査中 (15 件)	23 年度	15	
		69	81

救済給付の支給件数・金額（経年変化）
（平成 18 年度～平成 23 年度）



支給までの処理期間

・療養者関係

	医療費(償還) ※1	療養手当 (初回)※2
平成 23 年度(A)	51	26
平成 22 年度(B)	51	24
差(A)－(B)	0	2

※1 医療費(償還)は、請求から支給までの日数(中央値)である。

※2 療養手当(初回)は、認定から支給までの日数(中央値)である。

・ご遺族関係 ※3

	葬祭料	未支給の医療費等	救済給付調整金
平成 23 年度(A)	28	45	58
平成 22 年度(A)	33	56	65
差(A)－(B)	▲ 5	▲ 11	▲ 7

※3 全て、請求から支給までの日数(中央値)である。

・特別遺族弔慰金・特別葬祭料 ※4

	未申請死亡	施行前死亡
平成 23 年度(A)	16	19
平成 22 年度(B)	16	15
差(A)－(B)	0	4

※4 全て、認定から支給までの日数(中央値)である。

認定更新の状況

(単位:人)

更新等決定 年度	認定の有効期間 満了月	認定 疾病	被認定 者 ※	更新 対象者	更新 申請者	更新	更新 しない
平成22年度	平成23年3月	中皮腫	284	60	60	60	0
	～	肺がん	71	15	15	15	0
	平成23年5月	計	355	75	75	75	0
平成23年度	平成23年6月	中皮腫	366	30	30	26	4
	～	肺がん	117	26	26	23	3
	平成24年5月	計	483	56	56	49	7
累計		中皮腫	650	90	90	86	4
		肺がん	188	41	41	38	3
		計	838	131	131	124	7

※更新等決定前の認定の際に定められた認定の有効期間の終了する日が、本表の認定の有効期間満了月に含まれる被認定者数。

認定・給付システム及び情報セキュリティ対策

1. 認定・給付システムの改修と運用保守管理

(1) 認定・給付システムの改修

改修項目	改修の内容	改修の効果
医療費の請求関係	医療費の支給に必要なデータをシステムに取り込む機能の追加	効率化、適正化
請求期限関係	請求期限の管理に係る機能の追加	請求期限到来者のリストアップの効率化
ヒューマンエラー関係	ヒューマンエラー防止機能の追加	効率化、適正化

認定・給付システムについて、業務の効率化等を図るため、次のとおり改修を行った。

(2) 認定・給付システムの運用保守管理

運用保守業者との間で運用保守スケジュールを作成。作業の時期・内容を明確化し、適切な運用保守業務を実施した。

(3) 業務マニュアルの策定

効率的な業務実施に資するよう、業務マニュアルに改善を加えている。

2. 認定・給付システムの効果の測定

効果をより適切に把握するため、システム利用状況などのデータを継続的に蓄積（システム運用点検報告書、業務結果・実績報告書）している。

3. 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の高度化

(1) 個人情報保護及び情報セキュリティの徹底を図るため、以下の規則・手順書に基づき、石綿部全員を対象とした研修を行った。（5月41名、7月1名、9月1名、24年1月1名、2月1名）

- ・石綿健康被害救済部における個人情報保護及び情報セキュリティ対策実施規則
- ・石綿健康被害救済部個人情報取扱手順書
- ・石綿健康被害救済部情報セキュリティ対策実施手順書

(2) 個人情報保護・情報セキュリティ対策の高度化に資するため、業務マニュアルの改善に当たり、個人情報保護・情報セキュリティの手順書の内容を盛り込み、日常業務における情報セキュリティ対策等の徹底を図っている。

機構内に設置した委員会一覧

<外部委員により構成する委員会>

(敬称略)

名称・開催状況	委員会の役割	委員構成
コンプライアンス推進委員会	役員及び職員の法令等の遵守及び業務の適正な執行等の推進を図ることを目的としている。	委員長 湊 亮策 環境再生保全機構 理事長 委員 後藤 彌彦 法政大学人間環境学部教授 委員 堀 裕 堀総合法律事務所 弁護士 委員 山下 康彦 新日本有限責任監査法人 公認会計士 委員 武川 明夫 環境再生保全機構 理事 委員 太田 進 環境再生保全機構 理事 委員 今井 辰三 環境再生保全機構 理事
契約監視委員会	独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)の趣旨を踏まえ、機構における随意契約等の適正化の推進を図ることを目的としている。	委員長 堀 裕 堀総合法律事務所 弁護士 委員 六車 明 慶應義塾大学法科大学院 教授 委員 山下 康彦 新日本有限責任監査法人 公認会計士 委員 野口 貴雄 環境再生保全機構常勤監事 委員 沼野 伸生 環境再生保全機構 非常勤監事
公害健康被害補償予防業務評議会 (年1回:7月)	公害健康被害補償業務及び公害健康被害予防事業について、実施状況の報告を受け、公害健康被害補償予防業務に関する重要事項を審議することにより、本制度の円滑な運営に資することを目的としている。	ばい煙発生施設等設置者、特定施設等設置者の加入している団体又はその連合団体の役員及び業務の適正な運営に必要な学識を有する者 構成:それぞれ10人以内 議長 渡辺 修 (財)厚生年金事業振興団理事長 委員 市川 吉則 四日市市環境部環境保全課長 委員 伊藤 一枝 全国人権擁護委員連合会総務委員会副委員長 委員 梅本 吉彦 専修大学名誉教授 委員 大橋 忠晴 日本商工会議所環境・エネルギー委員会委員長 委員 久米 雄二 電気事業連合会専務理事 委員 後藤 卓雄 (一社)日本化学工業協会環境安全委員会委員長 委員 坂根 正弘 (一社)日本経済団体連合会環境安全委員会委員長 委員 関田 貴司 (一社)日本鉄鋼連盟環境・エネルギー政策委員会委員長 委員 棚橋 信之 石油連盟環境安全委員会委員長 委員 月岡 良三 (一社)日本自動車工業会環境委員会副委員長 委員 野村 瞭 (財)復光会専務理事 委員 浜中 裕徳 (財)地球環境戦略研究機関 理事長 委員 横山 裕道 淑徳大学国際コミュニケーション学部客員教授 任期:2年

名称・開催状況	委員会の役割	委員構成																																																								
公害健康被害予防事業調査研究評価委員会 環境保健分野：評価委員会 (年1回：平成24年3月9日) 環境改善分野：評価委員会(年2回：5月20日、7月28日)	公害健康被害予防事業で実施する環境保健分野、大気環境の改善分野のそれぞれの調査研究について、専門分野の学識経験者からなる評価委員会において評価を行うことを目的としている。 なお、評価結果は、調査研究の構成、研究計画の見直し及び調査研究費の配分の見直しなどに反映させる。	環境保健分野、大気環境の改善分野それぞれの専門分野の学識経験者 構成：それぞれ7名以内 (環境保健調査研究評価委員) <table><tr><th>区分</th><th>氏名</th><th>所属等</th><th>専門分野</th></tr><tr><td>委員長</td><td>宮本 昭正</td><td>東京大学名誉教授</td><td>臨床医学（物理療法内科）</td></tr><tr><td>委員</td><td>内山 巖雄</td><td>京都大学名誉教授</td><td>公衆衛生学</td></tr><tr><td>同</td><td>西牟田敏之</td><td>国立病院機構下志津病院名誉院長</td><td>臨床医学（小児科）</td></tr><tr><td>同</td><td>野村 瞭</td><td>(財)復光会専務理事</td><td>公衆衛生学</td></tr><tr><td>同</td><td>福地義之助</td><td>順天堂大学客員教授</td><td>臨床医学（呼吸器内科）</td></tr><tr><td>同</td><td>眞野 健次</td><td>帝京科学大学理事</td><td>臨床医学（呼吸器内科）</td></tr><tr><td>同</td><td>森川 昭廣</td><td>群馬大学名誉教授</td><td>臨床医学（小児科）</td></tr></table> 任期：3年 (環境改善調査研究評価委員) <table><tr><th>区分</th><th>氏名</th><th>所属等</th><th>専門分野</th></tr><tr><td>委員長</td><td>猿田 勝美</td><td>神奈川大学名誉教授</td><td>衛生工学（環境工学）</td></tr><tr><td>委員</td><td>太田 勝敏</td><td>東洋大学国際地域学部教授</td><td>都市工学</td></tr><tr><td>同</td><td>鹿島 茂</td><td>中央大学理工学部教授</td><td>都市工学（交通計画）</td></tr><tr><td>同</td><td>大聖 泰弘</td><td>早稲田大学大学院教授</td><td>機械工学（自動車対策）</td></tr><tr><td>同</td><td>若松 伸司</td><td>愛媛大学農学部教授</td><td>衛生工学</td></tr></table> 任期：3年	区分	氏名	所属等	専門分野	委員長	宮本 昭正	東京大学名誉教授	臨床医学（物理療法内科）	委員	内山 巖雄	京都大学名誉教授	公衆衛生学	同	西牟田敏之	国立病院機構下志津病院名誉院長	臨床医学（小児科）	同	野村 瞭	(財)復光会専務理事	公衆衛生学	同	福地義之助	順天堂大学客員教授	臨床医学（呼吸器内科）	同	眞野 健次	帝京科学大学理事	臨床医学（呼吸器内科）	同	森川 昭廣	群馬大学名誉教授	臨床医学（小児科）	区分	氏名	所属等	専門分野	委員長	猿田 勝美	神奈川大学名誉教授	衛生工学（環境工学）	委員	太田 勝敏	東洋大学国際地域学部教授	都市工学	同	鹿島 茂	中央大学理工学部教授	都市工学（交通計画）	同	大聖 泰弘	早稲田大学大学院教授	機械工学（自動車対策）	同	若松 伸司	愛媛大学農学部教授	衛生工学
区分	氏名	所属等	専門分野																																																							
委員長	宮本 昭正	東京大学名誉教授	臨床医学（物理療法内科）																																																							
委員	内山 巖雄	京都大学名誉教授	公衆衛生学																																																							
同	西牟田敏之	国立病院機構下志津病院名誉院長	臨床医学（小児科）																																																							
同	野村 瞭	(財)復光会専務理事	公衆衛生学																																																							
同	福地義之助	順天堂大学客員教授	臨床医学（呼吸器内科）																																																							
同	眞野 健次	帝京科学大学理事	臨床医学（呼吸器内科）																																																							
同	森川 昭廣	群馬大学名誉教授	臨床医学（小児科）																																																							
区分	氏名	所属等	専門分野																																																							
委員長	猿田 勝美	神奈川大学名誉教授	衛生工学（環境工学）																																																							
委員	太田 勝敏	東洋大学国際地域学部教授	都市工学																																																							
同	鹿島 茂	中央大学理工学部教授	都市工学（交通計画）																																																							
同	大聖 泰弘	早稲田大学大学院教授	機械工学（自動車対策）																																																							
同	若松 伸司	愛媛大学農学部教授	衛生工学																																																							

名称・開催状況	委員会の役割	委員構成
地球環境基金 運営委員会 (年1回:4 月4日) 地球環境基金 運営委員会 のもと下表の 専門委員会を 設置	民間環境保全活動の助 成の実施に関する重要事 項、民間環境保全活動の 振興のための調査研究等 の実施に関する重要事項 及びその他地球環境基金 に係る業務運営に関する 重要事項を調査審議し、 本事業の円滑な運営を図 ることを目的としてい る。	外部有識者 構成: 20 人以内 委員長 森 嵩 昭夫 (特定)日本気候政策センタ ー理事長 委 員 浅野真理子 (社)ガールスカウト日本 連盟会長 委 員 今井 通子 地球環境・女性連絡会代表 委 員 浦野 光人 経済同友会地球環境問題委 員会委員長 委 員 大久保尚武 日本経団連自然保護協議 会会長 委 員 大橋 正明 (特定)国際協力NGOセ ンター理事長 委 員 小澤紀美子 国立大学法人東京学芸大 学名誉教授 委 員 徳川 恒孝 (財)世界自然保護基金ジャ パン会長 委 員 鳥原 光徳 東京商工会議所環境委員 会委員長 委 員 長辻 象平 産経新聞東京本社論説委員 委 員 廣野 良吉 成蹊大学名誉教授 委 員 福川 伸次 (財)機械産業記念事業財団 会長 委 員 松下 和夫 国立大学法人京都大学教授 任期: 2 年

名称・開催状況	委員会の役割	委員構成
地球環境基金 助成専門委員会 (年3回: 8 月26日、11 月18日、3月 7日)	民間環境保全活動の助 成対象について、専門的 立場から調査審議する。	構成: 15名以内 主 査 廣野 良吉 成蹊大学名誉教授 委 員 池田 龍彦 横浜国立大学国際社会科学 研究科教授 委 員 伊藤 隆一 (財)新エネルギー財団副 会長兼専務理事 委 員 大久保規子 大阪大学大学院法学研究科 教授 委 員 小堀 洋美 東京都市大学大学院環境情 報学部教授 委 員 坂本 弘道 (社)日本水道工業団体連 合会専務理事 委 員 進士五十八 (財)水と緑の惑星保全 機構理事長 委 員 西川 孝一 井関農機(株)顧問 委 員 萩原 喜之 (特定)中部リサイクル運 動市民の会理事 委 員 原 剛 早稲田大学特命教授・名誉 教授 委 員 藤井 絢子 NPO法人菜の花プロジェ クトネットワーク代表 委 員 棕田 哲史 (社)日本経済団体連合会 常務理事 委 員 和里田義雄 (財)経済調査会顧問 任期: 2年
地球環境基金 評価専門委員会 (年1回: 7 月26日)	民間環境保全活動の助 成対象活動の評価につい て、専門的立場から調査 審議する。	構成: 15名以内 主 査 松下 和夫 京都大学大学院地球環境学 堂教授 委 員 久保田 学 (財)北海道環境財団事 務局次長 委 員 西出 優子 東北大学大学院経済学研 究科准教授 委 員 平原 隆史 千葉商科大学政策情報学 部准教授 委 員 山崎 唯司 (独)国際協力機構広尾 センター市民参加協力アド バイザー 委 員 若林千賀子 若林環境教育事務所代表 任期: 2年

(特定): 特定非営利活動法人

＜内部委員等により構成する委員会＞

名称	委員会の役割
理事会	機構の業務運営の基本となる規程等の制定・改廃、中期計画、年度計画その他重要事項を審議する。
部課長会議	各部の所管に係る業務の重要事項に関する審議及び各部相互間の連絡調整を行う。
リスク管理委員会	内部統制の推進を図ることを目的に、機構内外のリスクについてトップレベルでの情報交換、分析及び評価等を行う。
資金管理委員会	資金の管理及び運用について、関係各部との意見交換等情報の共有化を図り、資金の安全かつ効率的な運営に資する。
衛生委員会 (労働安全衛生法)	機構における衛生管理に関し、①職員の健康障害の防止、②職員の健康の保持増進、③労働災害の原因及び再発防止対策等に関する事項について調査審議する。
情報セキュリティ委員会	情報セキュリティ対策に関する専門家である最高情報セキュリティアドバイザー（外部委嘱委員）も参加し、機構の情報セキュリティに対する基本方針を明らかにするとともに、情報セキュリティ対策の基準を定め、情報セキュリティの確保を図ることを目的に、情報システムの整備及び運用方針の決定並びに重大な問題が生じた場合における対応方針を決定するとともに、情報資産の適正な管理を行う。
債権管理委員会	債権の管理及び回収の適正な執行を図るため、債権の管理及び回収に係る基本方針の策定、未収債権及び償還猶予の処理方針の策定等を行う。
環境委員会	機構の業務運営における環境配慮に関する事項について調査審議する。
広報委員会	機構の業務及び活動を各種媒体を通じて広く周知し効果的な広報を推進する

年平均給与額の推移

(単位：千円)

区分	平成20年度 (A)	平成23年度 (B)	低減額 (C) = (A) - (B)	低減率 (%) (D) = (C) / (A)
機構	8,840	6,712	▲2,128	▲24.1
国	7,446	6,186	▲1,260	▲16.9
国との差額	1,394	526	▲868	▲62.3

予算・決算の概況

(単位:百万円)

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入											
運営費交付金	2,392	2,392	2,197	2,197	2,114	2,114	1,990	1,990	1,929	1,929	
補助金等	19,391	26,466	25,843	25,811	27,854	27,478	27,399	26,893	24,722	24,513	
債券・借入金	16,100	11,500	13,900	9,298	21,400	10,999	11,400	7,000	7,800	5,000	(注1)
業務収入	69,276	70,513	62,944	66,729	59,769	60,071	56,041	56,852	52,681	54,570	
その他収入	2,942	2,555	2,860	2,542	1,664	2,340	1,709	2,297	1,629	1,911	
支出											
業務経費等	75,974	61,209	79,735	65,624	69,414	59,113	68,150	55,986	65,633	54,884	(注2)
借入金償還	38,061	38,061	31,213	31,213	33,304	33,304	25,907	25,907	21,096	21,096	
支払利息	3,368	3,070	2,625	2,216	1,953	1,647	1,476	1,188	1,105	819	
一般管理費	860	628	732	602	884	771	849	733	853	736	
人件費	1,316	1,148	1,246	1,030	395	318	(375)	(290)	(394)	(322)	(注3)
その他支出	—	—	—	—	5,035	2,147	—	—	—	—	

(注1) 業務収入の増加により資金調達が不要となったことによる減等

(注2) 公害健康被害補償予防業務における認定患者の減少、石綿健康被害救済業務の被認定者数の見込みに対する減少及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成事業費の減等

(注3) 平成22年度より一般管理費に含まれる人件費の内数を記載

経費削減及び効率化目標との関係

(単位:百万円、%)

区分	前中期目標期間終了年度		当中期目標期間			
	金額	比率	平成22年度		平成23年度	
			金額	比率	金額	比率
一般管理費	506	100.0	443	87.5	414	81.8
事業費	1,790	100.0	1,305	72.9	1,276	71.3

(注1) 削減目標は予算ベースで設定しているため、損益計算書上の科目整理とは異なる。

平成 23 年度環境再生保全機構の契約の現状

契約の状況

(単位：件、百万円)

区分	22 年度		23 年度		件数増減	23 年度 平均落札率
	件数	金額	件数	金額		
競争性のある契約	94	668	87	586	△7	—
（競争入札）	(56)	(275)	(67)	(372)	(11)	(66.9%)
（企画競争）	(32)	(314)	(18)	(180)	(△14)	(98.4%)
（公募）	(6)	(79)	(2)	(34)	(△4)	(98.9%)
競争性のない随意契約	4	37	5	21	1	—
合計	98	705	92	607	△6	—

随意契約等見直し計画の実施状況

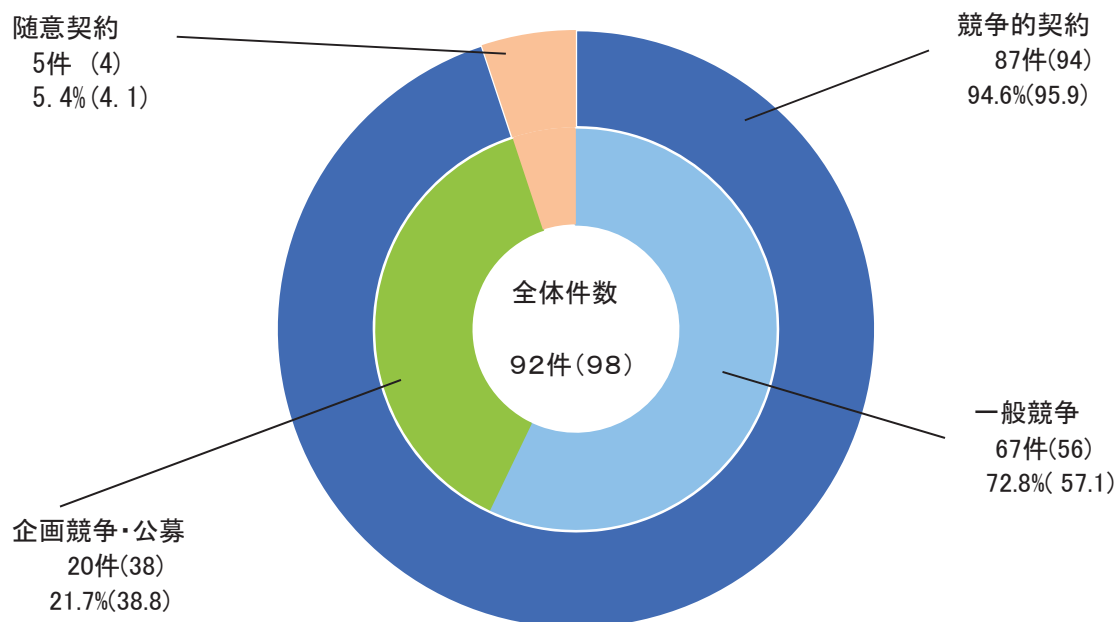
(単位：百万円)

区分		20 年度実績	見直し後	見直し後の割合	23 年度実績	実績の割合
競争性のある契約	件数	128 件	148 件	96.7%	87 件	94.6%
	金額	1,732	1,880	98.5%	586	96.5%
うち 企画競争、公募	件数	47 件	51 件	(33.3%)	20 件	(21.7%)
	金額	402	428	(22.4%)	214	(35.3%)
競争性のない随意 契約	件数	25 件	5 件	3.3%	5 件	5.4%
	金額	176	28	1.5%	21	3.5%
合計	件数	153 件	153 件	100.0%	92 件	100.0%
	金額	1,908	1,908	100.0%	607	100.0%

1 者応札・1 者応募への対応

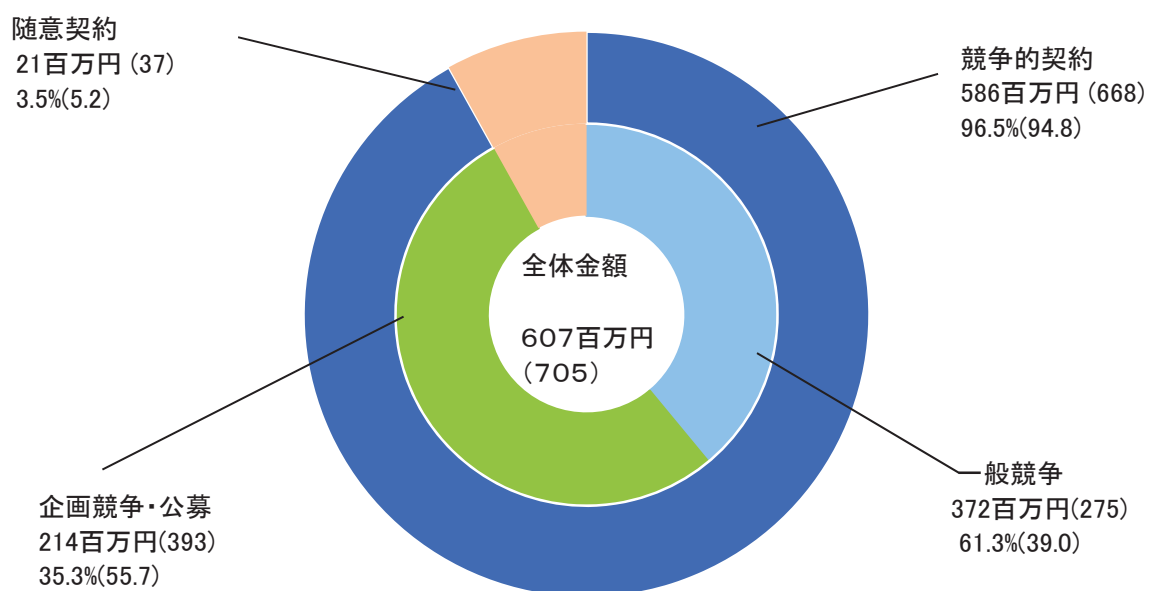
年度	区分	一般競争入札	企画競争・公募	計
20 年度実績	契約件数	81 件	47 件	128 件
	うち一者応札等	13 件	15 件	28 件
	割合	16.0%	31.9%	21.9%
22 年度実績	契約件数	56 件	38 件	94 件
	うち一者応札等	3 件	12 件	15 件
	割合	5.4%	31.6%	16.0%
23 年度実績	契約件数	67 件	20 件	87 件
	うち一者応札等	5 件	6 件	11 件
	割合	7.5%	30.0%	12.6%

平成 23 年度契約状況（件数）



（注）（ ）は、平成 22 年度の計数である。

（参考）平成 23 年度契約状況（金額）



（注）（ ）は、平成 22 年度の計数である。

平成 23 年度契約に関する取組状況

1. 競争性のない随意契約関係

(1) 競争性のない随意契約は、平成 22 年度 4 件 37 百万円から平成 23 年度は 5 件 21 百万円と 1 件増 (25.0%)、金額で▲16 百万円 (▲43.2%) の減額となっている。うち、4 件は新規案件であり、残り 1 件については、昨年度随意契約が妥当と認められたものと同様の案件となっている。

※ 第 8 回環境再生保全機構債券の発行に係る格付取得

(2) 新規案件となった 4 件の理由等については、別紙 1 のとおり。

- ※ ①補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費に係る納付業務支援システムの改修
 ②汚染負荷量賦課金徴収・審査システムの改修
 ③弁護士委任契約
 ④ERCA ネットワーク機器の二重化の実施

2. 企画競争・公募契約関係

企画競争・公募については、平成 22 年度 38 件から平成 23 年度 20 件と▲18 件 (▲47.4%) の減少となった。

3. 一者応札・一者応募関係

(1) 一者応札・一者応募となった案件については、平成 22 年度 15 件から平成 23 年度 11 件と▲4 件 (▲26.7%) 減少している。

	22 年度	23 年度	増減
一者応札等	15	11	▲4
(内訳)			
一般競争	2	0	▲2
総合評価	1	5	4
企画競争	6	4	▲2
公募	6	2	▲4

契約種別でみると 22 年度に比べ、一般競争・企画競争・公募計で▲8 件減少しているものの、総合評価において 4 件増加している。

23 年度に実施した総合評価方式のうち一者応札、一者応募となった案件は、以下のとおり。

- ① 石綿健康被害救済認定・給付システムの運用保守管理業務
- ② ホームページコンテンツ「大気汚染と裁判」に係る掲載情報の拡充等業務
- ③ ホームページ「ぜん息などの情報館」「大気環境の情報館」の統合及びリニューアル
- ④ 公害健康被害予防事業の実施効果の測定・把握調査等
- ⑤ 石綿健康被害救済事業に係る情報宣伝事業

- (2) 一者応札案件については、本年 1 月に経理部によるヒアリングを実施し、一者応札等の改善方策案（別紙 3 参照）を作成し、平成 24 年 4 月より取組んでいくこととしたい。

4. その他

(1) 契約に係る審査体制

- ① 企画競争・公募の業者選定の際には、透明性の確保・相互牽制の観点から契約担当部以外の者を加えて選定を実施。
- ② 予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から 1000 万円以上について、経理担当理事の審査を実施した。
また、100 万円以上の契約については毎月理事会に報告して点検を実施するとともにホームページで公表。
- ③ 内部監査により四半期毎に契約に係る事務処理について点検を実施。

(2) 契約担当者に対する研修

適正な契約手続きを実施する観点から、各部の契約担当者に対して以下の項目について研修を平成 23 年 4 月と平成 24 年 1 月に実施。

- ・ 機構契約マニュアル等追加・修正(4 月)
- ・ 再周知事項（予定価格の積算等 4 月、1 月）
- ・ 契約に係る情報の公開について(1 月)

(3) 助言・指導等

経理部経理課では、各部からの契約に関する問い合わせ等に対し、助言・指導等を行い適正な契約の履行に努めた。

平成23年度随意契約の理由等(新規案件)

1. 補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費に係る納付業務支援システムの改修

(随意契約によることとした会計規程の根拠条文)

機構会計規程第45条1項

(理由)

随意契約先は、当該システムにかかるプログラムの著作権を有し、保守管理を行っていることから同社と契約する必要がある、契約の性質が競争を許さないため。

(補足説明)

- ① 既存プログラムの内部改修も含まれており、現行システムのプログラム構造や内容に精通している必要があること。
- ② 機構側に著作権がないため、入札を実施する場合には、開発業者である当該契約先の事前承認を得たうえで実施する必要があるが、改修期間内に許諾を得る見通しがなかったため。
- ③ 当該システムの改修は、環境省より方針決定(平成23年6月)された事業の追加等に係るものであり、同事業の受付前までに改修を完了(平成23年10月末)する必要がある、改修期間が限られているため。

2. 汚染負荷量賦課金徴収・審査システムの改修

(随意契約によることとした会計規程の根拠条文)

機構会計規程第45条1項

(理由)

随意契約先は、当該システムにかかるプログラムの著作権を有し、保守管理を行っていることから同社と契約する必要がある、契約の性質が競争を許さないため。

(補足説明)

- ① 既存プログラムの内部改修も含まれており、現行システムのプログラム構造や内容に精通している必要があること。
- ② 機構側に著作権がないため、入札を実施する場合には、開発業者である当該契約先の事前承認を得たうえで実施する必要があるが、改修期間内に許諾を得る見通しがなかったため。
- ③ 当該システムの改修は、平成23年3月から9月にかけて仕様書等の検討を行ってきたが、平成24年4月1日からシステムの運用を開始するためには、3月中旬までに動作確認等を終了する必要がある、改修期間が限られているため。

3. 横浜地方裁判所川崎支部平成23年(ワ)第 703 号解雇無効等請求事件に係る弁護士委任契約

(随意契約によることとした会計規程の根拠条文)

機構会計規程第45条1項

(理由)

契約相手方は、過去に機構が原告(当時職員)に対して行った、懲戒処分(停職及び解雇)、並びに原告が請求した「停職処分無効確認等請求労働審判事件」や労働審判への異議申し立てまで、一貫して労務相談や訴訟に携わっており、経緯及び内容を十分に熟知している。今回の訴訟については、これまでの経緯や争点と密接に関係したものであるため、一連の内容を熟知している同氏に継続して依頼することが最も合理的であり、当該契約の性質が競争を許さないと認められるため。

(補足説明)

- ① 原告に対する懲戒停職処分(平成21年10月15日付)。
- ② 原告に対する懲戒解雇処分(平成22年1月21日付)。
- ③ 原告が請求した労働審判事件(賃金等請求事件)では、平成22年4月19日付で原告の申立てをいずれも棄却(機構勝訴)。
- ④ 平成23年(ワ)第 703 号解雇無効等請求事件の第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁催告状(平成23年8月11日)

口頭弁論期日 平成23年9月12日 午前10時

答弁書提出期限 平成23年9月5日

4. ERCA ネットワーク機器の二重化の実施

(随意契約によることとした会計規程の根拠条文)

機構会計規程第45条1項

(理由)

当該ネットワークの機器故障等により障害が発生した場合のリスクを放置することは、機構のリスク管理上、重大なリスクに緊急に対処すべき事案であること、また、現行のネットワークの状況や内容に熟知している必要があり、かつ、機器を年度内に調達・設定し、ネットワークの構成変更が効率的(期間の短縮、経費の節減)に実施する必要があるため、保守管理を行っている者と契約する必要があるため、契約の性質及び目的が競争を許さないため。

(補足説明)

- ① 機構のネットワーク構成については、過去に複数の業者により構築及び変更され、その都度変更部分のみの設計書が納品され、機構全体のネットワーク構成が把握できない状況となっており、機構のネットワーク構成の現況調査を平成23年10月に実施したところ。
- ② 調査の結果、ネットワーク機器が二重化されておらず機構のリスク管理上、重大な問題があることが判明したほか、仮に故障等が発生した場合には、機構の業務に重大な支障が生ずることが判明したため、機構の最高情報セキュリティアドバイザーと対応策等の検討を実施。
- ③ 平成24年1月には、検討された内容について部内対応案を策定し、ネットワーク保守業者から具体的な対応案を提示してもらい、2月上旬には仕様書等の作成に必要な準備を行ったところである。
- ④ 仮に一般競争とした場合、仕様書等の作成に5日程度、入札公告に最低10日間、機器の調達は30日間程度が必要であったこと、また、機器調達後にネットワーク機器の設定やネットワーク構成の変更作業を行うと年度内整備は困難と見込まれる状況であった。
- ⑤ また、新年度には、賦課金オンライン申告の受付開始や石綿認定・給付システムの受給者更新などがあり、仮に機器の故障等により業務が停止した場合、最大で数週間業務停止するという事態を招く恐れもあり、上記の理由により随意契約をすることとしたものである。
- ⑥ なお、過去の同様の契約事例を参考に機器や役務費用の事前検討を行ったほか、他の業者に見積りを依頼し、コスト面の検討を実施したうえで、随意契約相手方と交渉を実施しており、価格面についてもコスト高とならないよう対処している(別紙2参照)。

平成 24 年 3 月
環境再生保全機構

一者応札（応募）の取り組み方針

1. 平成 23 年度における一者応札（応募）の状況

一者応札・応募の件数

単位：件

	平成 20 年度実績		平成 22 年度実績		平成 23 年度実績	
		うち一者応札等		うち一者応札等		うち一者応札等
一般競争 契約	81	(16.0%) 13	56	(5.4%) 3	66	(7.7%) 5
企画競争・ 公募	47	(31.9%) 15	38	(31.6%) 12	20	(30.0%) 6
計	128	(21.9%) 28	94	(16.0%) 15	8	(12.9%) 11

一者応札（応募）となった案件については、仕様書等配布を行った者で応札を行わなかった業者に対し理由の聴取を行い、理事会に報告するよう各部に文書で指示する等事後点検を行うなど一層の競争性の確保に努めている。

2. 一者応札・応募の要因別類型

- (1) 業務に特殊性・専門性があるもの
(特殊な知識、技術を要する業務で、対応できる者が限定的)
- (2) 過去に契約実績がある者が有利となっているもの
(過去に契約実績がありノウハウを持った者などが有利となる分野で、対応できる者が限定的)
- (3) 特殊な技術、特定の情報を有する者が有利となっているもの
(既存システムなどの運用・保守など、開発者以外の者が参入しない傾向がみられるもの)
- (4) 参加可能な者が少数のもの
(調達対象に地域性があつたり、特殊であるなどにより、対応可能な者が限定的)

3. 今後、同じ契約を実施する場合の一者応札（応募）改善方策案

（１）適正な準備期間等の確保

- ・ 公告等の時期については、業務の特殊性等も考慮し、競争参加者が入札に参加するための十分な準備期間が確保できるよう、より適切な時期の設定に努める。
- ① 土、日、祝日を除く通常営業日で、見積期間を 10 日間に
- ② 十分な履行期間を確保するためにも早期の事務執行に努める
(年度開始後の迅速な事務執行、入札参加希望者からの質問に随時対応するなど)
- ③ 4 月から開始する業務については、1～2 カ月前に入札・開札日を設定することにより、業務開始までの準備期間を確保するよう発注時期の前倒しに努める。

（２）情報提供の拡充

- ・ 発注予定情報の公表を定期的及び事業年度開始後速やかに実施するとともに、詳細な入札情報等については、ホームページの発注サイトに随時公表を行うなど早期の発表に努める。
- ① 発注予定情報等をできるだけ早く、広く、詳細に
- ② 調達予定情報を半期毎に公表
- ③ 契約件名については、前年度の業務との継続性や他の業務と関連があるとの誤解を生む恐れがないように名称に留意するとともに、業務の概要が理解できるわかりやすい件名にするなど調達内容が業者に対してわかりやすく伝わるよう工夫する。

（３）公告方法等の改善

- ・ 入札に関する情報をホームページで公表して参加者を募っていますが、事業者がどの程度の頻度でアクセスしているか不明である。
- ① 仕様書等の送付依頼などが簡便にできるよう、ホームページの調達情報サイトに契約担当部の担当とメールアドレスを記載する。
- ② 公告等と同時に調達内容の詳細が把握できるようにする。

（４）過去に契約実績のある者及び特殊な技術、特定の情報を有する者に有利となっているものへの対応

- ① 情報システムの運用・保守など長期的な企業判断を可能とするため、（第二期中期計画期間の範囲内で）複数年度契約を促進する。
 - ② 業務内容に配慮して、複数業者が応札しやすい契約単位となっているか検討を行い、一括調達または区分調達への移行について、発注コストを含めて検討する。
 - ③ 業務の性質上可能と判断されるものは、賃貸借契約と保守契約を一体で調達することを検討する。
- （５）調達対象に地域性があるなど対応可能な者が限定的（少数）と予想される場合には、周知の徹底や地域の実情を活用した開催方法を導入するなど機構自らが競争参加者の発掘に努める。
- （６）引き続き、一者応札（応募）となった理由の把握に努める。

● 契約監視委員会等の概要について

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成 21 年 11 月 21 日閣議決定）」において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底しておこなうとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」において、点検、見直しを行うこととされたことから、平成 21 年 11 月 27 日に契約監視委員会を設置した。

当委員会では、競争性のない随意契約や一般競争入札等で一者応札・一者応募となった契約等についての点検を行い、その点検結果を踏まえた新たな「随意契約等見直し計画」を策定（平成 22 年 4 月公表）した。

【独立行政法人環境再生機構 契約監視委員会】

【敬称略】

	氏 名	所 属 ・ 職 名
委員長	堀 裕	堀総合法律事務所 弁護士
委 員	六車 明	慶應義塾大学法科大学院 教授
委 員	山下 康彦	新日本有限責任監査法人 公認会計士
委 員	野口 貴雄	環境再生保全機構 常勤監事
委 員	沼野 伸生	環境再生保全機構 非常勤監事

【契約監視委員会における審議等は、以下のとおり。】

（１）開催状況

- 第 1 回 平成 22 年 1 月 22 日（金）
- 第 2 回 平成 22 年 3 月 29 日（月）
- 第 3 回 平成 23 年 3 月 30 日（水）
- 第 4 回 平成 24 年 3 月 27 日（火）

(2) 平成 23 年度審議概要

「独立行政法人の契約状況の契約の見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)及び「独立行政法人の契約の見直しについて」(総務省 平成 22 年 5 月 26 日)により、環境再生保全機構に設置した契約監視委員会を平成 24 年 3 月 27 日に開催し、環境再生保全機構における随意契約等の点検・確認を行った。

1. 23 年度随意契約等の点検等

23 年度に締結した随意契約 5 件について、随意契約理由の妥当性を中心に点検を実施。その結果、以下のとおり、機構自らが改善することとした内容等が妥当と判断された。

〔点検結果〕

・競争的契約に移行するもの		0 件
・随意契約として継続するもの		1 件
・特段の指摘なし (22 年度限りのもの)		4 件
		計 5 件

〔意見等〕

- ・特になし。

2. 一者応札・一者応募の点検等

23 年度に一者応札等となった 11 件について、公告期間の適正性を中心に点検を実施。その結果、以下のとおり、現状及び機構自らが改善することとした内容等が妥当と判断された。

〔点検結果〕

・公告期間の見直し (適正な期間の確保)		0 件
・参加条件の変更 (参加資格の緩和)		0 件
・その他 (業者の準備期間の確保)		0 件
・その他の見直し (23 年度限りで取りやめるもの)		0 件
・特段の指摘なし		11 件
		計 11 件

〔意見等〕

- ・特になし。

(3) 平成 23 年度審議対象

【閣議決定に基づく点検・見直しの対象契約】

	競争性のない随意契約	競争契約のうち 一者応札・一者応募
平成 23 年度契約分	5 件	11 件
うち 公益法人等との契約 における再委託	—	—
平成 19 年度以前の複数年契 約分(平成 20 年度末時点で継 続しているものに限る)	—	—

【環境省を通じ要請のあった「独立行政法人の契約の見直しについて（総務省行政管理局長 平成 22 年 5 月 26 日事務連絡）】

上記閣議決定に加え、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募等に関し、契約監視委員会による見直しや点検及び確認などを実施した。

随意契約等見直し計画

平成22年4月
独立行政法人環境再生保全機構

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成20年度に締結した随意契約について、点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む）に付すこととする。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(83.7%) 128	(90.8%) 1,732,687	(96.7%) 148	(98.5%) 1,880,369
競争入札	(52.9%) 81	(69.7%) 1,330,635	(63.4%) 97	(76.1%) 1,452,615
企画競争、公募等	(30.8%) 47	(21.1%) 402,052	(33.3%) 51	(22.4%) 427,754
競争性のない随意契約	(16.3%) 25	(9.2%) 175,782	(3.3%) 5	(1.5%) 28,100
合 計	(100%) 153	(100%) 1,908,469	(100%) 153	(100%) 1,908,469

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度に締結した競争性のある契約のうち、一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり改善を図ることとする。

今後、この改善を図りつつ契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実 績		件数	金額(千円)
競争性のある契約		128	1,732,687
	うち一者応札・一者応募	(21.9%) 28	(10.0%) 173,140

(注) 上段 (%) は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等		件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)		(35.7%) 10	(57.0%) 98,682
	仕様書の変更	0	0
	参加条件の変更	2	7,252
	公告期間の見直し	10	98,682
	その他	2	25,410
契約方式の見直し		(0%) 0	(0%) 0
その他の見直し		(3.6%) 1	(2.2%) 3,843
点検の結果、指摘事項がなかったもの		(60.7%) 17	(40.8%) 70,615

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 (%) は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

① 公募（参加意思確認型）の活用

情報システムの改修及び調査研究等の実施に当たっては、公募（参加意思確認型）の活用を図り、競争性及び透明性を確保する。

② 総合評価方式の活用

情報システムの構築業務に加え、調査研究及び広報等についても、総合評価方式の活用を検討する。

③ 上記①及び②の推進に資するとともに、適正な契約手続きを実施する観点から、契約マニュアルを平成22年3月に策定し、更なる競争的契約の推進を図る。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

① 公告期間の見直し

説明会への参加を資格要件としている場合は、公告から説明会まで10日間確保するとともに、説明会から入札日又は企画書提出までの期間も十分に確保することとする。

② 適正な履行期間の確保

事業者が十分な時間的余裕を持って業務を実施できるよう、契約の適正な履行期間の確保を図ることとする。

③ 事後点検体制の整備

一者応札・一者応募となった案件について、契約担当部において自己点検を実施する。

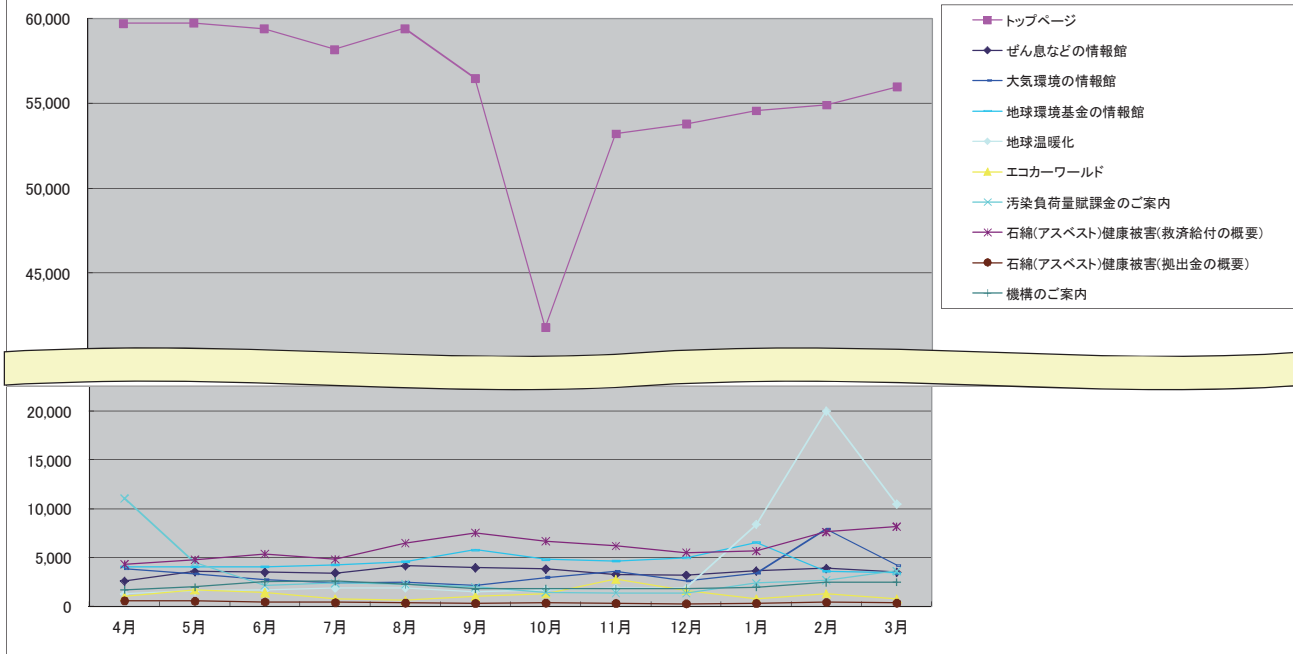
(4) 電子入札システムの導入

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加及び一者応札の改善状況等を勘案し、電子入札システムの導入を検討する。

平成23年度ホームページのサイト別・月別利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	22年度	増減比
トップページへのアクセス数	59,719	59,744	59,408	58,173	59,416	56,478	41,795	53,210	53,790	54,550	54,891	55,970	667,144	732,227	91.11%
各 サ イ ト の ア ク セ ス 数	ぜん息などの情報館	2,596	3,584	3,496	3,419	4,160	3,962	3,842	3,280	3,228	3,641	3,924	42,656	38,921	109.60%
	大気環境の情報館	3,840	3,305	2,753	2,416	2,468	2,184	2,969	3,597	2,634	3,380	7,899	41,660	106,640	39.07%
	地球環境基金の情報館	4,052	4,079	4,062	4,242	4,598	5,786	4,809	4,654	4,974	6,514	3,608	54,807	66,577	82.32%
	地球温暖化	1,323	1,624	1,698	1,896	1,892	1,525	1,702	1,862	1,860	8,398	20,014	54,264	49,232	110.22%
	エコカーワールド	1,036	1,703	1,403	773	620	1,061	1,307	2,792	1,646	804	1,322	15,269	38,035	40.14%
	汚染負荷量賦課金のご案内	11,053	4,528	2,138	2,383	2,269	1,992	1,446	1,383	1,346	2,404	2,694	37,268	33,402	111.57%
	石綿(アスベスト)健康被害(救済給付の概要)	4,327	4,787	5,383	4,830	6,498	7,536	6,681	6,212	5,505	5,689	7,621	73,258	66,708	109.82%
	石綿(アスベスト)健康被害(拠出金の概要)	595	557	478	429	362	331	368	350	285	329	439	4,891	6,911	70.77%
	機構のご案内	1,700	1,993	2,539	2,583	2,287	1,808	1,848	1,841	1,856	1,976	2,466	25,396	23,408	108.49%
合 計	90,241	85,904	83,358	81,144	84,570	82,663	66,767	79,181	77,124	87,685	104,878	93,098	1,016,613	1,244,545	81.69%

平成23年度ホームページのサイト別・月別利用状況(グラフ)



トップページアクセス数の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
463,775	765,151	732,227	667,144

簡潔に要約された財務諸表（法人全体）

①貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金等	152,020	運営費交付金債務	1,641
割賦譲渡元金	55,604	債券・借入金等	19,246
貸付金	5,663	その他	2,313
その他	973	固定負債	
固定資産		石綿健康被害救済基金預り金	63,397
有形固定資産	165	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金	39,024
投資有価証券等	93,353	債券・借入金等	33,745
未収財源措置予定額	67	預り維持管理積立金	64,878
破産更生債権等	498	引当金	699
その他	373	資産見返負債	182
		法令に基づく引当金等	11,377
		負債合計	236,502
		純資産の部	
		資本金（政府出資金）	16,045
		資本剰余金	43,595
		利益剰余金	12,575
		純資産合計	72,214
資産合計	308,716	負債純資産合計	308,716

②損益計算書

（単位：百万円）

	金額
経常費用(A)	68,276
業務費	
人件費	682
その他	64,430
一般管理費	
人件費	476
その他	1,854
財務費用	834
経常収益(B)	68,657
補助金等収益等	15,997
自己収入等	52,660
臨時損益(C)	1,117
前中期目標期間繰越積立金取崩額(D)	15
当期総利益(B-A+C+D)	1,513

③キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	35,615
人件費支出	△1,247
補助金等収入	28,434
自己収入等	64,429
その他支出	△56,001
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△22,846
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△16,067
IV 資金増加額(△資金減少額) (D=A+B+C)	△3,298
V 資金期首残高 (E)	24,684
VI 資金期末残高 (F=D+E)	21,385

④行政サービス実施コスト計算書

(単位:百万円)

	金額
I 業務費用	14,164
損益計算書上の費用 (控除) 自己収入等	66,824 △52,660
II 損益外減価償却相当額	0
III 引当外賞与見積額	△9
IV 引当外退職給付増加見積額	45
V 機会費用	158
VI 行政サービス実施コスト	14,359

財務情報 財務諸表の概況

表 主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経常費用	79,931	82,503	73,225	69,221	68,276
経常収益	81,752	86,963	74,293	70,565	68,657
当期総利益	1,869	5,105	1,687	1,597	1,513
資産	324,372	316,053	306,227	307,404	308,716
負債	253,273	245,776	237,201	236,731	236,502
利益剰余金	5,742	10,847	9,511	11,077	12,575
業務活動によるキャッシュ・フロー	52,767	34,247	33,273	35,162	35,615
投資活動によるキャッシュ・フロー	(注) △22,097	(注) △7,662	(注) △12,663	(注) △32,441	(注) △22,846
財務活動によるキャッシュ・フロー	△26,506	△21,853	△22,235	△18,839	△16,067
資金期末残高	37,694	42,426	40,801	24,684	21,385

(注) 平成19年度～20年度、20年度～21年度、21年度～22年度、22年度～23年度に係る増減額については、運用の預入及び払戻額の差が主な要因である。

表 事業損益の経年比較 (区分経理によるセグメント情報)

(単位:百万円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
公害健康被害補償予防業務勘定	△3	△317	△597	△199	△1,157
(うち公害健康被害補償業務)	(△8)	(△356)	(△640)	(△279)	(△1,189)
(うち公害健康被害予防業務)	(6)	(39)	(42)	(80)	(31)
石綿健康被害救済業務勘定	—	—	—	—	—
基金勘定	0	675	0	—	—
(うち地球環境基金業務)	(0)	(496)	(—)	(—)	(—)
(うちポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務)	(0)	(162)	(—)	(—)	(—)
(うち維持管理積立金業務)	(0)	(18)	(—)	(—)	(—)
承継勘定	1,824	4,102	1,635	1,543	1,538
合計	1,821	4,460	1,037	1,344	381

表 総資産の経年比較 (区分経理によるセグメント情報)

(単位:百万円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
公害健康被害補償予防業務勘定	67,404	61,131	60,095	60,049	58,878
(うち公害健康被害補償業務)	(14,709)	(14,284)	(13,300)	(13,007)	(11,895)
(うち公害健康被害予防業務)	(52,696)	(注2) (46,849)	(46,795)	(47,042)	(46,983)
石綿健康被害救済業務勘定	38,757	44,367	49,341	57,150	64,009
基金勘定	77,742	90,165	98,956	109,558	119,462
(うち地球環境基金業務)	(14,697)	(14,643)	(14,286)	(14,508)	(14,562)
(うちポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務)	(28,765)	(32,307)	(35,501)	(38,131)	(39,649)
(うち維持管理積立金業務)	(注1) (34,340)	(注1) (43,303)	(注1) (49,169)	(注1) (56,918)	(注1) (65,250)
承継勘定	140,682	120,606	97,834	80,648	66,367
合計	324,372	316,053	306,227	307,404	308,716

(注1) 19年度～23年度の増加要因は、維持管理積立金の積立者が大幅に増加したことによる預金

及び有価証券の増

(注 2) 20 年度の減少要因は、東京都への助成に充てるため、投資有価証券を売却したことによる

※なお、合計、公害健康被害補償予防業務勘定及び基金勘定の金額については、相殺処理後の金額

としているため、個別の金額を積み上げたものと一致しない場合がある。

表 行政サービス実施コストの経年比較

(単位: 百万円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
業務費用	14,943	16,181	18,643	13,981	14,164
うち損益計算書上の費用	79,949	82,503	73,256	68,397	66,824
うち自己収入	△65,006	△66,321	△54,613	△54,416	△52,660
損益外減価償却等相当額	9	4	0	0	0
引当外賞与見積額	2	△5	△7	4	△9
引当外退職給付増加見積額	△38	△5	△34	40	45
機会費用	204	215	224	201	158
行政サービス実施コスト	15,120	16,390	18,826	14,226	14,359

事業の説明 財源構造

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	公害健康被害補償業務		公害健康被害予防業務		公害健康被害補償 予防業務勘定計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
運営費交付金収益	339	0.7%	—	—	339	0.7%
賦課金収益	37,025	79.5%	—	—	37,025	77.6%
補助金等収益	9,193	19.7%	199	17.4%	9,393	19.7%
財務収益	15	0.0%	945	82.6%	959	2.0%
その他	23	0.0%	1	0.1%	24	0.1%
計	46,595	100%	1,145	100%	47,740	100%

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	石綿健康被害 救済業務勘定	
	金額	比率
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	2,944	79.9%
補助金等収益	702	19.0%
その他	38	1.0%
計	3,684	100%

(基金勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	地球環境基金業務		ホリ塩化ビフェニル廃棄物 処理基金業務		維持管理積立金業務		基金勘定計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
運営費交付金収益	543	70.6%	50	2.8%	20	12.1%	613	22.3%
ホリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金取崩益	—	—	1,758	97.2%	—	—	1,758	64.0%
維持管理積立金運用収益	—	—	—	—	143	85.3%	143	5.2%
財務収益	220	28.6%	—	—	—	—	220	8.0%
その他	6	0.8%	0	0.0%	4	2.6%	11	0.4%
計	770	100%	1,808	100%	167	100%	2,745	100%

(承継勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	承継勘定	
	金額	比率
運営費交付金収益	443	3.1%
事業資産譲渡高	10,229	70.6%
財務収益	2,077	14.3%
その他	1,739	12.0%
計	14,488	100%

なお、承継勘定においては、独立行政法人環境再生保全機構法附則第 8 条に基づき、承継業務に必要な費用に充てるため、環境大臣の認可を受けて長期借入金をし（平成 23 年度：期末残高：27,992 百万円）、環境再生保全機構債券を発行している（平成 23 年度：5,000 百万円、期末残高：25,000 百万円）

平成 23 年度環境配慮のための実行計画

平成 23 年 4 月

独立行政法人環境再生保全機構は、「環境配慮に関する基本方針」に基づき平成 23 年度の業務活動がエネルギー及び資源の有効利用を図るものとなるよう、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」とともに、この実行計画を定め積極的に取り組むこととする。

I エネルギー(電気使用量の削減)

	項 目	各部課 で取組 むもの	役職員 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの	ビル管 理者で 取組む もの
1	執務室内の照明は、必要な部分のみ点灯することとし、昼休みには原則、消灯する。	○	○		
2	残業時には、照明・電気機器等の集約的な使用に努める。	○	○	○	
3	ロッカー室や倉庫等の照明は、普段は消灯し、使用時にのみ点灯する。		○		
4	離席時や着席していても長時間使用しない場合は、机上パソコンのモニター電源を切る。		○		
5	夜間・休日は、パソコン、FAX機能のないプリンター等の主電源を切り、待機時消費電力を削減する。	○	○		
6	コピー機等の OA 機器は、使用後には省電力モードに切り替える。		○		
7	電化製品（テレビ、冷蔵庫等）は、極力台数を整理し、必要最低限の使用にとどめるように努める。	○		○	
8	エレベーターの使用を控え、できるだけ階段を使用する。		○		
9	冷暖房の設定温度は、冷房 28℃以上、暖房 20℃以下とする。			○	
10	ブラインドの利用等により、熱の出入りを調節する。	○	○		
11	夏期における軽装（クールビズ）、冬期における重ね着等服装（ウォームビズ）を徹底し、冷暖房の使用を抑える。		○	○	
12	電気使用量を毎月職員へ周知する。			○	

Ⅱ 省資源（用紙類の使用量削減）

	項 目	各部課 で取組 むもの	役職員 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの	ビル管 理者で 取組む もの
1	機構の内部向け資料等は、サイボウズやアークウィズシェアに掲載して、極力印刷又はコピーによる用紙の使用を少なくする。		○		
2	外部等に公表する資料等については、ホームページに掲載する等して、冊子等の作成は必要最小限の量とする。	○	○		
3	研修・講習会、説明会等では、プロジェクターの使用や資料のコンパクト化を行う等、配付資料を少なくする工夫をする。	○	○		
4	要綱等は、サイボウズやアークウィズシェア上に登録・管理し、極力、紙の使用量を少なくする。	○	○		
5	外部の機関等から印刷物で入手した資料等については、電子化して閲覧するようにする。	○	○		
6	サイボウズやアークウィズシェア上の情報や電子化された資料は、パソコンの画面上での閲覧を原則とし、印刷は最小限に止める。		○		
7	コピー機は、枚数や拡大・縮小の誤り等のミスコピーを防止するため、使用前に各自設定を確認するとともに、次に使用する人に配慮し、使用後は必ず設定をリセットする。		○		
8	プリンターやコピー機で複数頁の印刷をする場合は、原則として両面印刷として、可能な限り縮小・集約印刷を活用する。		○		
9	プリンターやコピー機で印刷する際は、トレイを使い分ける等して、可能な限り、裏紙（片面使用済みのコピー用紙）を使用する。		○		
10	印刷を行う場合は、その頁数や部数が必要最小限の量となるように考慮し、極力、残部が発生しないように配慮する。		○		
11	印刷物等は、可能な限り軽量の紙を使用する。	○		○	
12	資料等は、各人がそれぞれ保有することを控え、共有化を図る。	○	○		
13	ポスター、カレンダー等裏面が活用できる紙は、メモ用紙等に利用するよう可能な限り工夫する。		○		
14	使用用紙量を毎月職員へ周知する。			○	

Ⅲ 節水

	項 目	各部課 で取組 むもの	役職員 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの	ビル管 理者で 取組む もの
1	手洗い時、トイレ使用时、洗い物においては、日常的に節水を励行する。		○		

Ⅳ 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理

	項 目	各部課 で取組 むもの	役職員 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの	ビル管 理者で 取組む もの
1	使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制する。	○	○		
2	再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用する。	○	○	○	
3	詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により製品等の長期使用を進める。	○		○	
4	コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイクルしやすい素材を使用している製品を購入する。	○			
5	包装・梱包（段ボール等）の削減、再使用に取り組む。	○			
6	店で物を購入する際は、袋を持参するなどしてレジ袋を受け取らないように努める。		○		
7	紙、金属缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック、電池等のリサイクル可能なものについて、分別回収ボックスを適正に配置する等により、ごみの分別を徹底する。			○	○
8	保存年限を過ぎた文書類は、機密文書等を扱う専門のリサイクル業者に処理を委託する等、機密の保持とリサイクルに取り組む。	○		○	
9	ごみの排出状況をチェックし、結果を毎月職員に周知する。			○	

V イベント等の実施における環境配慮

	項 目	各部課 で取組 むもの	役職員 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの	ビル管 理者で 取組む もの
1	主催イベント等において包括的に環境配慮を行う。	○	○		
2	機構が発注する事業等については、適切な環境保全の取組みがなされるように、入札時及び発注時に必要な事項を盛り込む。	○			

VI グリーン購入の推進

	項 目	各部課 で取組 むもの	役職員 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの	ビル管 理者で 取組む もの
1	コピー用紙、印刷物・パンフレット等、名刺、その他の紙について、再生紙又は未利用繊維への転換を図る。	○			
2	再生パルプの使用率や白色度を考慮した再生紙利用を行う。	○			
3	再生パルプ使用率を印刷物等に明記する。	○			
4	エコマーク商品を優先的に購入する。	○			
5	再生材料から作られた製品を優先的に購入、使用する。	○			
6	間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入、使用する。	○			
7	修理や部品交換が可能で、部品の再使用、素材の再生利用が容易な設計の製品を優先的に購入、使用する。	○			
8	環境に配慮した物品等の調達に係る方針に基づき物品リストを作成し、リストに基づく購入を行う。	○			
9	グリーン購入の状況について、年1回集計して公表する。	○		○	

Ⅶ 温室効果ガス排出量の把握

	項 目	各部課 で取組 むもの	役職員 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの	ビル管 理者で 取組む もの
1	機構が自ら行なう事務・事業により排出する温室効果ガス排出量を把握し、年1回公表する。			○	
2	機構におけるカーボンオフセットについて試行的検討を行う。			○	

Ⅷ 役職員に対する啓発

	項 目	各部課 で取組 むもの	役職員 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの	ビル管 理者で 取組む もの
1	役職員に対して、環境配慮に関する啓発を行う。 具体的には、 ① 環境配慮や環境保全に関する研修を実施する。 ② 役職員が日常の業務の中で環境配慮活動を実践するために取り組むべき項目（チェックリスト）の点検を7月及び1月に行い、その意識向上を図る。 ③ 国等が主唱する環境関係の諸行事等へ職員が参加しやすいよう必要な情報提供を行う。			○	

Ⅸ 削減目標

平成23年度の電気使用量及び用紙使用量の削減目標量を次のように定める。

- 電気使用量（※）について、中期計画に基づき、温室効果ガス量換算で平成18年度比3%削減する。（※）電気使用量についてはOA機器及び照明を対象とする。
- 東日本大震災の影響による電力事情に鑑み、中期計画に基づく削減に加え、夏期におけるピーク時の大幅な節電を始め、電力使用量の削減に努める。（削減目標及び手法については別に定める。）
- 用紙使用量について、平成18年度比10%以上を削減する。

平成 23 年度職員研修実績

全研修実績	28 講座	402 名
-------	-------	-------

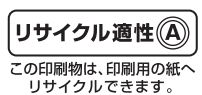
内訳

1. 外部研修

研修名	研修日程	受講者数
[環境調査研修所関係]		
環境行政実務研修	4/1～3/31	1 名
野生生物研修	5/24～27	1 名
廃棄物・リサイクル基礎研修	6/14～17	1 名
国際環境協力基本研修	6/27～7/1	3 名
大気・交通環境研修	9/27～30	1 名
環境教育研修	10/11～14	2 名
環境影響評価研修	11/14～18	1 名
日中韓三カ国合同環境研修	11/20～26	1 名
環境パートナーシップ研修	1/30～2/3	1 名
地球温暖化対策研修（一般コース）	2/6～10	1 名
[管理部門関係]		
政府関係法人会計事務職員研修	10/3～11/18	2 名
給与実務研修（人事院勧告関係）	10/14	1 名
予算編成支援システム研修	10/19	1 名
行政機関等の個人情報保護法制セミナー	10/24	1 名
公文書管理研修 I	11/25、2/3	2 名
[その他]		
統計研修「専科 PC を用いた統計入門」	10/17～21、1/23～27	2 名
マニュアル作成研修（公開講座）	2/15	1 名
人権に関する国家公務員等研修会（後期）	2/15	7 名
環境問題史現地研修（西淀川コース）	2/16～17	2 名
計	19 講座	32 名

2. 内部研修

研修名	研修日程	受講者数
新任主任研修	4/19	11 名
階層別研修（課長）	1/27	14 名
階層別研修（課長代理・主任専門役）	1/18	15 名
階層別研修（調査役・係長）	1/17	21 名
階層別研修（係員）	1/30	24 名
e ラーニング研修（個人情報保護等）	11 月～3 月	14 名
e ラーニング研修（簿記）	11 月～2 月	4 名
産業医による健康管理研修	12/20、1/11	166 名
コンプライアンス研修	3/16、3/23	101 名
計	9 講座	3 7 0 名



この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

